

南蠻ノ硯箱ト香合

十七日、あうちぬよ御ゆるり五つ参也、後藤正三郎殿よ御状并鯉二つ参也、爲御禮自是御状被遣也、酒井左衛門尉殿御見廻也、有樂殿御状参也、竹中丹後守殿御状参也、御返事追ふ被遣也、筋向橋五位太夫御使并御祈念之御被進上也、與安法印、府河原源太左衛門右御見廻也、山岡内記鹽引二尺上申也、兵庫之御宿宗佐御見廻申、南蠻之硯箱一、同香合一つ進上也、同所兵庫助一郎虎木津一端、同手切五筋進上也、奈良具足屋善兵衛諸白兩樽進上也、永井右近殿御状并爲御使石川監物被遣也、佐久間河内殿御状被遣也、宗薫御見廻也、天氣よし、

〔元和先鋒録〕

二 御凱旋次第

藤堂高虎

○上略、五月九日、藤堂高虎、翌日十日、京都に罷登、二條御城に参候、勝軍之御大坂ヲ發スルコトニ係ル、

有馬豊氏

〔米府年表〕

天

春林院殿御世 豊氏 有馬

○上略、豊氏大坂從軍ノコト、五月八日、秀頼自殺ノコト、家康退陣ノ

係ル、コトニ台廟者、翌九日御退陣、公同日御軍をまと給ひ、十日御上京、伏見よ於て、神祖台廟に御拜謁、直に御在勤、同九月御休暇、福智山へ御歸陣、

〔池田家履歷略記〕

四

元和元年乙卯 大坂夏陣

池田利隆  
伏見ニ上ル

五月十日、姫路の土肥周防ニ御書有、横井養元携へ歸る、其趣、

養元歸候間令申候、我等事、今日伏見へ上り申候、先度者米五百俵取らへらと心付候段、中々書中ニ不得申候、毎度あうら此度之義、別る令満足候、其元之義萬事油斷無之様ニ頼入候、扱々今度之仕合、う様ニ候、んとい思ひもよらば候、目出度事無申計候、秀頼も八日之晩ニ切腹にて、天下太平とハ此事ニ候、頼る可令歸城候間、すくよ其方へ可参候、謹言、

五月十日

武藏 御判なし、

土肥周防殿

○池田忠雄岡山城ニ移リテ、亡兄忠繼ノ遺領ヲ繼グコト、六月二十八日ニ、蜂須賀至鎮ノ淡路國ヲ加賜セラル、コト、閏六月三日ニ、松平忠直、伊達政宗参議ニ任ゼラレ、藤堂高虎ノ從四位下ニ敍セラル、コト、同月十九日ニ、淺野長晟ヲ從四位下ニ敍スルコト、七月十六日ニ、各、其條アリ、参看スベシ、

〔参考〕

〔落穂集〕

五十

二條の御城へ、越前の家老兩本多を被召出、今度大坂表御先

元和元年五月十日

三四五

家康忠直  
ノ家老ニ  
前田勢ヲ



元和元年五月十日

三四六

手此義ハ、加賀筑前守へ被仰付候處、越前勢夜の内ニ出勢仕り、加賀勢を  
押拔候と有之ハ、いり成る子細に候哉、言上可致旨被仰出候と也、時、伊豆  
守申上候ハ、此方家中ニ、御上ニも御存之者ニて候吉田修理と申、大名分  
此者罷在候、壹万四千石領知仕候ニ付、自分此人數もよほと有之、尤組付  
此侍共も有之候所ニ、修理義、いりある所存ニ候哉、去ル六日、此夜中、自身の  
一手を引纏ひ、城の方へ押出し候と有之義を家中此者共承り及び、修理ウ  
組下の者共に先を被越候、いと有之、我もくくと馳出候付、私共兩人義も  
無心元存跡を追ひ出勢仕候ゆへ、參河守旗本計跡に残り、可留様も無御座  
候付、出勢仕候、右之次第ニて、家中此者共義ハ、修理ウ跡、茶白山の近所  
迄押詰申、さる儀、御座候、夜明候ての儀ハ申上、不及候、此段、於、後  
日、ふ至り御尋も可有御座候間、修理ウ存寄の程をも承り、届可差置と、私共  
兩人申合罷在候處ニ、其日一戰之刻、修理ウ手、先よく追崩し候、城方此者共、  
天滿の方へ敗走仕候を追討候と、修理義ハ天滿川へ乘入、其身馬共、沈  
ミ相果候ニ付、何を承り可届様も無御座、近頃卒忽の至り恐、入奉候旨申  
上候へハ、其後ハ、何の御尋も無御座候と也、

大坂表に出陣有之諸大名京都へ上り集り被申候へハ、二條の御城へ被爲  
召、大御所様御目見被仰下候節、着座の御書付を以、御目付中御列座を差圖  
有之時、松平伊豫守忠昌ハ、上總國姉ヶ崎と申所ニて壹万石被下置候節  
之儀、おれハ、表通り、ふハ三番め計も後口、ふ着座被致候由、然る處、大御所  
様出御被遊、何ともへ上意乃旨有之、各頭を下ケ居被申候後、口、ふて、忠昌延  
上り、松平伊豫守是、罷在候と高聲、被申上候へハ、大御所様御覽被遊、其  
方儀ハ自身の高名迄相遂候と有、御感の上意を被成下候由也、

〔寧固齋談叢〕

二 越前の忠直卿法名伯公、一 結城中納言秀康卿、此御嫡子也、大

坂御陣、首數三千七百討取給ふ、此時權現様肩衝、此御茶入を被進、忠直卿  
諸士を集め、件の御茶入を鐵槌を以て細、打碎き、匙、よて御すくひ、軍功の  
者とも、給、はる、是より御亂氣也、

〔紳書〕

一 初花茶入の事 附 細川氏之話

又大坂の賞、少將殿へ神君の賜、はら、を給ひし初花と云茶入の事ハ、三河  
よ念誓といふ者、神君へ此茶入を獻りて、これを揚貴妃の油壺と申傳へて、  
某、もと、ふ求候と申、さ、り、初花と云ふ名物たるよし申、ヌもの有し、う、ハ、

元和元年五月十日

三四七



此念誓よ、其賞として五百石給ふへしと有しよ、某知行よ望あし望む所ハ、當國の酒入事を某にとらしめ給ハ、何事ヲ是よあくへきと申れハ、易き事なりとて御判を給リ、其後代々の君も、先判の如くさるへきの御手印を賜る事也、是を少將殿へ賜りし也、然るニ尾張よてあされし御年譜ニハ、初花をハ秀吉よ給ハるといふ事心得られ、秀吉へ遣ハされし、後よ又當家へ歸りて、又少將殿へ賜りしよや覺束なき事也、

細井次郎大夫、今ハ山本藤二郎よ改名せし、其座よ在て云、三河國を通りしハ、馬子申ス、ヒヤサカヤにて酒飲んと云しを、いなる謂レの名よやと存せしよ、冷酒屋と書付し、あるし有家よ入りて、酒求めて飲り、此號珍敷由申れハ、是ハ神君へヒヤサケを獻りし者よて、諸役免許の者の子孫也と馬子申き、もし是念誓り後ると云、

〔附録〕

〔異本寛永小説〕 松平出羽守、信州松本ハ、直ハ出雲國一國十八万石餘被下置候、舊領ハ七万石也、此時出羽守御前を罷立候跡よて、御近習衆へ被仰候ハ、出羽守事、十三歳よて、大坂御陣の節、御供ハ不被召連候所、忍び候て御

家康戲ニ  
松平直政ニ  
敵ヲ見

テ逃レタ  
リト聞ク  
ハ眞カト  
問フ

直政ノ答

跡より參着いさし候、其節何れも褒美仕候、其後御歸國の節、權現様出羽守を被召、其方義、大坂表の節、敵を見て逃候と聞し召候、誠ハ候哉と御直ハ御尋被遊候へハ、出羽守申上候ハ、私義逃候と聞召され候ハ、ケ様よ被爲召候義ハ有之間敷候、偽ふて候段ハ申上候よ不及候と言上、幼少よりたゞ者ハハゐらざる故、ケ様よ段々御取立被遊と也、

〔武州文書〕

七橋樹郡  
大野河原村百姓五百次郎家藏

宛知行分之事

- 一 高千七百三拾四石六斗貳升者 府中領 高木村 今○立越前國
- 一 高六百石七斗貳升者 同 領 聖丸村 大○野郡
- 一 高七百貳拾壹石六斗三升五合者 同 領 檜津村 丹○野郡
- 一 高三百八拾九石者 大野領 堂本村 大○野郡
- 一 高千百四拾八石六斗三升者 勝山領 伊知地村 上○同
- 一 高百四拾貳石七斗貳升者 府中領 笹川村 丹○生郡
- 一 高百五拾壹石九斗四升壹合者 同 領 櫻谷村 上○同
- 一 高百五拾三石八斗六升七合者 西方領 若杉村 内足○同羽郡

荻田主馬  
助ノ所領



元和元年五月十日

一高四拾壹石八斗六升七合者

高合五千八拾五石

右爲加増令扶助訖全可有領知者也仍如件

元和元年

卯九月五日

○直松平忠  
黒印

荻田主馬助とのへ

公家衆伏見ニ抵リ秀忠ニ謁ス、

〔言緒卿記〕五月十日丙辰雨今日將軍御目見被參公家州人許アリ予モ參了、

〔土御門泰重卿記〕五月十日晴天神事午時雨降家君當將軍爲御見廻

伏見迄御出當番倉橋參候雨終日雖夜不止

〔附録〕

高野衆家  
康ニ謁ス

〔高野山大德院御由緒略記〕同年元和五月九日聖方集議中其外密嚴院  
奥之坊於二條御城大御所様御前に罷出大坂落城御凱陣爲御祝儀毛氈五  
枚獻上仕恐悅申上候

秀忠ニ謁  
ス

同月十日大德院聖方集議中其外密嚴院奥之坊於伏見台德院様御前に罷  
出大坂落城御凱陣爲御祝儀毛氈三枚獻上仕恐悅申上候

但慶長十九年十一月大德院よおゐて文祿三年大權現様御奉納之大威

徳明王を本尊と仕當尊之秘法（摩訶止持）五檀之大護摩御祈禱開白聖方僧侶老若

とも丹誠を抽修行仕且又元和元年四月ふ大德院ニおゐて五檀之大護

摩聖方惣中集會抽精誠修行仕五月十三日結願四月廿一日る集議中追

々高野山より下向御陣中ニゐる大德院御加持仕集議助呪仕候事

十一日丁巳秀忠ニ條城ニ抵リ家康ト密談ス、

〔駿府記〕五月十一日午刻將軍家自伏見渡御二條御所御密談移刻申刻還

御伏見云々

〔言緒卿記〕五月十一日丁巳雨將軍様大御所へ御出了、

幕府高力忠房等ヲシテ松倉重政等ヲ從へ大和ニ赴キ大坂ノ殘黨ヲ搜  
索セシム尋デ重政堀内氏弘ヲ捕フ幕府氏弘ノ弟氏久ノ功ニヨリ氏  
弘ノ死ヲ免ズ、

〔寛永諸家系圖傳〕八十高力忠房左近大夫日ノ上略五月七ル落城の後台

高力忠房

元和元年五月十一日



元和元年五月十一日

三五二

徳院殿忠房ならひり高木筑後守山田十大夫よ命しき目付とく桑山伊賀守同左近別所孫次郎本多因幡守神保左京亮松倉豊後守をく忠房よは多しめ和州宇多の城よ居す殘黨を尋搜て國中の制法を定おく

桑山元晴

〔寛政重修諸家譜〕

九百九十二

桑山元晴長兵衛伊賀守

五月十一日高力攝津守忠房におほせく大坂乃餘黨を追捕せらるゝ乃とき弟貞晴とよもにおほせをうきたるはりて去終にあさかひ大和國に赴く

同貞晴

左近貞晴

五月十一日仰により高力攝津守忠房にまさかひ兄元晴とこれく大和國に入き大坂乃殘黨を追捕せ

松倉重政

〔寛政重修諸家譜〕

千五百二十五

松倉重政九十郎豊後守

略上落城乃ち高力攝津守忠房よ添て大和のいさり大坂の殘黨を捕ふ

堀内氏弘赦サル

〔寛政重修諸家譜〕

七百四十四

堀内氏弘若狭

慶長年録り氏弘は主水氏久の兄とし元和元年大坂城ぬこもて没落乃とま大和口を抜いて生捕せ罪に處せらるゝといるとも氏久の功よよて

○秀頼夫人徳川氏ヲ守護シテ城外ニ出デシヲ云フ死刑を宥めらきて追放せらるゝといふ

〔淺野考譜〕

三

淺野但馬守長晟

略中紀州新宮の任人堀内若狹守元清を

誓紙ヲ出サシム

此度大坂方の士將ニ備しり落城の後遁出し茂五正月十五日板倉豊後守重正政擲捕て京都に指出ス但馬守此由を聞て此者者紀州一揆の統領則我等出陣の妨をなす候間於紀州磔罪仕度と訴訟有之處彼まろ弟堀内主水手段を以秀頼之御臺所を落字アルカ免まろ則主水ニ下されしといふ

〔本光國師日記〕

七十

後六月十四日和州法隆寺役者衆中井大和を被越今度大坂預ケ物出入私曲無之由之誓詞披見可申由申來候へ共仰出無之候間不及披見返ス

○中坊秀政奈良社寺ノ奉公人竝ニ領地人民ノ大坂ニ籠城スルヲ禁遏スルコト四月二十一日ニ大坂ノ將士大和ニ放火シ松倉重政等之ヲ防ギシコト同二十七日ニ各其條アリマタ堀内氏久ノ故秀頼夫人徳川氏ヲ護送セシコト五月七日ノ條ニ見エタリ竝ニ參看スベシ

〔參考〕

〔諸家雜記〕

五附錄

山本鐵心碑銘

○上略本月七城陷之後敵軍隊將新宮左馬介遁於熊野義安進及於和芴五日ノ條ニ收ム

元和元年五月十一日

三五三

松倉重政ノ臣山本義安堀内



元和元年五月十一日

三五四

條捕之、新宮多力、義安執其手、折其指、踏之、重政賞之、即賜新宮之佩刀、重政問軍士之功、及義安天野可古、則以其功之明顯、不問之、後義安有故辭、在大坂、伊豫松山城、主松平隱岐守、定行召之、義安到松山、即依其舊功、賜采地、舉爲隊將、義安居家有仁惠、能睦親族、矜僮僕、有浪士饑渴者、則顧養之、受其恩者太多、義安有一弟曰義通、養于前川氏、仕爲青山大藏少輔之家臣、寬永十四年丁丑、肥州島原賊起、官兵攻之、義通奉青山君之使、馳到島原、正月朔日、突入三城、與賊合鎗相擊、遂中賊炮、傷股、不日而愈、及二月二十八日、城陷之日、速入本城、與賊力戰、獲首級、大藏少輔賞其功、賜狀、加其祿邑、義安既老、平居嗜茶、與同志之友、閑居消日、寬文元年辛丑、義安臥疾未愈、八月、養病于京師、遂不起、嗚呼、冬十一月十二日卒、年六十五、葬于豫芴松山天德寺、號旌忠院、鐵心玄剛居士、初、義安娶松倉重政之姪女、有一男、曰良辰、襲父之祿官、在松山、使其長男義統、請于余曰、僕父義安、屢務軍事、世多知之、往歲嚴有大君近侍之臣、上聞之、其後元老酒井忠清公、召僕懇問之、其名既顯達矣、僕欲立碑於京師、伏請記其事、余感其孝心、叙其始末、而作之銘、銘曰、

松有百尺之勁操、梅有番風之魁名、嗚呼、義安之勇、志剛忠精、鐵心石腸、

兮、美譽芳聲、先進拔群、兮、難波之城、膂力踏敵、兮、首出揮鎗、嗚呼、義安兮、名遂功成、

〔紀伊國地土由緒書拔〕

伊○紀 新宮堀内家之次第

一新宮堀内安房守領地ハ、上室郡太田原ト申候、下ハ勢州堺錦之浦迄、今檢地六万石計モ可有御座候、又新宮ノ下ニ有馬ト申所ニモ有馬殿ト申堀内同前之侍御座候、此家絶申ニ付、有馬新宮兩家共ニ房州手ニ入申候、然レモ有馬之被官ト新宮之被官ハ新宮ニ置申候、内方モ有馬一人新宮一人置申候間、掛持之様ニ仕候、同書ス○同書トハ何ヲ指ニ、天正十三年、秀吉公當國入來之時、本知無相違御座候處、石田治部少輔御退治候時、西國方ニ參候故、御改易被仰付、其後加藤肥後守殿ニ知行二万石計ニテ有付、三十年以前肥後國ニ多相果申候、

一房州子息數多御坐候内、新宮腹之子者堀内若狹守ト申、淺野紀伊守殿ニ多、知行五百石取罷在候處、大坂陣之砌、大坂ニ籠リ申候、落城之後、和州ニ多捕レ、切られ申分ニテ御坐候處、堀内主水ト申候多、房州子息之由、天壽院様大坂御出之御用ニ立申候ニ付、其忠功ニ依多、一門中今度大坂ニ籠

元和元年五月十一日

三五五



元和元年五月十一日

リ申もの共、命御免被爲成候故、若狹守も命助、片桐出雲守殿ニ七拾人扶  
持取候多居申候得共、今程浪人仕候多、和州ニ居申候由、此若狹守大力ニ  
テ、手柄之様ニ承及候、此八九年已前、新宮ニ參候得共、被官共馳走仕、路銀  
等合力仕歸、申由承候、

一有馬腹之子ハ主膳ト申候、房州没落以後、熊野ニ罷在、大坂冬陣之節、北山  
一揆起申候を退治、然共淺野右近太夫合力後、不仕候故、夏之御陣ニ大坂  
籠申候、落城之時、是後右之主膳(本方)故命助、方々牢人仕、又熊野ニ參り、被官共  
之合力ニテ、十年計居申候、嶋原之時分、江戸へ參り、只今堀内主水方ニ  
留居申候、補加兵衛ト申昔之被官筋之者、土井大炊頭殿ニ五百石取居申  
候、又太地五郎左衛門ト申者、是後大炊頭殿ニ三百石取居申候、又芝次郎  
左衛門ト申者、酒井讚岐守殿ニ七百石取居申候、此由身ニテ心安罷在、方  
々持申様ニ承リ候、

一堀内主水ハ、右書付申通、天壽院様大坂御出之時、御用立申ニ付、一門中命  
御免、其上知行五百石被爲下、于今御旗本ニ罷在候、是後房州子息之由ニ  
候得共、何之處ニ由出來申子ニ由御坐候も不存候、

一堀内右衛門兵衛と申者、房州外戚腹之子ニ由御坐候、藤堂大學殿伯母母、  
ニ由御座候故、大學殿へ參り申候多、知行貳千五百石取居申候、由御坐候、

〔南紀古士傳〕

伊〇紀 熊野穗積氏三苗

大坂冬ノ役ニ、行朝若狹守堀内故郷新宮ニ立歸、忍々譜代之家人を催、其勢三百  
人ニ由籠城也、秀頼公御感悅ノ餘り、則紀州宰人和州宰人都合五千人御預、  
伊木七郎左衛門遠雄ウ相備へととして、大和口を堅ム、尤真田左衛門ウ出丸  
ニ進ム、同夏ノ役、落城ノ刻、行朝舍弟堀内主水、一族守殿藤介貳人ノ者、秀頼  
卿御簾中を奉守護、本田出雲守陣所へ立退申候事、神妙思召、兄行朝科御赦  
免之上、主水ニ新地貳千石被下、宇殿藤介ニも千石被下候所、藤介願候ハ、此  
度新地拜領有かウ奉存候へと、何とそ先祖ウ知行仕候新宮宇殿村を  
被下候様奉願候處、御聞届之上、宇殿村千五拾石、永代御朱印頂戴也、  
此度之働別ウ神妙思召候、仍ウ地鵜殿高千五拾石餘、永代遣之候、彌奉  
公可仕者也、

秀忠公御朱印

元和三年二月

鵜殿藤介との

元和元年五月十一日



元和元年五月十一日

〔武德編年集成〕

八十 〇上略、五月十五日、新宮行朝堀内氏弘捕ヘラルル、コトニ係ル、

三五八

氏弘等大坂城ニ入ル  
氏弘ハ藤堂氏ニ氏宣ニ仕フ

高樋主水大坂ニ籠ス

傳稱ス、行朝ガ曩祖若狹守氏眞ハ、白河帝ノ勅ニ因テ、紀州牟婁郡ノ押領使ト成リ、世々熊野ニ住ス、其後裔主水氏忠、永享ノ末ニ、南帝ノ勅ヲ蒙リ、近衛左府經忠公ノ庶子ノ中、氏經朝臣ヲ以テ養子トシ、館ノ四面ニ遑ヲ掘テ住スルユヘ、世ニ堀内殿ト稱ス、氏眞ヨリ十一代牟婁郡新宮ノ城主堀内安房守石田ニ與シ、没落ス、男子四人アリ、一ハ左馬助氏弘新宮若狹行朝稱ス、二ハ右衛門兵衛氏滿、三ハ主水氏久、四ハ主膳氏時ト稱ス、去冬氏朝也氏滿上下三百計ニテ、藤堂高虎ガ住吉ノ陣所ノ向ヲ押通り、勇氣凜然トシ、大坂ニ馳入り、籠城シ、氏滿ハ堀内大和ト稱ス、然ニ弟氏久ハ、兼テ本多正純ニ調略シ、城ニ籠リ、簾中ヲ落シ奉ルユヘ、兄二人モ英武ノ譽ヲ以テ、行朝ヲ藤堂高虎是ヲ招キ、二千石ヲ授ク、主膳氏時ハ、遠江參議賴宣卿ノ臣ト成ト云々、

〔十津川郷鎗役由緒家筋書〕

〇家傳史 略 〇上高樋主水儀者、和州之住人ニシテ、増田右衛門尉幕下ニシテ御座候處、慶長五年關ヶ原御陣之節、右衛門尉没

落以後、牢人ニシテ、和州ニ忍罷在候處、大坂ハ御招ニ付籠城仕候、和州之案内

者故、權現様南都御陣取之時分、奈良町中を焼拂候積リ之火付ニ罷越候處を、十津川之者共見知候、河内國駒ヶ谷ニシテ生捕、中坊左近様に相渡申候事、

大坂ノ殘黨ヲ刑ス

〔東大寺雜事記〕

ニ 五月十二日、終日雨、諸寮人十六人、中坊ヨリセイハイ、

高井殿内之火付也、

十四日、櫛木才四郎大坂籠城仕、曲事ニ依而、中坊ハセイハイ、興元寺ヒクワ

ン、

十五日、ヤタ寺ニ而廿五人セイハイ、

十九日、八專ぬり、イヤ川ニ而五人セイハイ、辻子和泉殿ヨリ、

廿日、興福寺龍雲院彼廉ニ於般若寺アブル、四十六歳云云、

柴ハウリニ出ルヲ壹吊ニ付二束ツ、十八日ニ取ル也、今度大坂之儀ニ

付而、當國火付ト號ス、虛名カト云云、先代未聞、咲止千万也、

六月廿九日、和上坊振舞有之、并中坊ヨリ、今度ノ大坂道具御アラタメニ奉

行來而坊内一ケンモ不殘サンガウ也、拜ガ有之、様子別記ニ有之、

〔春日社司祐範記〕

次之記 〇乙卯年 五月五日、曉天聖禪房罪科也、今度

元和元年五月十一日

三五九

預物ノ詮議



元和元年五月十二日

三六〇

大和一揆ノ詮索ノ家衆一揆ニ加ハルトノ風

大坂浪人ノ隠匿ヲ禁ズ

聖禪房實榮ヲ火刑ニ處ス

大坂預物ノ詮議

明石全登ノ搜索

方々一揆以外之催シ及沙汰處其中同心之事現行故ト云々既中坊へ召寄籠者ト云々言語道斷之次第也京都ニモ一揆同心公家衆其外町衆在々在家出家無盡期由申來了盡々其間無隱故及成敗者數多也

五月八日大坂窄人共於隱置者可爲曲事之由從將軍樣中坊左近奈良中被相觸了寺社之儀者從一門樣被仰出候條則惣社并禰宜中へ申渡了

十九日聖禪房實榮成敗也火ノ責ヲ被請痛敷事不及言語今度一揆之衆同心故ト云々雖及強問終無白狀證據不慥不便次第於火中所存覺悟之躰無比類万民感涙不斜也年來知音別而令愁嘆者也

將軍樣御下知ニ而

六月廿九日大坂預物糺明トテ中坊左近ヨリ寺社盡々町中屋サガシアリ當家へモ一人來臨之條内儀不殘倉中ニテ一覽候社家中一ヶ所モ無申事

相濟了禰宜衆方ニ封ヲ付及難儀了壬六月明日寺中諸院諸坊屋サガシ子細者

明石掃部隱居ルト云ニ付テ左近殿沙汰也一圓雜説ト云々乍去當分物念無是非次第也

十二日成幕府諸大名諸代官ニ令シテ大坂ノ殘黨ヲ追捕セシム

〔駿府記〕五月十二日今度大坂落人國々逃散之間可進速搦由諸代官守護

人地頭被仰遣

〔鍋嶋勝茂譜考補〕四 大坂夏陣

大坂ノ落人改ニ付テ酒井土井ヨリノ狀アリ云

猶以今度男女濫妨大坂外之者をハ無異儀歸候様ニ可被仰付候以上

急度申入候今度大坂外之落人御領分へ罷越ニ付男女幼者ニ不限召搦可被成御上候不及申候得共船口堅御改專一存候若隱置人於有之ハ曲事ニ可被仰付候間可被入御念儀肝要候恐々謹言

五月十二日

土井大炊助  
酒井雅樂頭

〔薩藩舊記增補〕

二 御文庫ニ番箱家久公壹卷中  
家久 公御譜中ニ在リ ○薩摩

以上

急度令啓上候仍大坂落人之儀付テ土井大炊殿酒井雅樂殿方以書狀被仰入候不及申候へ共被入御念被仰付尤存候委細從御兩人之書中ニ可有御座候條具不申上候恐惶謹言

元和元年五月十二日

三六一

鍋嶋氏へ

落人ハ男  
女老幼ヲ  
問ハズ捕  
ヘシム  
港口ノ警  
戒

島津氏へ



元和元年五月十二日

三六二

柴カキ  
元和元年 五月十六日

山口駿河守

直友判

嶋津陸奥守様

參入々御中

○土井酒井書  
狀所見ナシ

〔觀心寺文書〕

内○河

猶々、右之通りとく可申付候間、我等參不申候内ニ、少もおとし候者惣  
中大事可爲候、其御心得候へく候、以上、

昨日ハ貴札拜見致候將又今度大坂へこもり候をの共、あつけ物女子と、  
くあらとめ候へと御意ニ候間、少も御うくしニおゐてハ、寺中之大事可爲  
候間、其御心得可有候、二三日中ニ其元へ可參候郡中之儀、如去年之被仰付  
候間、すへのき申百性候者、御あをし可有候、恐惶謹言

甲斐庄喜右衛門尉

五月十日

正房(花押)

觀心寺

惣中參

〔古文書〕

小林  
記録御用所本

小林田兵衛元次拜領、同新次郎元雄書上

明石全登  
ノ搜索

奉書  
明石掃部平岡筋へ欠落致候由申來候付、遠藤但馬とさうに被遣候、但  
州と能く御相談候、被致案内候て、御さうし可有候、爲其一書如此候、恐  
々謹言、

安帶刀

直次書判

五月十四日

小林多兵衛殿

細川氏へ  
ノ令

〔細川家記〕

忠興八

五月十五日二通、○一通ハ十五  
日、廿七日、追々御國へ被下候六通、  
別紙壹通、十八日、廿四

秀頼ノ二  
子ヲ搜索

殘黨ヲ隠  
匿スルモ  
族ニ及ブ

急度申遣候、秀頼様御子、御一人ハ十、御一人ハ七つニ御成候、行方不知ニ  
付、諸國御尋之事ニ候、又今度大坂ニ籠り候御直之衆程之者共、面々之國  
々相改、急度とらへ上可申旨被仰出候條、此書狀參着次第、城々其外國中  
念を入尋出し、自然あくしおくをの有之候ハ、一類々んそく可相果候  
間、得其意かさく可申付候、幾度も念を入せんさくをへく候、又女より共  
歴々の衆をハ、必可出候、恐々謹言、

五月十五日

越 御判

元和元年五月十二日

三六三



此書中、宗加兵衛所へも可申遣候以上、

- 一 氏宗入老
- 二 松右京殿
- 三 小民部殿
- 四 益藏人殿奉
- 五 志九左殿
- 六 鐵炮組中壽齋
- 七 長伊賀殿
- 八 長中務殿
- 九 村八郎左殿奉
- 十 志宗加
- 十一 加々隼人殿
- 十二 加曲齋
- 十三 惣奉行中次兵衛方へ長式部殿奉
- 十四 牧左馬殿奉
- 十五 志主水殿
- 十六 番頭中雅耶兵衛樂
- 十七 長右馬殿奉
- 十八 長内膳殿
- 十九 長勘ヶ由殿
- 二十 藪内匠殿
- 二十一 荒少兵殿
- 二十二 朽六兵殿
- 二十三 長内匠殿
- 二十四 志宗加
- 二十五 小又右殿
- 二十六 主水

此内宇佐社家中、社僧中、彦山座主政所く不てへも、念を入可申遣候已上、

以上

急度申遣候、大野主馬舟よて西國表へ罷退候由、此方ニ取沙汰候間、我々領分浦々島々ニ舟を逗留させ、何へんも相改可申候、主馬よかきらそ落人於有之ハ、急度搦捕可申候、返々つち二人のあゝらさる島々まで、念を入相改可申候、不可有油斷候、恐々謹言、

五月廿七日

御判

右六人○氏宗入老、小民部、朽六兵、ニ御當被成候、中周防、小又右、長勘ヶ由、

〔代毛利氏四考證〕

譜兒玉市之進家

山代

今度大坂籠城之もの、老若男女童ニ至まゝ下々共よ在々所々よ隠居候者、可遂注進事、

元和元年五月十二日

大野治房ノ捜索

毛利氏領國中ニ令ス

男女老幼ヲ問ハズ進スベシ



元和元年五月十二日

付、番衆等手堅申付可申越事、

一公領人給無に落人之せんさく手かさく申付候、庄や肝煎并給人留守居之もの、墨付取置、以來共ふ開出次第、可申越候事、

一自然落人下々まで隱置候ハ、一廉法度よ可申付事、

一隱置候落人告あらせ候ものハ、可加褒美事、

一此節えれさる旅人宿りし候儀、可爲停止更、

右之條々於相輩者(背カ)以來聞届候とも、其身一類之儀候ハ、不及申、庄屋肝煎まで、法度ニ可申付候也、

五月廿六日 御印判

兒玉隱岐

布施土佐

隱置クモ  
ノハ罪ス  
報告セシ  
モノニハ  
賞與ス  
旅人ノ宿  
泊ヲ禁ズ  
庄屋肝煎  
スモ處分

〔石清水文書〕

三

尙々、福長十太夫、福持庄右衛門、此兩人可申候以上、

急度申入候其地喜右衛門と申者、大坂落人矢野々五左衛門と申者抱置候由、訴人御座候間、急度被仰付、五左衛門不致欠落様ニ可被仰付候、竹越山城

八幡ニテ  
大坂落人  
矢野五左  
衛門ヲ捕

致相談可申入候へ共、右之訴人申様者、早々可申入由申候間、先々以使者申入候、恐惶謹言、

板伊賀守

勝重花押

五月廿八日 元和元年

田中殿 清カ秀

善法寺 清カ舜

新善法寺 清カ重

猶々、兩人衆も訴人御座候よより申入候間、若相替事候ハ、我等所へ可被仰越候、右之衆と談合可申候、以上、

急度申入候、先日内々被仰越候大坂ニ籠候者親、其地ニ居候由承候、唯今御中間衆助九助藏被申候之、子共々其元ニ隱居申由、訴人御座候由候之間、左様之者をは改可申由、御中間衆へ被仰出候由、彼兩人被申候之間、御改候て御渡可然存候、猶於様子者、右兩人ハ可被申入候、恐惶謹言、

板伊賀守

大坂籠城  
者ノ家族  
シム

元和元年五月十二日



元和元年五月十二日

壬六月十六日○元和元年

勝重花押

三六八

田中  
善法寺

新善法寺人々御中

〔筆蹟類聚〕

廓山和尚大坂より秀道和尚に之御返書但横掛物也

此外清閑被申る候

以上

書札具ニ令披見候○中

一大坂落人ニ一夜之宿も堅御法度よて候間何様之者參候共一宿御無用

ニ候拙子所ニ出入申衆へ能々可有傳説候

一喜多院殿清涼院へも以書狀可申候へ共忘候間無其儀候一門様御出京

ニ御座候へも御兩所も御越候も御祝儀被仰上可然と存候由傳説憑

入候

尙又今度之留守中一入御苦勞推量申候、纏多可令歸宅候、可被心安候

恐々謹言

大坂落人  
ヲ宿泊セ  
シムルヲ  
禁ズ

蜂須賀氏  
大坂籠  
者ノ詮  
者ノ詮

五月十一日

正譽花押

秀道公參人々

此掛物ニ信譽殿宿上人之裏書も有之也

〔附録〕

〔大坂濫妨人并落人改帳〕

表紙大坂濫妨人改之帳

慶長廿

松平阿波守

濫妨人之分

細山主水所ニ有之者

一坊主壹人

紀州伊都郡之者大坂農人橋筋小刀うる甚左衛門と申

者之女房親類よて候故罷越居申由ニ候

一女壹人

生國大和之者大坂町ニ後家よて居申者之由候主水内

森三郎兵衛とらへ罷越候

一男子貳人

右之女せりれ年八ツ、五ツ、

一女子壹人

右之女せりれ年三ツ、

元和元年五月十二日

三六九



一女壹人

大坂鹽屋町紺屋甚三郎と申者の女房、主水内村上十兵

衛とらへ罷越候、

一女壹人

右之むせめ、是も十兵衛とらへ罷越候、

一女壹人

大坂日本橋筋木屋之彌作と申者之下女、主水内村上傳

右衛門とらへ罷越候、

一女壹人

高麗もの、大坂せんを町人かゝに奉公仕居申者之由候、

主水内小川市兵衛とらへ罷越候、

合九人内

三人男  
六人女

稲田修理所ニ有之者

一女三人

大坂稻荷町孫左衛門と申町人妻子之由申候、

一男壹人

右之孫左衛門せうれ、

一女壹人

大坂あんどじ町醫師彦兵衛女房之由候、

一男子壹人

大坂鹽町彌左衛門と申者の下人之由候、とし十一、

一女壹人

大坂よて伯嗜(ヤク)と申仁の屋敷の内へ、後家よて罷居者之

由候、伯嗜名字不存由申候、

但宿をり居申由候、

一女壹人

大坂せんを町之孫右衛門と申者之女房之由候、

一女壹人

大坂谷町よて餅うりの五郎左衛門下女之由申候、

一女壹人

大坂久法寺町又左衛門と申者之下女之由候、

一男壹人

右之下女せうれ、

合拾壹人内

三人男  
八人女

倉知兵庫所ニ有之者

一男壹人

大坂あぼぢ町(モカ)加右衛門と申町人之さうりとり、

一男壹人

大坂高麗橋筋桶屋喜平次所ニ居申者之由候、

一男壹人

近年但馬ニ罷居候兄、大坂へ今度こゝり候由承ふと大

坂へ罷越、町ニ罷居申者之由候、

一女貳人

大坂平野町喜左衛門、五郎左衛門と申者之女房之由申

候、

合五人内

三人男  
二人女

黒部豊兵衛所ニ有之者



一女壹人

大坂にて、堺與右衛門所ニ奉公仕居申由候、但高麗者

一女壹人

大坂久太郎町四丁目之五郎右衛門と申者之女房之由

申候、

一女子貳人

右之者むせめ年十一、三つ、

合四人 女

島角右衛門所ニ有之者

一女壹人

大坂にて鈴木田安右衛門小者女房之由申候、

一女子壹人

右之女むせめ、と一六つ、

一男子壹人

大野主馬内大工喜左衛門所ニ居申者之由候、年十二

合三人内 男壹人 女貳人

稻田八郎右衛門所ニ有之者

一女壹人

大坂にて入地軍大夫と申者ニ下女之由候、

一女壹人

堀田圖書内山本五郎作下女之由候、

合貳人 女

太田次郎左衛門所ニ有之者

一女壹人

真田左衛門佐鐵炮之者女房之由申候、

一女壹人

大坂にて上本町二丁目桶屋宗右衛門と申者之女房之

由申候、

合貳人 女

此外男女三人、疊屋次右衛門妻子めしつゝ罷下候、此次右衛門と申者ハ、當春ハ御疊被仰付堺津ニ罷居候、今度御出陣之時、妻子相尋ニ罷登、住吉にて妻子ニ行合、則召つゝ、次郎左衛門所へ罷付候、下申候、

小林與三兵衛所ニ有之者

一男壹人

堀内圖書内北野九右衛門と申者所ニ居申由候、年十五

六、

蜂須賀藏人所ニ有之者

一男壹人

大坂にて竹田榮翁所ニ奉公仕居申由候、

一男壹人

大坂にて鷹匠衆所ニ奉公仕居申者之由候、

合貳人 男



神田助右衛門所ニ有之者

一 女壹人 大野主馬小者之女房之由申候、

一 女壹人 大坂にて吉田次兵衛使女之由申候、

一 女壹人 大坂にて坪内縫殿助使女之由申候、

合三人 女

松岡九郎右衛門所ニ有之者

一 男壹人 津田長右衛門ニ奉公仕居申者之由候、泉州貝塚召つ

と罷越候、但若黨、

下山部右衛門組

八田奎左衛門所ニ有之者

一 男壹人 大野主馬内から小性久八と申者之さうりと、

佐治九左衛門所ニ有之者

一 女壹人 和州池之島と申在所彌介女房之由申候、彌介大坂へこ

もり、八丁目黒茶や次右衛門と申者之所ニ宿をとり

居申由申候、

岡田半右衛門所ニ有之者

一 男壹人 大坂玉作り清水町疊屋宗左衛門と申者所ニ奉公仕居

申由候、

江司藤左衛門所ニ有之者

一 女壹人 下難波ニ後家にて罷居申者之由候、

衣川五郎右衛門所ニ有之者

一 女壹人 堀田監物下女之由候、

一 男壹人 大坂久法寺町二丁目之菴よや助右衛門と申者下人、

合貳人内 男壹人 女壹人

柘植勝太所ニ有之者

一 女貳人 速水甲斐守下女之由申候、

赤堀右衛門作所ニ有之者

一 男壹人 いはその百性之由申候、大坂ニ罷越、玉作り黒川金大夫

と申町人借屋ニ母と一所ニ居申、

一 女壹人 伊勢町小左衛門と申町人はおそむこよて候間、かゝり

居申者之よし候、



合貳人内 男壹人 女壹人

林勝内所ニ有之者

一女壹人 藤懸土佐所ニ奉公仕居申者之由候、

一女子壹人 右之女むせめ、年八ツ、

合貳人 女

梯五郎作所ニ有之者

一女子壹人 大坂上町ニ母と一所ニ罷居申者之由候、

川村九郎兵衛所ニ有之者

一女壹人 伊藤丹波鐵砲之者女房之由申候、

一男子壹人 右之女せりれ、年五ツ、

一女貳人 多賀之右近下女之由申候、

合四人内 男壹人 女三人

奥山半九郎所ニ有之者

一女壹人 伊藤丹波組丹羽忠兵衛所ニ居申者之由候、

牛田又十郎所ニ有之者

一女壹人 大野主馬内伊藤林慶女房之由申候、

一女貳人 右之女祖母むせめ、

合三人 女

小崎八郎兵衛所ニ有之者

一女壹人 常真様御小人の女房之由申候、

一男子貳人 右之女せりれ、年七ツ、三ツ、

合三人内 男貳人 女壹人

森久兵衛所ニ有之者

一女壹人 大坂内町酒や與右衛門所ニ居者之由候、

林彌五右衛門所ニ有之者

一男子壹人 南之花田村與右衛門と申者之せりれ、年七ツ、

内田五左衛門所ニ有之者

一女壹人 こ持味村ニ後家よて居申者之由候、

櫻木半七所ニ有之者

一男壹人 本國尾張之者、大坂久太郎町次郎左衛門と申者所ニ居



申由候、

一男壹人 神野彌三右衛門所ニ有之者  
一女壹人 生國尾張之者大坂久法寺町ニ商賣仕居申者之由候、  
右之者母、

合貳人内 男壹人  
女壹人

益田勝兵衛所ニ有之者

一女壹人 大坂小谷町にて茂介と申者女房之由候、  
一女壹人 右之女むせめ、  
一男壹人 右之ものせりれ、

合三人内 男壹人  
女貳人

石坂與一兵衛所ニ有之者

一女壹人 大坂まんきう町ニゐひとりすぎ仕居申もの、よし申  
候、  
一男子壹人 右之ものせりれ、

合貳人内 男壹人  
女壹人

忠津勝右衛門所ニ有之者

一男壹人 長曾我部右衛門太内中山次郎介と申者方ニ居申由候、  
一女壹人 山田五右衛門所ニ有之者  
大野修理内かち小性召遣候又介と申下人女房之由申  
候、

三宅彌四郎所ニ有之者

一男壹人 大坂にて正田小左衛門と申者之方ニ居申者之由候、  
一女壹人 長谷川六衛門所ニ有之者  
大坂玉作りニ後家にて罷居候者之由候、

平瀬孫兵衛所ニ有之者

一女壹人 大坂にて白樫三郎兵衛小者女房之由申候、  
一男壹人 津坂平右衛門所ニ有之者  
長曾我部右衛門太郎與力加藤八大夫小者の由申候、  
一女壹人 伊藤丹後與力喜右衛門下女之由候、

合貳人内 男壹人  
女壹人



長江刑部所ニ有之者

一男壹人

大坂生玉ニて大工作右衛門と申者之弟子、

一男子壹人

大坂八町目之者森平右衛門セリ、年九ツ、

但平右衛門ハ長曾我部所へ奉公仕候、

一男壹人

大坂谷町かちや惣兵衛セリ、

一女子壹人

平野者よて候へ共、大坂八丁目之與十郎ハ弟子ニて候

間、まうりこしか、り居申由候、

合四人内

三人男  
一人女

西尾將監所ニ有之者

一女子壹人

大坂ニて龍藏寺屋敷彌一と申者所ニ居申由候、此女之

とめニハ、彌一ハ伯母むこニて御座候、

一女子壹人

年五ツ、此れやこつまの者之由候、

一女子壹人

年五ツ、主親之儀セリ、候間不存候、

合三人

女

野村左門所ニ有之者

一男壹人

大坂谷町助三と申者之由候、

一男壹人

江州大津之者喜介と申候、奉公望ニて大坂へ罷越候へ

共、未主取不仕者之由候、

一男壹人

本國泉州之者、大坂せんを町ニて、たをこり居申由候、

合三人

男

林平大夫所ニ有之者

一男壹人

京極若狹殿者由候、今度大坂ニて手を負、ひはをもらい

申付て、奉公望之由申候間、めしつを罷越由候、

平山八郎左衛門所ニ有之者

一男子壹人

大野道犬組山川十左衛門と申者之所ニ奉公仕居申由

候、年十三、

森甚右衛門所ニ有之者

一男壹人

大坂谷町新兵衛と申者之所ニ居申由候、

一男壹人

大坂篠町四郎兵衛と申者之所ニ居申由候、

合貳人

男



一男子壹人

若山善右衛門所ニ有之者  
年八ツ、此親塚之者ニて御座候、名ハ吉兵衛と申由候、今  
度大坂へこもり、あんどじ町ニ居申由候、

穂積勝九郎所ニ有之者

一男子壹人

大野道犬内森田半右衛門せうれの由申候、年十二、

一女子壹人

右半右衛門むすめ、年九ツ、

一男壹人

えさ此兵庫所ニ居申若黨の由ニ候、

合三人内

男 貳人  
女 壹人

坪田作介所ニ有之者

一女子壹人

長岡監物小者之女房之由候、

一男子壹人

右之女むせうれ、年三ツ、

合貳人内

男 壹人  
女 壹人

小南六郎兵衛所ニ有之者

一女子壹人

大坂ニて壬生出羽所ニ居申者之由候、

青山權七所ニ有之者

一女子壹人

長曾我部小者之女房之由申候、

一女子壹人

右之女むせうれ、年六ツ、

合貳人 女

堤安右衛門所ニ有之者

一女子壹人

大坂ニて加藤九兵衛内角兵衛と申若黨の女房のよ  
申候、

陰山茂左衛門所ニ有之者

一女子壹人

塚あやの町助右衛門と申者之後家之由候、

一男子壹人

右之者せうれ、年十、

合貳人内

男 壹人  
女 壹人

渡邊平左衛門所ニ有之者

一男子壹人

大坂ニて岡吉右衛門所ニ居申者之由候、

高島源右衛門所ニ有之者

一女子壹人

大坂ニて津田藤三郎所ニ居申者之由候、

安井奎兵衛所ニ有之者



元和元年五月十二日

三八四

一男壹人

兵庫之者組紺屋與兵衛と申者之せられ、大坂へたそこ賣ニ罷越由申候、

一男子壹人

長谷川彦左衛門所ニ有之者  
大坂にて農人橋につめ町人源右衛門と申者のせられ、年十、

一男壹人

眞野勝兵衛所ニ有之者  
本國紀州之者桶ゆいにて御座候故、大坂へ當春上下ニ罷越、天満ニ居申者之由候、

一女壹人

堀越藤兵衛所ニ有之者  
大坂玉作り稻荷町ニひとりせられ仕居申者之由候、

一女壹人

稻荷町喜兵衛と申町人之女房之由申候、

一男子壹人

右之をのせられ、  
眞藤彦兵衛所ニ有之者  
大坂久太郎町助右衛門と申者所ニ居申候之由候、

合三人内 男壹人 女貳人

一男子壹人

惠藤作兵衛所ニ有之者  
大坂をくらう町四丁目鹽うり藤五郎と申者之せられの由候、

一男壹人

大坂にて津田新右衛門下人之由候、

一女壹人

是も新右衛門所ニ居申もの、よ候、  
里村權左衛門所ニ有之者

合三人内 男貳人 女壹人

一女壹人

明石掃部組上田又兵衛所ニ居申下女之由候、

一女壹人

中島式部組三宅吉兵衛所ニ居申下女之由候、

一男壹人

大坂町にてひとりせられ仕居申もの、よ候、  
大坂からをの町河瀬勝大夫所ニさうりとり仕居申由候、

合四人内 男三人 女一人

一男子壹人

市原藤介所ニ有之者  
大坂下町の者、但明石掃部組小倉作左衛門所ニさうり

元和元年五月十二日

三八五



とり仕居申由候、年十三、

一女壹人

木村吉右衛門所ニ有之者

攝津國賀茂のいふふくと申在所之者之由候、大坂へ罷  
越居申候へ共、主ハ無之由申候、

木村万介所ニ有之者

一男壹人

堺大町もくら小路大工助右衛門所ニ居申者之由候、

益田五介所ニ有之者

一男壹人

大野修理内北村彦左衛門所ニ奉公仕居申もの、よし  
候、

早川九大夫所ニ有之者

一男壹人

大坂御堂筋紺屋小右衛門と申者之所ニ居申候、

下山路右衛門組  
吉成五左衛門所ニ有之者

一男子壹人

天満六町目五郎右衛門と申町人せうれ之由申候、年十  
三、

堀尾五郎左衛門所ニ有之者

一男壹人

後藤又兵衛内長谷勘兵衛所ニ奉公仕居申者之由候、

一男壹人

大坂谷町ニ母と一所ニ居申者之由候、年十五、

合貳人 男

中野藤左衛門所ニ有之者

一女壹人

河内國王子村又右衛門と申者之女房之由申候、此又右  
衛門ハ大坂にて相果申由候、

一男子壹人

右之者せうれ、年三ツ、

一女壹人

河内國王子村之者之由申候、

合三八人 男壹人  
女貳人

山崎内匠所ニ有之者

一女壹人

大坂あつち町皮や喜兵衛と申者之女房之由申候、

一男子貳人

右之者せうれ、年八ツ、六ツ、

一女壹人

大坂清水町彌左衛門と申一錢うり女房之由申候、

一男子壹人

右之者せうれ、年九ツ、

一女壹人

河内國あひこと申所之者にて御座候、大坂へ賣物仕ニ



罷越申由候、

合七人内 男四人 女三人

武市十左衛門所ニ有之者

一女壹人

此者之儀十左衛門縁類此跡めしつゝい候若黨の女房

にて御座候今度大坂せんをにて田川彌五左衛門者

とらへ申候十左衛門相知之者にて御座候間住吉ニ

て彌五左衛門所もらい申候但此者之男前々主人

を引切今度大坂にて鉄炮之者仕候然共落城四五日

以前ニ奉公ニ罷出候故當主人之名字不存之由申候

一男壹人

右之女せうれ年四ツ、

合貳人内 男壹人 女壹人

河嶋之

岡村四郎左衛門所ニ有之者

一女壹人

大坂町にて方々一季おりの奉公仕候て居申者之由候

木戸次右衛門所ニ有之者

一男壹人

生國紀州之者真田家中ニさうり取仕居申者之由候

肌付編孫七所ニ有之者

一女壹人

本國尾張之者大坂町にて方々一季おりの奉公仕在之

由候孫七親類にて御座候故、つゝ罷越候

白郷太郎右衛門所ニ有之者

一男子壹人

年五ツニ罷成候主親の名ゝつゝ候へ共、不存よ申候

益田彦左衛門所ニ有之者

一男壹人

河内國宿と申所之者之由候主親無之由申候

山尾所兵衛所ニ有之者

一男壹人

大野道犬内あう十左衛門と申者之せうれ年十五、

一男壹人

大坂本町三町目之作右衛門と申町人の弟、

一女子壹人

大坂鹽町之源右衛門と申町人之むせめ年八ツ、

一女子壹人

大坂うはら町宗右衛門と申町人のむせめ、と一六ツ、

合四人内 男貳人 女貳人

淺川新兵衛所ニ有之者

一男子壹人

年四ツせうれにて御座候故主親の名を不申候、



一女(壹カ)三人

那東郡平嶋西光寺所ニ有之者  
大坂久法寺町ニて油うり仕者之由候、西光寺下人知人  
ニて御座候故罷下由申候、

一女壹人

立木金左衛門所ニ有之者  
生國江州之者、あつと、一所ニ大坂南谷町與兵衛うし  
ミセニ居申者之由候、

一女壹人

右之女母、

合貳人 女

寺澤主馬組  
梯勘次郎所ニ有之者

一男壹人

生國筑前之宰府之者、大坂ニて濱主膳所ニさうりとり  
仕居申由候、

寺澤主馬組  
木内左太衛門ニ有之者

一男壹人

大坂ニて太田右衛門介所ニさう(御脱カ)とり仕居申者之由候  
立原庄介所ニ有之者

一女壹人

生國攝津國荒川村九兵衛と申者之むせめニて御座候、

一女壹人

大坂ニて長曾我部内山本兵右衛門下女之由申候、  
生國江州坂本庄内又右衛門と申者之むせめニて御座  
候、大坂うあき谷ニて彦兵衛所ニ奉公仕居申由候、

合貳人 女

安藤理左衛門所ニ有之者

一男子壹人

生國紀州湊之者ニて御座候、此親かへぬりニて御座候、  
大坂へ上下に罷越居申由申候、

浅井牛介所ニ有之者

一女壹人

堺櫻町ゑあみや猪兵衛所ニ居申もの、よし申候、  
右之女せくれ、年七ツ、二ツ、

合三人内 男貳人 女壹人

谷市兵衛所ニ有之者

一女壹人

大坂玉作り町源二郎と申者女房之由申候、  
右之者むせめ、年卅五、七ツ、

一男子壹人

右之源次郎子、年四ツ、



合四人内 男壹人 女三人

一女壹人 森甚太夫所ニ在之者  
生國阿州之者大坂ニて大野主馬内新庄惣兵衛下女之

由候、

山田源太左衛門取次  
新井甚兵衛所ニ有之者

一男壹人 生國但馬國くぼ村の者大坂ニて大野主馬所ニ兄の

橋本兵藏居候付て大坂へ罷越居申者之由候、

山田源太左衛門取次  
和田彌次兵衛所ニ有之者

一女子壹人 年五ツ大坂ニて大野修理かち小性めつうい候又介

と申之の、むせめ此母山田五右衛門所ニ居申候、

篠原作左衛門取次  
助九郎所ニ有之者

一男壹人 大坂あつち町さし物仕大工新右衛門孫ニて御座候

地切船頭理兵衛所ニ有之者

一男壹人 大坂久法寺町藤兵衛と申者之子之由申候年五ツ、

安藤孫平次所ニ有之者

一男壹人 住吉ニて次郎兵衛と申者之さうりとり之由候かあゝ

と申所ニてとらへ申候年十三、

伊藤清兵衛所ニ有之者

一女子壹人 大坂ニてとらへ申候年四ツせうれニて候故主親の名

不存候、

一男女壹人 右同年貳ツこれもあれ不申候、

合貳人内 男壹人 女壹人

青山久左衛門所ニ有之者

一男壹人 大坂表ニてとらへ罷越候町人下人之由申候、

麻植郡内  
麻植塚村彦三郎所ニ有之者

一男壹人 大坂ニて木々田半左衛門所ニさうり取仕居申由申候、

牛田利徳所ニ有之者

一男壹人 大坂ニて借屋ニ罷居る大工之由申候、

おやこ  
河内國荒川村之者商賣人之由申候、

一男壹人 右之者せうれ、



一男壹人 河内國荒川村商賣人之由申候  
 一男子壹人 大坂にて借やニ居申大工<sup>ら</sup>への由申候年十二、  
 一男子壹人 堺南たゝきの者此之親住吉へめしつを罷越うり申候、  
 一女貳人 大坂せんを町にてひとりせに仕居申者之由申候、

合九人内 男五人 女四人

右之人數

合百九拾三人内 男九拾壹人 女百貳人

附箋 本帳之跡書 以上

監妨人數合百七十七人内 男八十二人 女九十五人

右内 奉公人男 十七人

同 女 三十三人

町人男 廿九人

同 女 四十七人

男子 卅五人

女子 十六人

落人之分

岡孫左衛門所ニ有之者

一 榎島勘兵衛と申仁

秀頼へ御奉公人之由候、但孫左衛

門弟にて御座候、

一一 色勘介と申仁

右同前、但孫左衛門ござうとにて

御座候、

合貳人

稻田修理所ニ有之者

一 山内意慶と申坊主、長曾我部右衛門太郎かゝへ奉公人、但近年修理知行

所ニ醫師仕罷居候、去年大坂へ參申候、山内松軒弟にて御座候、

津坂平右衛門所ニ有之者

一 別所藏人子、年七ツ、但別所豊後さめにおいよて御座候、

益田主殿助所ニ有之者

一 吉野藏人女房共、御陣外<sup>(前分)</sup>月初ニ下女三人下男壹人上下五人よて罷下

候、是は片桐市正殿女房衆兄弟故、大坂ニ被置候事いり、と被存候



元和元年五月十二日

三九六

哉、離別之由にて、主殿介は女房衆と縁者之儀候故、をくり被越候、

慶長廿年

太田勘四郎

六月十二日

茂政(花押)

篠山加兵衛

家忠(花押)

武市十左衛門尉



山田織部



細山主水

政慶(花押)

明石内記  
ノ搜索

〔大村家譜〕

六

純頼 元和元年、執政令鎮西諸國、搜索大坂殘黨、明石内記

者有識者告、明石匿長崎人宗仙之家、執政命當家捕之、純頼即到彼地、拷問之、

宗仙曰、明石去此之廣嶋、在佃又右衛門宅、福島正家土純頼即行廣嶋、使家臣純勝

到城下索之、純頼在船純勝告之、福島氏家長詰問佃氏、佃氏曰、明石雖來、又去、未知

森氏領内  
ノ大坂浪人  
證案

其所在、於是純勝請福島家長、取證文以呈純頼、純頼即到江府達之、執政甚稱其所爲

〔森家先代實錄〕

〇六 播磨

扱元和二丙辰年八月、大坂陣中善惡打入の誓詞

被仰付々れハ左之通、

一大坂浪人兩御所様より御穿鑿強き御觸ニ付、地庄官苦南郡田之村蘆田

作内、英田郡安藤三郎兵衛兩人之、大坂ニ籠城したるニ依テ、兩人の老父

ヲ牢舎させんれハ、安藤ハ森可政へ訴出申々るハ、籠城したる科ニ依テ、

老父助太夫牢舎之由承罷出候、某ヲ如何様ニも御掟ニ被仰付候へと申

付、三郎兵衛も牢屋へ遣し々れハ、父助太夫云様ハ、某もえや八十二及ひ、

餘命も無之、何とて歸さばどとて、泪ヲ流し歎き悲む、三郎兵衛いふ様

ハ、御老躰の御身あれハ、もしもの事も候ハ、(一)廟所へ參とご(二)と腹切

ン事モ口惜し、御存生の内ニ罷歸、御面拜し奉る、偏ニ冥理ニ叶しと老父

ヲ三拜して、牢ニテそハ入ふんり、而ノ父助太夫ハ於牢屋死々る故、公義

科人の事あれハ、鹽酒漬よして、二階町の初の牢屋ニ有し、濱の新牢を

送る時分、死體ヲハ捨らば、蘆田ハ終よ出もせず、大坂浪人御詮儀終テ

元和元年五月十二日

三九七



大坂浪人  
近江八幡  
ヲナス

高宮ニテ  
大坂浪人  
ヲ召捕ル

大坂浪人  
夫去ノ工

元和元年五月十二日

三九八

後、安藤ハ森對州へ知行よて出ると也。上略

〔中野圓心長壽院に指上書付〕 直孝様御代、大坂後、南郡八幡邊ニ浪人集

り盜賊す、其近邊之者共も、彼賊よまきれ、狼藉を致す由聞へゐるよより、御

代官の手ニ餘らばと、石原主膳へ御人數割御渡シ置れ候由、

大坂御陣無程、高宮宿ニ取籠り候者有之、宿中騷動役人之手ニ難及、人損し

多く、然處川合彌五助、服部小平太、多賀參詣其場へ欠付、兩人去て取申候由、

其時近邊ニ居候浪人、手早キ働有之候故、彌五介、小平太ニ被仰付被召出、其

後如何成儀、又候彼浪人御改易被仰付候、

〔老士語錄〕 五 慶長大坂落<sup>マ</sup>、節、浪人共十八廿人程ツ、云合テ、一所ニ退

ケルニ、牧方邊ヲ夜通リシヲ、大坂ノ落人分<sup>マ</sup>、所セヨトテ、鉦ヲ鳴シ、大キニ發

抵<sup>マ</sup>ナリ、其内ニ功者有テ、跡サキヨリツカレテハ通ル、夏ナルマシ、何茂某カ

云ニ付玉ヘナラ<sup>マ</sup>、五月ニテ島ニ芋ノ生ケルヲ一本根トモニ拔、真ヲ一本殘

シ、其外ハ葉共ニモキ捨、真ノ中へ細竹ヲ指込、鉄炮ト見セ、根ノ所ヲ臺尻ト

シ、切火繩ヲ持ツヘ、惣々<sup>マ</sup>カタケテ通ルニヨリ、真ノ鉄炮ト見ナシ、近付<sup>マ</sup>無

其所ヲ恙ナク引過シト也、古今共ニ勝軍ノハ、其勢ヒツヨク、大風大波ノ打

如ク、勇氣十倍シテ、下々迄モ競ヒ進ム也、負軍シテハ、日比場カス有武邊者

ト云ル、者モ、惣軍ニ引立ラレ、勇氣クシケ、不出來成、夏多シ、左様ノ節取ミ

タス<sup>マ</sup>、無、一言ニテモ能言葉ヲ遣フヲ稱美ス、増テ左略ノ働キアルヲヤ、日

比ノ嗜ノアラハル、處也。上略

〔因幡民談〕 九 高橋市兵衛刑戮事

元和年中、高橋市兵衛ト云、大坂牢人、當國へ來リ、不慮ノ誅戮ニ遇ケリ、此者

大坂一亂ノ節、城ニ籠リ、故アルモノニテヤアリケン、人數五百ノ大將ヲセ

シトカヤ、其後ハ身ヲカクスヘキヨスカモナケレハ、此彼コニサマヨヒア

リケケルニヤ、當國若櫻へ來、所ノ者ヲ驚シ、馳走ヲサセ、物ヲモ受通ラント

思ヒ、又ハ加様ノ方便事ヲ言テ、先々ヨリ命ヲツキテヤ來ケン、我ハ江戸ヨ

リノ藏シ、横目ナリ、傳馬ナト出セト言ケル故、所ノ者不審シ、急キ城下へ注

進シ來レハ、先鳥取へ引寄、光政公家臣ノ評定人共穿鑿ヲイタシケレハ、無

紛借言<sup>マ</sup>テ、陳スヘキ様モアラスシテ、牢獄ニ入ニケル、折節、江戸檢察ノ上使

ヲハシケル比ナル故、此旨ヲ窺ヒケレハ、左様ノ者廻ルヘキ子細ナシ、急キ

元和元年五月十二日

三九九

大坂浪人  
高橋市兵  
衛因幡若  
櫻ニテ刑  
セラル



元和元年五月十三日

四〇〇

殊ノ外ノ能筆ニテアリケルトカヤ、誅殺書立ノ高札ヲ見テ、手跡ヲ詬リタ  
リケルトイヘリ、家中ニ其所縁アリテ、尋ントテ來リケレトモ、如此ニ成ケ  
レハ、其事ヲモ言出サス、其所縁ノ者モ閉口シ居ケルトカヤ、サテ誅戮ノ場  
ニ臨ミケルニ、人歩共柱ニカラミ、已ニ柱ヲ推タテ、木ノ根ヲ固メタリケル  
ニ、鉄ノ柄ヲアクルトテ、足ニツヨクアテケレハ、アラケナク怒リ、何トテア  
テケルソ、痛キトテ腹立ケル、奉行ニツキ居ケル侍、今少ノ間ノ事ヲ、堪忍シ  
給ヘト云ケルニ、又此奉行ノ侍ヲ怒リ、物ノ義ヲ辨ヘヌ男哉、イカニ今死子  
ハトテ、痛キコトヲ痛トハイハテアルヘキカト云ケレハ、彼奉行無返答閉  
口ス、死ニ臨ミテ變セス、勇氣ニ屈セス、理ヲ詰言ヲ放チシコト、イカメシキ  
臨終也、武士ノ嗜尤カク有ヘキコト也、彼侍イハレナキ事ヲ云ヒテ、當坐ノ  
聡ヲ受ニケル、心得アルヘキ事ナリケリ、略下

十三日、己未幕府、遲參ノ諸大名ニ命ジテ、大坂附近ノ道路ヲ修築セシム、

〔萩藩閥録遺漏〕

四ノ一 中澤九郎左衛門所持

一大坂大道をし道普請可被仰付候由、昨日御普請奉行衆、御ふまよ  
て候、一万石ニ五十人宛可被指出候由、略上下略、五月十四日附、福原  
越後外六名宛、毛利秀元書狀、

大坂道普請

攝津河内  
津路堤内  
塘修理工  
事抄ラズ

福島忠勝  
長柄堤ノ  
修理ヲ命  
ゼラル

〔細川家記〕

十四 忠興八

六月中、忠興君より御國へ被下候御書七通、略他ハ

一今度大坂表御合戦手ニ、略とさる四國中國之衆、大坂廻リ攝津國河内堤

道々そこね候分、御普請被仰付候、于今不出來、よゝく敷躰ニ候事、略上

六月二十一日附、氏家宗  
入外十五名宛、忠興書狀、

〔黃薇古簡集〕

二

去朔日之書狀之趣、具令披見候、先以備後守無事之由、就其家中各初何事無  
之由、令満足候、次大さの去年なごらの下へき切候所、又京都迄之堤筋御普  
請、備後守へも被仰付候由、就其何を無油斷様ニ被申渡候通、尤之儀候、次此  
表相易義無之、我等事息災ニ候間、各機遣在之間敷候、謹言、

六月十七日

大夫(花押)○福島  
正則

武藤修理殿

津田豊前守殿

尾關右衛門太郎殿

うちゝ新介殿

松田下總守殿

元和元年五月十三日

四〇一



元和元年五月十三日

四〇二

本庄與二郎殿  
 うまごとのも殿  
 くら田藏人殿  
 坂井主膳殿  
 津田いあゑ殿  
 齋藤武右衛門殿  
 千石但馬守殿  
 林 龜介殿  
 柴田源左衛門殿  
 真鍋五郎右衛門殿  
 えちや市兵衛殿  
 さとゝ右京殿  
 高月左介殿  
 森平右衛門殿  
 長尾平右衛門殿

そふへ仁右衛門殿  
 北二郎左衛門殿  
 きぬ川正之丞殿  
 くりく助三郎殿

〔土佐來集〕

從五十八所載 同年、元和 大坂落去の後、道堤等御普請、

〔参考〕

DIARY OF RICHARD COOKS.

June 25, [1615.] There passed divers boates with men from Fingo and Shashma to goe to Osekey to make cleane the fortres, and, as it is said, they begyn to build the cittie of Osekey and Sackay againe, the Emperour having geven order that yf the former owners will not forthwith new build their howses, that any other may enter upon the *Chaune* (or plot), and build upon it.

〔リチャルド・コックス日記〕

一六一五年六月廿五日、○新曆七月十五日ニシテ、元和元年六月十日ニ當ル、肥後及び薩摩の人を載せたる船數隻此地○肥前を通過せり、是大坂に赴きて、城内の取片付をなさん爲めなり、尙ほ傳ふる所によれば、皇帝は前所有者若し速に家屋を建築せざる時は、何人にてても其チャウネ即ち地所に入りて建築するを得べ

元和元年五月十三日

四〇三

大坂堺市  
街ノ復舊



元和元年五月十三日

四〇四

しと布告したれば、大坂并に堺の市街は再興に着手せし由なり、

〔大坂御陣覺書〕 下 西國中國の諸軍、大坂城燒跡掃除之内百日在陣被仰付候、

西國中國ノ諸軍ヲ百日間滯留セシム

〔越中舊事記〕 元和元年辰五月大坂落城、此時六月より千人夫に御領分る出

千人夫ノ體內遺留ノ銃丸ヲ取出ス

ル百性治郎左衛門ウ下人喜右衛門ト云者、大坂にて鑛炮を腹に受罷歸り候、後玉を掘出し覺よし、

毛利秀就、中川久盛、寺澤廣高等、二條城に抵り、家康に謁ス、是日、僧衆マタ二條城に祇候ス、

〔駿府記〕 五月十三日、雨降、中川内膳正盛、寺澤志摩守高參着、則出御前、今

中川久盛等戰期ニ遅レシヲ謝ス

度不逢御合戰、依遠國無念之由言上云々、

〔寛政重修諸家譜〕 六百五 寺澤廣高志摩守 元和元年乃御陣にハ、唐津を

寺澤廣高

發して攝津國ヲおもむきしふ、城をてよ陥しかた、ちみ京師にいざり、東照宮よ拜謁に、

〔中川家譜〕 坤 内膳正久盛、略 中同、略 元年四月日詳ナラス、徳川家ト豊

中川久盛

臣家ト和睦破レ、再ヒ大坂へ出陣ノ處、五月日詳ナラス、船中ニテ大坂落城

毛利秀就

ノ旨ヲ聞テ、大坂へ着シ、直ニ京都へ赴キ、同年同月十三日、寺澤志摩守廣高ト一同將軍秀忠ニ謁シ、遠國ニテ遅參無念ノ旨申述ル、

〔萩藩閔録遺漏〕 四ノ一 中澤九郎左衛門所持

一去十日、西宮被成御着候、則時福越事、御目見え爲御問合ニ、御先へ伏見罷

上、十一日ニ可參着候て、佐州様得御意候處ニ、早々御目見え可然之由被

仰候間、十二日ニ御登城候處ニ、色々御懇之御意とも御座候つる由候、遅

參仕、今度手合不申由候て、迷惑ニ候と被仰上候へハ、御必きヲおそく

被仰遣、其上船中心まりせニあらぬ事ニ候間、遅參さるへきと被仰出、一

段御懇切之上意にて御座候つる由候、公私御安堵無申計候、

一十二日ニ、京大文字や所迄御出候間、十三日ニ大御所様被成御目見え候、

是又御仕合能候て、則伏見ニ被成御戻候、上下略、五月十四日附、福原越後外六人宛、毛利秀元書狀、全文

ハ八日ノ條ニ收メタリ、

〔寛政重修諸家譜〕 六百七 毛利秀元甲斐守 凱旋の、ち、二條城ふをいて、諸

毛利秀元

將拜賀のとれ、辱き台命を蒙る、

〔毛利氏四代實錄〕 考證

元和元年五月十三日

四〇五



湯原宇兵衛國安家

湯原太郎左衛門尉元嘉又次郎治左衛門慶長貳拾年五月、大坂御陣之御供仕、然處七日石山落城仕、家康公ニ者、京都二條御城被成御座、諸大名後、京都ニ御詰被成候、太郎左衛門元嘉者、小姓組と被仰出候、井原掃部組に御附被成候、京都者御人數差間ニ付、攝津國尼崎ニ宿陣仕、天下無異儀ニ付、御人數被差戻候故、六月歸國仕候事、

細川氏ノ兵陣ニ宿陣ス

〔別吉川家譜〕

五月八日、秀頼公自殺シ玉ヒケレハ、家康公即日茶磨山

ヲ出テ京都ニ上リ、二條ノ城ニ入玉フ、九日、秀忠公岡山ヨリ伏見ノ城ニ入、十日、二條ノ城ニ入玉ヒケレハ、廣正公京都へ上リ玉ヒ、二條ノ城ニ於テ、家康公、秀忠公ニ謁シ玉ヒ、家督ノ禮ヲ仰セ上ラル、御帷子廿御單物御馬一匹ヲ賜フ、

吉川廣正家康秀忠ニ謁ス

舊記物 武徳編年集成

按スルニ、後六月三日、廣家公ヨリ松岡安右衛門、祖式九右衛門、篋備前守、香川左京、今田下野守、香川宗尤、吉川内記、吉川勘左衛門、吉川隼人へ連名ニテ賜フ書ニ、去月廿五日之書狀、今日二日到來候、仍而、大御所様御前へ、

法中衆ノ禮

十四日、庚申待御遊アリ、

〔梵舜日記〕

五月十三日己未、雨降、二條之城へ法中衆ノ御禮也、

〔言緒卿記〕

五月十四日庚申、天晴、禁中へ庚申待七人之内ニ召加被候了、曝帷子ニツ拜領也、

廿五ニ又次郎正廣被罷出、仕合能相調申候由ニ候、外實我等満足更ニ申ハ疎候、各御心中可爲同前候、此方下々迄モ悅申候事、御察之前候、將軍様御前之儀モ、定而比ニ可相調候間、到來待申候、濃々可申候へ共、先々祝儀申度候テ、投書狀候、ヤカテ一兩日中朝枝吉左差上候間、其時可申候、次越州今度取分御勢之段、以書狀懇ニ申下候、可御心安候トアリ、又閏六月二日、廣正公ヨリ二宮兵介へ賜フ書ニ、兩御所様御目見仕合能相調付而、爲祝儀申越、一種到來祝着候、猶面之時可申聞候トアリ、

又按スルニ、廣正公御歸國月日詳ナラス、江氏家譜ニ、秀就公七月賜御暇、長門御歸國トアレハ、此頃廣正公モ歸國シ玉ヒシ歟、

○吉川廣家致仕シ、廣正嗣ギシコト、慶長十九年十二月二十五日ニ、毛利秀就ノ出陣セシコト、本年五月四日ニ其條アリ、各、參看スベシ、



○庚申待御遊ノコト、本年中ニ係ルモノ、便宜左ニ合敘ス、

〔土御門泰重卿記〕 一 閏六月十四日、晴天、晚ニ從禁中、明日御庚申七人待

衆よて候間、精進可申候由御振アリ、然共薄服之由、御理申上候へハ、不苦候御詔よて、十五日ニ朝參申候、

閏六月十五日庚申待

十五日、晴天、四時ニ庚申之故朝參、御鞠アリ、近衛右府御參、庭田宰相、阿野、四辻、中御門、中院、頭辨、兼賢朝臣、冬隆朝臣、言緒朝臣、永慶朝臣、綾小路侍從、源奉仲、此衆也、終日終夜御遊也、庭田、四辻、中御門宰相、阿野、頭辨、伯少將、顯成朝臣、予泰重、此七人精進、御鬪取アリ、予ハツ、ラ一荷拜領也、

〔言緒卿記〕 閏六月十五日庚申、天晴、禁中庚申待參了、

院御所ヨリ書籍ヲ借用シ給フ、

御使者南光坊天海

〔言緒卿記〕 五月十四日庚申、天晴、禁中へ院御所ヨリ御草昏御借也、南光坊御使也、

○南光坊天海、院御所御所藏ノ延喜式ヲ拜借シ、禁中ニ持參ノコト、慶長十九年四月十八日、天海院御所ノ古書書寫ノ條ニ見エタリ、參看スベシ、

幕府、藤堂高虎ニ命ジテ、大坂殘黨水原石見守ヲ京都ニ捕ヘシム、石見守鬪死ス、

首ヲ二條城西門前ニ曝ス

〔駿府記〕 五月十四日、自方々落人首六百余持來、今日大坂町奉行水原石見

守、二條御所近邊忍居之由、依有訴人、則藤堂和泉守被遣討手所、石見守致覺悟相戰、寄手三人切臥戰死、則石見守頸西御門前晒之云々、

〔薩藩舊記〕

後集三十二家久公御譜中ニアリ 御文庫拾七番箱十八卷中

御使番三原龜介○駿府記水原石見守、京迄逃候多、長持之内ニ居申候ヲ聞付候へハ、内よ出候て切相候、相果候、○上下略、六月十日附、巨細條書

〔元和先鋒錄〕 二 五月十四日、大坂之落人水原石見守父子大宮邊よかく

れ居申候旨、和泉守家頼柏原新兵衛致注進候ニ付、早速登城仕、御内意相伺罷歸、則步兵頭伊東吉左衛門ニ組步兵城井九兵衛以下十八人相添、新兵衛を爲案内者差遣候處、堀川といのくまと乃間姉り小路ニかくき居候様子故、先つ一兩人忍ひて様子見きよ遣し、何後跡を參候處、とせふ三人居申候内、壹人石見弟何某法師ニ成多るを城井九兵衛踏込て一番ふ生捕、石見守甥を田中次郎左衛門等生捕、一人きよけ延申候、石見守父子ハ奥の間よ居申

高虎ノ左衛門捕縛ニ向フ



候ニ付、吉左衛門組田中仁左衛門、西川次兵衛、池田傳左衛門踏込候へ、石見守拔合、三人を相手よ打合、傳左衛門切倒され候内、九兵衛も參候て受取、石見と只二人、半時計闘ひ、石見守り左之手を切落申候、其外互ニ數ヶ所手負候て、石見守か切迄さり、庭へ出申候ニ付、次郎左衛門走來切合候處、是も深手負申候、石見守ハ表へ走出、向之家のミセ先よて、刀を杖ふ突、其儘死申候、石見守子五郎介とて廿計なる男、裏の方へよけ候を、吉左衛門自分よ生捕申候、右事濟引取候節、其町よ宿を取居申候諸家之侍二三十人、いつまも拔身よて左右をかゝめ見物仕居申候よし、吉左衛門其外罷歸、前後之次第和泉守へ申聞候處、則石見守首を御實檢被成、子弟兩人ハ手前よて首を刎、甥ハ片桐主膳殿者ニ候故、彼方へ渡し遣し候事、

石見守自  
殺ス  
子五郎介  
捕ハル

〔高山公實錄〕

九三〇 同き月 五十四日、大坂の亡將水原石見を搜索して殺

戮セ

城井九兵衛延寶書上 同五月十日、御歸陣よて、高山様京へ御上り被成候、其砌大坂落人之御せんさくはよく、落人をとらへ御あげ候衆ハ、上様事外御感よて御座候由申候故、をよて、諸大名衆より大坂落人

とらゑ上り申候、就夫高山様へ柏原新兵衛申上候ハ、水原石見堀川といのくまとの間、姉り小路よくれ居申よし申上候よ付て、則伊藤吉左衛門よ、組の御うち衆十人召連參候へ、新兵衛も吉左衛門と一所よ案内よ參候て、水原石見を何とそいたしからめ取候へ、又首尾よよりくらめ取候事不成候ハ、討取候へと被仰出候付て、柏原新兵衛、伊藤吉左衛門御うち衆十人召連參候、私も十之内よて御座候事、石見宅へ様子を見せよ遣、をやうをみせ候て可然と、何も談合いたし、御うち衆之内一兩人、石見宿へ見せに遣し申候へ、其者りへり候て申候也、れもてのミセに三人居申り、石見ハさまをりへ申候と相見へ、坊主よ成候よし申よ付て、何も石見宿へ參、此家をりり可申と申候て、様子見申候へ、前之者り申ミセに三人居申内、一人坊主よ成居申候を、石見と存、拙者とびり、を召とり申候、殘る一人ハ石見若黨よ、御坐候、是ハ其儘遣申候事、私と次郎左衛門と召とり申候者申候ハ、何事よて候哉と申候、其方水原石見よて候儘如此よ候と申候へ、拙者召とり申候坊主申候ハ、我等ハ石見弟よて候、次郎左衛門とらへ申候者ハ、おいよて御坐候と申候よ付、左候ハ、石



元和元年五月十四日

四二二

見ハ何方ヨ居申哉と尋候ヘハ石見礼ヤこそ礼くの坐敷ヨ居申候と申  
 候、拙者と次郎左衛門ハ右のものふ繩をりけ申内ハ伊藤吉左衛門組田  
 中仁左衛門、西河次兵衛と申ものおくへ參、吉左衛門ハうらへ通り申候、  
 仁左衛門、次兵衛ハ礼くの坐敷へ參候ヘハ石見とゆきあひ拔りせ、二  
 三度たゝきあひ申候、其は、兩人之者其場をのき、うら口へ參居申候、拙  
 者ハ右のめしとり申者をまはり候て、其儘おくへ參、石見とまあひ申候、  
 其屋敷六疊敷と覺申候、此所よて石見と私半時計もたゝきあひ、石見ハ  
 左のうでを私うちおとし、又其後左のうでをきり申候、又左のものをも  
 切申候、拙者ハ右のうて一ヶ所、右のひざくち二ヶ所、以上三ヶ所手負申  
 候、其内坐敷へ入申もの一人も無御座候、石見ハ坐敷の口の方ヨ居申候、  
 私ハ其屋敷の礼くの方ヨ居申候てきり合申候所ヨ、石見きりまざりに  
 口を出、庭へ出申候を、二郎左衛門參會、石見ハ石見きりまざりに  
 左衛門ハ石見ハ右のせらさきと右のうてと二ヶ所一太刀ヨ手負申候、  
 石見ハ其まゝ出申候て、むらみの家のとせのせらふもされ、刀をりゝ  
 ふかつき、其儘死申候事、石見子五郎助と申もの、甘計よて御坐候、是ハう

城井九兵衛石見守

らへよ申候を、伊藤吉左衛門うらふと召とり申候、石見子石見弟ハ  
 此三人ハ、高山様御屋敷へ吉左衛門新兵衛と參候を、其町ヨ宿を取居  
 申候諸侍、二三十もぬき身よて、左右をりゝめ見物仕居申候事、石見子と  
 弟をば、高山様よて御成敗被成候、おハ片桐主膳殿者よて御坐候故、主  
 膳殿へ御渡し被成候、此もの主膳殿よて御成敗被成候由承り申候事、拙  
 者手負申候ヨ付、高山様御意ハ、外科をたけ、よく養生仕候様よと、吉左  
 衛門に被仰付候ヨ付、六條ヨ居申候外科ヨ付、六七日養生仕候、其後又吉  
 左衛門ハ被仰付候ハ、有馬へ湯治仕候様よと御意ヨ御坐候得ども、先伊  
 勢へ參候て養生仕見申度由、吉左衛門まゝ申上候ヘハ、左候ハ、  
 よて參候へと御意よて、人足六人被下、并銀子五枚拜領仕候、疵養生仕候  
 て、其年の九月ハ、當御城よて御目見仕候ヘハ、去年の手負よてかんだや  
 う成間敷候間、御城ヨ相詰可申旨、吉左衛門御使よて被仰出、夫より吉左  
 衛門組えつと申候、以上、

幕府、松平乘壽ニ命シ、枚方守衛ノ兵ヲ率井テ、上京セシム、

〔松平西尾文書〕

元和元年五月十四日

四一三



元和元年五月十五日

四一四

急度申入候、仍其元之衆何も御同道候て、爰元へ御越可有候、右之旨爲上意、如此候、恐惶謹言、

五月十四日

酒井雅樂頭

忠世〔花押〕

土井大炊助

利勝〔花押〕

松平和泉守殿○乘壽

○幕府、松平乘壽等ニ命シテ、枚方ヲ守衛セシメタルコト、本年四月二  
十七日ニ其條アリ、參看スベシ、

十五日、辛酉今宮祭、

〔土御門泰重卿記〕一 五月七日、晴天、今宮祭、物忌、禁中へ三十枚、仙洞へ二

十枚、女院御所へ二十枚、國母様二十枚、

十五日、神噤晴天、一條殿致祇候、今宮祭本九日也、此四五ヶ年十五日相定候也、物忌進上也、禁中仙洞女院御所國母御方、此御四所也、

公家衆門跡、二條城ニ抵リ、家康ニ謁ス、是日、二條城ニ天台宗ノ論義アリ、

土御門泰重今宮祭物忌ヲ禁中ニ獻ズ

諸門跡ノ參禮

論義ノ題  
精義南光  
坊天海

金地院崇傳家康ニ入京ス

〔言緒卿記〕五月十五日辛酉、天晴、前大樹へ參了、

〔義演准后日記〕九十五月十五日、早朝二條御城へ罷向、先神泉園坊ニ立寄、

相待左右了、早々可參賀由注進、仍罷向、先御室大覺寺御禮、御退出、次妙法院宮、同御附弟宮童形、次梶井宮、次予、次一乘院、同附弟十宮親王御禮、次論義被始之、天台宗論題、現世安穩、後生善所法、花要文也、數刻聽聞、精義南光坊、聽衆公家衆、其外出家在家數多、退出已後、暫休息、歸寺畢、

〔義演准后日記裏書〕○元和二年六月九日ノ裏

已上

御書忝存候、如御意、（名カ）大坂早々落居、大御所様昨日御入院、拙老式、後御供仕候、（原カ）多御禮之儀、兼（原カ）計候、先度御出京御宿坊ニ御座、尤存候、御前可然時分、御左右、（可カ）申上候、遠々ニ御座、（原カ）てハ、御勝手ニ相申間敷候、此由御披露、（原カ）仰候、恐々謹言、

金地院

崇傳〔花押〕

五月九日

□（迎而カ）申入候、落居珍重候、久無音、□（背カ）本意、□（容カ）候、御前取成、□（原カ）頼入候、□□□

元和元年五月十五日

四一五



元和元年五月十五日

四一六

□□□

三門様御内

大藏御殿

○元和二年八月三日ノ裏

已上

御書忝存候諸家御禮之儀、以御機嫌窺從是御左右可申上候、猶板伊州<sup>(可力)</sup>令  
双談候、聊疎意不存候、此由御披露所仰候、恐々謹言、

金地院

五月十一日

崇傳(花押)

三門様

大藏御殿

○元和二年九月十九日ノ裏

猶々御禮之義ハ、近日申候て可然儀にて候、將軍ニハ□□□大坂<sup>(運留カ)</sup>□□

と申候猶□可申入、

落城早速之儀にて候、傳奏御對面御氣嫌のよし候、女院女御内々御使ニも、  
御けきん<sup>(マ)</sup>□□御禮之儀ハ、うやうニ候ハ、申入次第さるへきウとみへ  
申候、猶傳老へも、内々御さつ手候て、被申やう候てうけ給候へく候、客來ニ  
て閣筆候、<sup>(ト)</sup>

□□□□

昭實<sup>○</sup>二  
城

御返事御中

〔附録〕

〔言緒卿記〕五月十一日丁巳、雨、前大樹へ參了、

十二日戊午、前大樹へ罷出了、

十三日己未、前大樹へ罷出了、

十四日庚申、天晴、前大樹へ三條中納言同道シ參了、

〔惠照山歴代編年略記〕元和乙卯、今年五月、大坂落城、天下一統、御當家ノ

御世トナル、是歳法雲二條ノ御城ニ被召出家、康公自ラメサレタル御頭巾  
ヲ賜ハリ、以前三州法藏寺ニテ、御手習ノ御舊友ノ御好深ク、且ツ久シク兵

元和元年五月十五日

四一七

山科言緒  
家康ニ誤ス

淨福寺法  
雲家康ニ  
誤ス



元和元年五月十五日

四一八

亂打續キ、天下靜謐ナラザリシニ、今年大坂ノ餘黨盡ク亡テ、永ク御治世ト成御喜ノ餘リ、寺領三百石、永世當寺へ御寄附アラセラルヘキ旨御沙汰アリト雖モ、以前崇林大閤へ言上申サレタル由ヲ以テ、堅ク御辭退申上、然ラハ別ニ存スル旨アリトテ、其後何御沙汰モ無リシガ、薨去ノ後、元和六年秀忠公御治世ノ時、家康公御遺命ヲ以テ、知恩院ニ轉住スヘキ旨被仰出、

〔金剛寺文書〕

○八 河内

以上

河州天野山之坊主達三人、上様に爲御禮參、被罷歸候之條、上下卅三人無相違可有御通候、恐々謹言、

成瀬隼人正

卯 五月十五日

正成(花押)

京より天野迄路次中

御陣衆

〔日黃事故畧鈔〕

志一〇大雲山 慶長廿乙卯五月、二拾四文目帷子二ツ、三十五文目單物一ツ、將軍様エ、拾二匁折一ヶ、マンチウ、ヤウカン、ナンハン、セ

十五文目單物一ツ、將軍様エ、拾二匁折一ヶ、マンチウ、ヤウカン、ナンハン、セ

金剛寺ノ僧御禮

山城龍安寺仁溪秀忠ニ物ヲ獻ズ

蜂須賀蓮庵ノ家臣盛親ヲ擒フ二條御所西門前ニ曝ス大坂ノ餘黨ヲ梟首ス

盛親橋本ノ蘆中ニ潛匿ス

シヘイ、山ノイモ、コグシ、銀薄、金地院エ四匁、竹子廿本、板倉伊賀殿エ、

是ヨリ先キ、長曾我部盛親山城八幡ニ捕ヘラル、是日、幕府、板倉勝重ニ

命ジテ、盛親ヲ六條河原ニ誅シ、三條河原ニ梟セシム、

〔駿府記〕

五月十一日、長曾我部宮内少輔於八幡邊、蜂須賀蓮庵從者生虜之、

二條御所西御門前、長曾我部縛搦晒之、諸人見之如堵云々、

十五日、今日長曾我部宮内少輔從一條渡大路、於六條河原梟首、於三條河原

晒之、大坂伴黨七十二人、栗田口并東寺邊梟首云々、

〔孝亮宿禰日次記〕

四 五月十一日丁巳、晴、長曾龜今日搦取、進將軍家云々、

十六日壬戌、雷鳴雨降、長曾龜打洩、去五月七日、自大坂遁出、平方ノ〇橋本之蘆

原中隱之處、求出之云々、於三條河原梟首云々、

〔東大寺雜事記〕

ニ 五月七日、長宗我部ハ八幡ニ而トラエテ、京三條ニ而

セイハイ、

〔萩藩閱録遺漏〕

四ノ一 中澤九郎左衛門所持

一長曾我部八幡蘆ノ中へくれ居候ヲとらゑ、二條御城之堀畑ニ、此間御

さらし候て被置さる由候、近日京御渡之由候、原越後外五月十四日附福

元和元年五月十五日

四一九



元和元年五月十五日

四二〇

狀書

〔細川家記〕

忠興八

五月十日、忠興君大坂を御立、十一日吉田よ御着、此日

御國へ被下候御返書

一長曾我部八幡近邊ニ生捕候上り候事、○上下略、五月十一日附、氏家宗入外、五名宛、忠興書狀、

同十五日二通別紙壹通、十八日廿四日廿七日、追々御國へ被下候六通、○他略、

別紙ニ

長曾我部、去ル十日、橋本之よし原ニ生捕、二條の御城さくニ迄たり付

御さらし被成候、こくうある儀を申うろたへある有様、難盡筆紙候、○上略、

五月十五日附、氏家宗入外、○十二名宛、忠興書狀ノ別紙、

〔薩藩舊記〕

後集三十二、御文庫拾七番箱十八卷中

一長曾我部殿六日之軍ニハ、度々大手から被仕候、同七日ニ落被申候て、八

幡ニてとらへ、二條御城之さくの水ニ迄たり付被召置、三條川原ニて御

成敗候事、○上下略、六月十日附、巨細條書、

〔寛政重修諸家譜〕

三百六、蜂須賀家政、致仕號、

五月十日、三郎左衛門八

幡に抜いて、長曾我部右衛門太郎某及び其家人中内惣右衛門某をとらへ、

蓬庵ノ家  
長坂ノ由  
臣盛親主  
從ヲ擒フ

家康由忠  
スノ功ヲ賞

家康盛親  
ニ戰況ヲ  
訊問セシム

盛親ノ豪  
語

井伊直孝  
懇懇ニ語ル  
親ニ

十一日、かまらを引て伏見に至り、本多正信によりて言上しけま、御感を  
かうぬ、台徳院殿より金百兩茂せぬ、こるとき請む事、あはれにより、惣  
右衛門老蓬庵父子にせぬ、○諺註ハ蜂須賀家記ニ據ル、

〔井伊年譜〕

五月十一日、松平阿波守至鎮陣所之邊金屋之郷ハ、八幡邊、

原之内ふ、長曾我部宮内少輔盛親を、則阿波守家來長坂三郎左衛門生捕、

家康公伏見之御城ヨ御座被成候ニ付、爲引遣し、御城内白洲ヨ引居、大坂合

戰之次第、水野監物忠元を以御尋、家康公ハ障子之内ニ御座被成候、御廣間

之白洲へ引居候刻、或大名之云、天罰ニ中、繩に懸り候よし被申候へ、長

曾我部云、汝ヲ父ハ殿中ニ頭をえられ候、其者之子ニ候へハ作法ハ存ま

じく候、我今度討死せへき事、安き事ニ候得とも、存命し、今一度秀頼を守立、

天下を覆さんと存候處、運命盡く如此と散々悪口申候所へ、直孝公左様之

事も御存なく、長曾我部居候前へ御越候得者、頭を下ケ罷在候、何れも何角

と御尋候得とも、返答も不致候處、直孝公曰、長曾我部トハ貴殿ニ候哉、去ル

六日合戰之様子一段見事候ひきといんきんふ被仰候、其時盛親頭を上、貴

殿ハ誰よ候哉と云、井伊掃部頭と申者ふ候と被仰候へ、盛親云、去ル

元和元年五月十五日

四二一



盛親直孝  
ノ武勇ヲ  
稱嘆ス

元和元年五月十五日

四二二

六日之合戦さごとてハ見事ニ候、御親父兵部少輔殿とハ節々申談候貴殿  
之御武篇御親父之跡を繼候と申候、扱家康公ハ六日合戦之様子御尋被遊  
候處、盛親申候ハ、藤堂先手之大將とも、大方片を討取候て、旗本計ニ致  
し、追付藤堂をも討取可申處、并伊掃部頭横鎧ヲ援來ると相見へ、旗共を此  
方へ向横ニ立竝申候ニ付、我等跡手より崩候より申上候、此時小林權太夫  
元親引居、何れも丸取卷候と、權太夫、戸塚道夢へ物語也、岡本宣就物語同事  
也、石谷土入之記ニ、○中略、盛親家康ニ赤備ノタメニ敗ラレタルコトヲ語  
リ、直孝其赤備ハ己ナリトイフコトニ係ル、下ニ引用セ  
リ、家康公御障子之内ふく被聞召、今度之軍ハ、掃部一番之高名之旨上意  
也ト、

〔藤堂高虎傳記拔書〕

京都二條之籠ニ長曾我部被居候高虎公ハ爲上使、伊

藤堂高虎  
盛親ニハ  
尾ノ戰況  
ヲ聽ク

東忠右衛門、私○西島兵衛兩人、長曾我部方へ被遣候、御口上者、今程屋尾表へ被  
出候、大坂勢何るとよて候哉、又大將分ハ誰々ハ候哉、又者合戰場之様子  
御尋被成候、長曾我部被申候ハ、屋尾おもくの大將分、先手木村長門、其次増  
田兵部、山口左馬佐、内藤新十郎、木村主計、長束大藏、外後詰ハ長曾我部以上  
人數貳万程之積リニて御座候、長曾我部者屋尾近邊之様子不案内、木村長

門ハ案内者ニて人數をくり出し申候、人數の間ヲきらし候ハぬ様ニとつ  
ゝきくり出し候處、高虎公の人數の不り者動キ不申候、馬計よき掛り候を、  
麥島のうね高候間見付不申、當惑致候、高虎公之人數小勢ニ候間、互ニ  
備を立候ハ、中ノ大坂勢おもくを取事よてハ無之つれとも、高虎公功  
者ニありくり出申候、人數をまじり被申候ニ付、大坂勢足々ハ成おもくを  
取候、高虎公の侍とも、つよくかせき候間、歴々討死數多有之と相見へ候、今  
度東勢何万有之とも、高虎之侍中程、かせきはよく骨折あるもならむ有之  
間敷候、大坂勢何万有之共、おそらく長曾我部者程之骨折あるも知らむ有  
之ぬと自慢被申候、其外色々之雜談も御坐候つとも略仕候、

○長曾我部盛親ノ家ヲ嗣ギシコト、慶長四年五月十九日ニ、阿濃津城  
ヲ攻メテ之ヲ破リシコト、同五年八月二十六日ニ、關ヶ原ノ役、毛利氏  
ノ軍ト南宮山ニ陣シ、軍利ナキヲ見テ歸國セシコト、同年九月十五日  
ニ、其封ヲ除カレシコト、同年十月十二日ニ、ソノ城邑ヲ收メラレシコ  
ト、同月十七日ニ、秀頼ノ招ニ應ジテ、大坂ニ入城セシコト、同十九年十  
月六日ニ、八尾附近ニ、藤堂高虎ト戦ヒシコト、元和元年五月六日ニ、各

元和元年五月十五日

四二三



元和元年五月十五日

其條アリ、參看スベシ、

〔參考〕

〔慶長見聞書〕

五

五月十一日、長曾我部を生捕候、是よりあら伏見に引参候御玄關へ、茶ふとせ、め、合戦之様子を尋申候、布綿の志不々たる裕を着し、年頃四十計に見へ候、大入道也、掃部頭、大炊、對馬、何後、居て、軍之儀を尋申候、長曾我部申、六日之晩方、是非今一戦して、有無之勝負を可仕存候處、赤備之敵横鎧を可仕躰、堤を乃り來候間、味方草臥候、かふはしと存、引取申候由語候へ、井伊掃部、それ、我等ありと申候、將軍様も物陰、此物語を御聞被成候、長曾我部を推量仕候哉、其方を幾度も見申候、於八幡生捕申候由承候

〔大坂陣物語〕

秀忠公、大坂落城之後、長曾我部生捕、御前に被召出、合戦御聞

候時、田中主殿頭後、御立被成候、御聞被成候之由、井伊掃部頭と長曾我部、彼是六日之様子問答申候、若も長曾我部口違ひ可申哉と、御側、居被申候、衆笑止、被存候よし、後、青山大藏、大輔物語、候、

〔山本日記〕

長曾我部橋本ノヨシ島ニテ生捕、京都へ上セ、板倉伊賀守請ト

盛親ノ風采

盛親ヲ板倉重郎ニ拘フ

秀忠盛親ヲ見ル

盛親戰敗ノ理由ヲ語ル

リ、伊賀守屋敷ニ預ケ能痛ワリ、終ニ死刑ニ及ベバ、公卿ニスハリ獄門ニ掛ル、

〔石谷土入記〕

長曾我部ハ八幡近所橋本此蘆原、御合戦以後隠居申候を、蜂須賀阿波守家來見出し、からめ候て、伏見此御城へ差越申候、則御城の御玄關、被爲置、御小人衆の不斷罷在候御番所、此うしに、御小性衆一兩人た、せ置、其うけより台徳院様被遊上覽候、永井彌右衛門繩をひうへ申候、御老中何後御出、御挨拶を、掃部頭殿被成候、長曾我部申候ハ、六日此朝合戦ニハ、余程勝申候様ニ存し候處、不存寄左の備、赤備人數を押向、け來申様、相見へ候間、備を二ツ、取切らま候、あやうく可有之と存候處へ、敵侍よく働、譜代のものを共六七人、と、其場、よて討死仕候ニ付て、備、是はら、敗軍仕候由申候へ、直孝御申候ハ、其赤備ハ某シニて候、ひつると御申候、則御前ニも被爲聞合候、此段、私彌右衛門と側、罷在候間、前後此様子を能承り候、長曾我部申候ハ、右此仕合故、人數御座なく候、七日、ハ天王寺表へ、罷出、京橋口、罷在り、惣敗軍を見申候へて、敗軍仕り候と申候、

元和元年五月十五日



盛親本多  
忠政ノ言  
ニ感動ス

盛親己ヲ  
罵リシモ  
返ス

秀忠盛親  
ニ自殺セ  
ザリシ故  
ヲ問フ

〔拾遺翁物語〕 土佐の長曾我部を、大坂落城の後、草村よ身を隠し、晝ハ一僕  
よ餅など買(モカ)よせ食して居るを尋出さき、大手の外ニ繋り晒さまなるを、  
本多美濃守二人連立通らまけるよ、馬より咄通りなるハ、長曾我部程の大  
功ある人を、時刻至らざれハ如斯仕合、誰身の上を同し事也とて咄通らま  
ぬまハ、差うゆふいて居たりなる、跡をり又旗本二人連立て、長曾我部と云  
ましものも、死場て死あきハ、あのやうある見苦敷死をいさほもの也と罵  
り通りなるを聞て、首を振上白眼付て、死ぬ場で死あきハ耻をかくとハ、其  
方共の事也、此長曾我部ハ命さへあまハ、又大なる功をあそゆへ、命がおし  
たと云なる、上聞よ達し、彼者共を切腹被仰付ると也、

〔兵家茶話〕

一 上略、石谷十藏軍ノコトニ係ル從

大坂落城して、長曾我部宮内少輔圍を

通れて隠れ居たるを生捕參る、台徳公、長曾我部を御覽遊ハさるべき間、召  
連て參るへしと上意あれハ、御白洲へ引て參る、繩取石谷十藏外よ壹人小  
十人衆繩二筋付て引すへる、長曾我部を木綿袷を着る、殊之外身狭よ  
て見苦しく、白洲よ居りて前明きけれハ、十藏前を引合せてけり、時ふ近臣  
を以て御尋ありしハ、長曾我部ハ一手の大將さるものあれハ、自害をそ

盛親ノ返  
答

盛親粗食  
ヲ取ラズ

べき者成り、只今の躰よ成事不審よ思し召よし也、長曾我部少しも臆し  
る躰もなく、朝の軍よ相勵んで勝利を得りしハ、其後の軍よ赤備よ  
出合候て、譜代の士七十計り討せ候故、敗軍是非ありと申、其おもむきを御  
耳よ達す、再び上意よ、何とて討死せるハ、自害をばせざると聞候へと也、  
近臣まゝ其趣きを尋ねらる、長曾我部承り、我も一手の大將あれハ、ミだり  
よ死を輕んずべき様もあしと申ス、其奥意よ、ふたゝび人數を催し、耻辱を  
雪くへきとの趣、言外よあらはる、時よ井伊掃部頭、長曾我部前へすゝミ  
出、先程申されし赤備と申候也、某ハ備也と申さる、長曾我部聞て、扱ハ左様  
よ候り、さりとの残念ある仕合と返答也、其のちハ御尋被成るゝ事もあし  
とて、白洲を引立外へ出し、首を刎らるへきよ極り、堀の外扣よはよく、  
り置て、同心與力の輩是を守る、暫く有て、山折敷よ黒米食うす高く盛て、赤  
鯛の類を菜として、長曾我部よすへる、長曾我部是を見て、勤番の内よて、お  
とあしき者よ向て、涙を流し申さるゝハ、昔より名ある大將の斯のとき躰  
よ成事例し多ければ、さらく耻とハおもハぬ也、あるよ己等ときの下  
郎の喰ふ者をあそゆるハ、あまひある仕あり、終よ見さる事もなき膳



井伊直孝ノ盛親ニ對スル好意

元和元年五月十五日

四二八

部也、あゝし食する事あくて可なり、そやく首を刎へきよし申さる、其せの井伊掃部頭其邊を通りて、右之趣見聞し、そやく守護を呼て大よあり、得と料理を仕り、座敷へ入と繩をといて振廻ひ候へと、掃部頭申付ると、御臺所へ申遣はせと、あゝし守護のもの、則其おもむきをもつて、御臺所へ達し、座敷へ入れ、勞を休め、料理を調へて參られし、長曾我部ハ、掃部頭計らひよて斯のことしと聞て、其仁惠の程を感じ悦ばる、その、ち終よ首を刎らるゝと也、長曾我部老男振見事よ、流石一城の主と、ゆる人品也、最期まで臆せるを、しきいさゝかもあがりしと、毎度石谷土入翁の物語り也、  
上野勝 豊話

盛親藤堂由ノ勘解由ノ胃ヲ送ル孫ニ

〔難波後記〕

○朝野舊聞 稿八百二所載

盛親ハ勤番ノ衆ヲ近付申ケルハ、各等藤堂和泉守高虎カ家中へ送りタキ物アリ、届ケ給ヒテナヤ、其故ハ、今度ノ一戰、必大坂方打負ヘシト思ヒ儲タリ、去ヌル矢尾合戰ノ時、高虎ノ家人藤堂仁右衛門、同勘解由、同新七桑名等、鎧ヲ取テ突戰フ、仁右衛門ハ討死シ、首ハ長曾我部主水是ヲ得タリ、新七桑名以下忽ニ討レ、唯勘解由一人威ヲ振ヒ、敵ト戰ヒ討死シタリ、其働他ニ異ナル勇悍ヲ感シテ、胃ヲ取テ家人ニ持ス、只今

關ヶ原役盛親京後都ニ退居ス

〔韓川筆話〕

四 長曾我部盛親

持スル所ノ此胃ナリ、此ヲ勘解由カ子孫ニ傳ヘテ、最期ノ形勢ヲ知シメタシト語りケレハ、番衆大ニ感シ、則胃ヲ勘解由カ子孫ニ送ケル、今ニ至テ家ノ寶トス、盛親カ情ノ程コソヤサシケレ、  
長曾我部ちやうそがわ京きやうかとのととかへかくくかりしよしよしこ盛親國除之後、京ニ隱を住めり、上京柳の厨子といへるよ、ゆうむ幽夢外外の祐夢遊夢遊夢開つとといへり、夫婦子壹人あり、家來兩人折々通ひ來り、野勢野勢惣兵衛、長曾我部主水ある時、知音をあつめ、家藏の茶器を見せ、酒宴あとしる内、いつくともあく出ぬ、此時大坂夏陣の籠城也、それ迄迄もゆうむハ盛親さるをあらは落城の後、盛親捕ま、六條河原よて誅せらるゝ時、今日こそ長曾我部盛親うゝるゝと云しゆゑ、皆見よはるはるるニ、柳のつしよて心やそく參りし石田治部治部侍よ、米原九郎衛門と云浪人あり、近江彦根之者也、その女十三の歳にて、人よつまらま見よゆきしニ、盛親といへるハ、猩々緋の羽織よ、帆懸舟の紋をつけさるを着し、よく見まハ、ハ此ゆうむにて有しゆへ、きらるゝをハ見すして歸りしよし、この米原龍山侯山内の時當國へ下り、山田久兵

元和元年五月十五日

四二九



盛親餘命  
ヲ惜ム

衛吹擧よて、知行貳百石を給へりし、其節其女も参り、岩井文左衛門と云者  
 よ嫁し、長壽にて此物語をあせしを、近頃迄直に聞て話せしよし、辻村半兵衛といふ  
 老人かり、以上、米盛親とらひまじしとき、人嘲つゝ、命をいじゆゑ左様の事ニ  
 原氏女話なり、米盛親あへるといへるよ、それら義殊外命をし、命と右の手さへあまひ、采幣を  
 つりひ、軍さへよけまひ、東將軍をもりく此如くせんもまらばといへりと  
 そ、又盛親へ、大坂落城の内通よりての事あるやと御尋有しよ、内通之者  
 ハ不存大坂敗軍ハ我等、藤堂和泉守を討さるの故也、我等運さへよけまひ、  
 天下ハ大坂さるへきよと申せま、以上宮田話其後盛親之子人商人よかと  
 えされしか、奥州へ下りしよし、盛親の室聞出し、むとり東の旅よれもむき、  
 うらふして奥へ下りしれとも、あるへき事もあまひ、先商人の家へ婢と  
 ありくらしれまるうち、仙臺侯の室出遊し給ひたるよ、この婢を見給ひ、不  
 凡を思し、歸後政宗卿へ被仰上、奥へめし局よつり給ひ、月日くさあてつ  
 とめもいよ、よれハ寵異し給ひたり、ある時政宗卿を奥よて饗し給  
 ひし時、座の設ふけよ金屏風を引立られしを、うの局つく、見大よあま  
 き、落涙と、めりさき様也、それを尋給へるよ、もそや忍ひりさく、登の事を

盛親ノ妻  
伊達政宗  
ノ夫人ニ  
仕フ

盛親ノ子  
伊達氏ニ  
仕ヘ津田  
波下稱ス

申上ぐ、はとハ長曾我部盛親うつま也、この屏風ハ、婚嫁の時よとせしあ  
 るり、不思議よこ、へ参り、れもえびむりしの事を存出し、不覺之涙せきあ  
 へさるとの事也、扱ひさも了そあらめ、日比あさまはつりひぬる事、心な  
 らばとこよあふえちりハしく思ふし、それを別室よれき、まらうとのあひ  
 しらひよ、給ひ、つ其こ、へ参らまにし事あ、絲も了るよ尋給ひ、れ  
 ハ、其子をかとおされ、それを尋給てとくハまく申されたるゆゑ、尋ね出さ  
 しめんとて、國よふま渡し、其子の年了るあるをりま、あつめ見せしめ  
 給ふよ、えさして其子いてきさり、久しくわられさるよさへあむさり、卿其  
 子を召出し、則知行をあさへ、天下へ敵對の者之子あれハとて、他姓を名の  
 らし取立給ふ、今の津田丹波家なり、元親之家老久武内藏介子も、奥州よあ  
 りつき居、すてよ元親之位牌あたとまつり居たるり、これも其事をし、  
 つひよ津田家よ大よとりさてまじしと也、機縁ふりくつめつらしき  
 事也、此話奥州之仕士石川八右衛門ハ當國の吏人よて庖厨の工者とて、仙臺侯  
 へ乞ひ、れ、御家へ参り居、其娘奥へめされ、津田丹波へ嫁せしめ給ふ、  
 衛門も大祿を蒙り、其産婦を侯の養女と被成、津田丹波へ嫁せしめ給ふ、  
 此は當國の者なるゆゑ、この事くそりしと申越せしと、その聞えし、この話聞えし、  
 元和元年五月十五日



盛親再舉  
トシテ逃  
盛親家命  
サマザ  
盛親助命  
サマザ  
盛親家命  
サマザ

のよ  
もり  
二十  
年也  
盛親  
のり  
已前  
宮田  
氏と  
るれ  
婦人  
の正  
宗ら  
卿と  
養育  
州之  
柴田  
外記  
家之  
盛親  
取

蓮光寺住  
持盛親ノ  
遺骸ヲ葬  
ル

長坂由忠  
盛親ノ由  
在ラ所

〔参考土佐軍記〕

城ニモ火ノ手舉リケレハ、防クトモ叶フマシトテ、旗馬印ヲ納テ、秀頼公ノ御行衛ヲ聞ント徘徊スル處ニ、敵東西ヨリ亂レ入手ノ者トモ或ハ討レ、又ハ敵ニ隔ラレ、行方モ知レス成ケレハ、一先何方ヘモ立忍ヒ、秀頼公ノ生死ヲ聞定メ、兎ニモ角ニモ成ヘシト、八ワタヲサシテ落ラル、相伴フ人トテハ、中ノ内惣右衛門羽山左八郎只二人ヲ隨ヒケル、斯ル處ニ、蜂須賀阿波守家政入道蓬菴ハ、兩將軍ノ御機嫌伺シ、爲長坂三郎左衛門ヲ使者ニ遣シケルカ、橋本ノ茶屋ニ至テ、三郎左衛門暫ク休息シテ、

元和元年五月十五日



盛親及  
其二臣捕  
ヘラル

家康板倉  
勝重ヲシ  
ハシム  
ハシム  
ハシム

元和元年五月十五日

四三四

若此邊ニ落人トヲボシキ人ヤヲハスト尋ケルニ、主ノ老尼、サレハトヨ、不  
審ナルモノコソ候ヘ、イカサマ忍フ人ト覺テ、夜ナ々々來リ候テ、竹ナカシ  
ノ金子ニテ食物ヲ調ヘ、潛ニ歸リシ、覺束ナク存シテ跡ヲシタヒ見候ヘハ、  
鼓原ノ中ヘ行候トヲ語リケル、三郎左衛門悅ヒ、店屋主ニ案内セサセテ、鼓  
原ノ中ヘワケ入搜シ求ルニ、盛親ト惣右衛門、主從二人飢ニノツミ、疲レ伏  
タルニ尋當リ、頓テ二人ヲ搦メ取ル、左八郎ハ八幡ノ山上、所縁ノ坊ノアリ  
ケルニタツ子テ行處ニ、シカ々々ノ沙汰アリケレハ、道ヨリ立歸リ、長坂ニ  
向テ事ノヨシヲ述ヘ、自ラ繩ヲ掛リケル、三郎左衛門伏見ノ御城ニ到リ、  
本多佐渡守正信ニ屬シテ言上シケレハ、秀忠公御感アリ、黄金百兩三郎左  
衛門ニ下シ賜ル、囚人ハ京都ヘ遣サレケレハ、家康公ニ條ノ御城ニ於テ、板  
倉伊賀守ヲ以テ盛親ニ仰出サレケルハ、此度東國勢ノ内誰カ軍功ノ勝レ  
タルト云ハン、又大坂ノ敗績ハ孰ヲ先トセントアリケレハ、宮内少輔臆シ  
タル氣色モナク、伊賀守ニ申サレケルハ、東國方ニハ井伊掃部頭ヲ第一ト  
セン、大坂ノ落城ハ盛親ニ初ル、其子細ハ關東ノ先手ハ藤堂和泉守、井伊掃  
部頭、大坂ノ先陣ハ木村長門守ト某也シカハ、天晴高虎ヲ討テ忠勤ニ備ン

中内羽山  
二臣赦サ  
ル

盛親ノ弟  
右近ヲマ  
タ命  
ゼラル

右近ノ臣  
宮崎久兵  
衛殉死ス

元和元年五月十五日

四三五

ト思ヒ込シ處ニ、長門守不意ニ討死シテ、掃部頭カ軍兵横合ニ懸リタルニ、  
味方終ニ打負ヌ、一陣破レテ殘黨全キ事ナケレハ、大坂ノ負軍ハ、此盛親第  
一ナリト被申ケレハ、大ニ御感賞アリシトカヤ、  
サレトモ再犯不赦法令ノ定ル所ナレハ、五月十五日、四條河原ニテ誅セラ  
ル、行年四十一、法名蓮國一榮ト號ス、中内惣右衛門、羽山左八郎ハ死罪ヲ赦  
サレ、二人共ニ法躰シテ、惣右衛門ハ總入、左八郎ハ休世ト申ケル、盛親ノ  
舍弟右近ハ、加藤主計頭清正、父元親ノ親友タルニヨツテ、是ヲ頼ミテ肥後  
國ニ居タリケルカ、兄ノ科ニヨリ召捕レテ上リケル、譜代ノ郎等ニ宮崎  
久兵衛ト云モノ、唯一人召仕ヒケルカ、是モ供シテツ登リケル、伏見ニ着シ  
カハ、頓テ藤堂和泉守ヲ檢使トシテ切腹被仰付、久兵衛一所ニ切腹仕ラン  
ト望ミケルヲ、高虎、イヤ々々御邊事ハ上ヨリモ仰ナシ、全ク叶フヘカラス  
トツ被申ケル、久兵衛畏テ、右近ハイマタ人ノ切腹仕ルヲ見申サレタル事  
候ハネハ、切腹ノヤウヲ存ラレ候ハス、某手本ヲ見セ候ヘシト云モ、敢<sup>(ズ腕カ)</sup>押肌  
拔、腹十文字ニカキ破リ、右近ニ向テ角ク切玉ヘト申ケレハ、右近打笑ヒ、心  
得タリト潔ク腹ヲ切ラレケル、悲哉、秦能俊、土佐國長岡郡宗我部ヲ領シ、



元和元年五月十五日

四三六

長宗我部ト稱シテヨリ、盛親マテ廿二代連續シ、家門繁昌セシカハ、武運長  
久ニシテ、猶窮リナカルヘキニ、天魔破旬ノス、メニヤヨリケン、ヨシナキ  
謀叛ニ再ヒ與ミシ、家ヲ亡シ身ヲ失ヒ、先祖ノ名ヲモクダシケリ、

〔土佐國編年紀事略〕十

元和元乙卯年五月七日、長宗我部盛親、我軍悉ク

破ヲ視テ、其守ル所京橋口ノ門ノカコミヲ脱シ、遁テ八幡ナキ橋本ノ葎原  
ニ隱ル、能瀬惣兵衛カ覺テ、同七日、八幡山前迄御供、國吉五石衛門千屋源  
候、又安田徳友覺テ、同行ニテ、被參ハ、八幡御供ノ時、人三采殿大坂ヲ乘死シ  
被申、其馬無御暇ニ出ハ、内成取リ、是ハ被參、終ニ殿吟味ニ道付、八寄幡合マテ  
ニテ、其五馬御暇ニ出ハ、内成取リ、是ハ被參、終ニ殿吟味ニ道付、八寄幡合マテ  
被申、其馬無御暇ニ出ハ、内成取リ、是ハ被參、終ニ殿吟味ニ道付、八寄幡合マテ

同月十一日、蜂須賀蓬庵カ臣長坂三郎左衛門尉、八幡近隣ニ於テ、盛親并其

島津家久  
津直孝  
伊直久  
井親好  
對ノ盛親ハ  
意ヲスルハ

臣中ノ内、右衛門尉ヲ生捕テ、之ヲ伏見ノ城ニ獻ス、將軍家之ヲ褒シテ、黃  
金百兩ヲ長坂ニ賜フ、略○申又東遊ケリ、時ニ大雨フリ、タルニ、笠ノ御門ニカラ  
截レ、長督我部、島津殿、濡レ玉登城有ハシニ、置ケリ、馬ヨリ、サカカニ、雜兵  
ト、ツヨクセ、イシ申付ラレ、長督我部、何カク、厚ク禮シ、玉登城ノ節、ヌレ、  
ルハ、某カ事ハ、如此ナレハ、又レテ、何カク、厚ク禮シ、玉登城ノ節、ヌレ、  
シハ、心ケウキ、御元冠、ニカテ、サメ、衣服シ、キカヘト、玉申サレ、何ケレ、  
テ、ハ、心ケウキ、御元冠、ニカテ、サメ、衣服シ、キカヘト、玉申サレ、何ケレ、

藤堂高虎  
盛親ニハ  
尾出陣ハ  
將ヲ問フ

盛親大路  
引廻サ

盛親ノ妻  
伊達氏ニ

人レモ問ケルハ、井伊ノ掃部殿也、ト、ア雑色ノ無禮迄、手ハツカカレ、ハ、皆  
通ル玉シ、盛親、皆人ト譽テ、掃部トトク、又長藤八尾合ト、戦サレ、少モ落レ、  
東吉生、左衛門、自大部、坂盛親、二條、居ト、將ト、誰ハ、高尾、何程、以外、島、兵、相、  
尋、此、外、大、將、之、名、被、申、候、ヘ、木、村、念、人、數、合、右、衛、門、尉、之、長、東、大、藏、中、子、  
守、長、宗、我、部、盛、親、主、乘、セ、大、勢、ノ、武、士、四、方、ヲ、圍、ミ、二、條、ノ、御、城、ノ、如、ク、テ、高、手、小、  
昔、長、宗、我、部、盛、親、主、乘、セ、大、勢、ノ、武、士、四、方、ヲ、圍、ミ、二、條、ノ、御、城、ノ、如、ク、テ、高、手、小、  
手、ニ、戒、メ、マ、ツ、馬、ノ、乗、セ、大、勢、ノ、武、士、四、方、ヲ、圍、ミ、二、條、ノ、御、城、ノ、如、ク、テ、高、手、小、  
ト、シ、餘、本、ナ、長、宗、我、部、盛、親、主、乘、セ、大、勢、ノ、武、士、四、方、ヲ、圍、ミ、二、條、ノ、御、城、ノ、如、ク、テ、高、手、小、  
レ、京、ヘ、ト、用、テ、女、子、ヲ、引、越、テ、登、リ、シ、カ、テ、引、カ、テ、此、御、折、家、節、ハ、今、抱、ラ、池、五、左、衛、門、  
口、ニ、出、テ、見、タ、物、ヲ、集、リ、ツ、引、越、テ、登、リ、シ、カ、テ、引、カ、テ、此、御、折、家、節、ハ、今、抱、ラ、池、五、左、衛、門、  
所、ニ、見、タ、物、ヲ、集、リ、ツ、引、越、テ、登、リ、シ、カ、テ、引、カ、テ、此、御、折、家、節、ハ、今、抱、ラ、池、五、左、衛、門、  
考、ヤ、井、上、翁、ノ、後、ト、浪、シ、正、宗、筆、法、置、ナ、カ、ク、伊、達、正、宗、ノ、抄、前、三、歳、存、テ、親、居、  
家、カ、シ、被、進、申、候、由、珍、シ、正、宗、筆、法、置、ナ、カ、ク、伊、達、正、宗、ノ、抄、前、三、歳、存、テ、親、居、  
奥、カ、シ、被、進、申、候、由、珍、シ、正、宗、筆、法、置、ナ、カ、ク、伊、達、正、宗、ノ、抄、前、三、歳、存、テ、親、居、  
婦、人、數、ニ、見、ハ、セ、ラ、申、候、由、珍、シ、正、宗、筆、法、置、ナ、カ、ク、伊、達、正、宗、ノ、抄、前、三、歳、存、テ、親、居、  
分、合、點、ユ、カ、マ、ト、ハ、セ、ラ、申、候、由、珍、シ、正、宗、筆、法、置、ナ、カ、ク、伊、達、正、宗、ノ、抄、前、三、歳、存、テ、親、居、  
サ、ン、私、事、ハ、實、ハ、盛、親、カ、妻、ニ、テ、レ、御、座、候、落、亂、妨、カ、ラ、命、ヲ、助、リ、御、家、ニ、參、候、  
行、此、風、レ、ハ、私、事、ハ、實、ハ、盛、親、カ、妻、ニ、テ、レ、御、座、候、落、亂、妨、カ、ラ、命、ヲ、助、リ、御、家、ニ、參、候、  
方、由、語、テ、不、開、ヤ、ツ、レ、御、座、候、落、亂、妨、カ、ラ、命、ヲ、助、リ、御、家、ニ、參、候、  
故、ト、承、候、不、開、ヤ、ツ、レ、御、座、候、落、亂、妨、カ、ラ、命、ヲ、助、リ、御、家、ニ、參、候、

元和元年五月十五日

四三七







元和元年五月十五日

盛親ノ印章

〔印章彙纂〕 長曾我部盛親



○濱文書(土佐)  
慶長五年七月廿二日知行宛行狀

四四〇

盛親ノ民政

〔小笠原文書〕 佐〇土

山中所々兩年不作ニ付、人民草臥候由候、一節國やくゆるし可置候、隨分堪忍仕、耕作可仕候、山中にて調候、不叶事者、大事小事ニよらず、飯米可遣候、いさゝくの儀も於申付者非有、久内藏豐永藤五郎書物無之事者、承引不可仕候者也、

慶長三年



○字賀文書(土佐)  
卯月十八日書狀

長曾我部盛親書狀

土佐堀内千代子氏所藏

原寸 縦九寸七分  
横一尺四寸七分





長曾我部盛親書狀

土佐堀内千代子氏所藏

紙寸  
一  
六  
四  
七  
五

Handwritten text in cursive style (sōsho), likely a document or letter, written on aged paper. The characters are dark ink on a light background, showing signs of wear and tear.

Handwritten text in cursive style (sōsho), likely a document or letter, written on aged paper. The characters are dark ink on a light background, showing signs of wear and tear.

長曾我部盛親



長曾我部盛親書狀

土佐藩内千代子氏所藏

長曾我部盛親  
 謹啓  
 先づ御座候事  
 申上  
 御座候事  
 申上  
 御座候事  
 申上

長曾我部盛親書狀

長曾我部盛親  
 謹啓  
 先づ御座候事  
 申上  
 御座候事  
 申上  
 御座候事  
 申上

長曾我部盛親書狀











盛親、園  
若

〔土佐國靈簡集〕

九

明後日四日之朝、家康公御出候、仍、本因坊、理玄坊、御來儀之事候者、いりやうの被入隙候とも、必々御越可爲本望由、其方能々可申候、明夕よ、不被越候者、可被遅候、其方歟、事もとる、明晩、可來候、由斷候まゝ候、トシ、

七月二日

盛親〔花押〕

彌五郎殿

遅々候者、いり、との仰事候、以上、

碁打彌五郎事、登せ候へと御説ニ候間、そやくと十日船便ニ早々登せらるべく候、其許より乗船申候ハ、天氣ニ付可相滞條、如早浦陸地を相越候て、彼津より乗船仕候やうよ可被申付候、トシ、

伏見

極月廿日

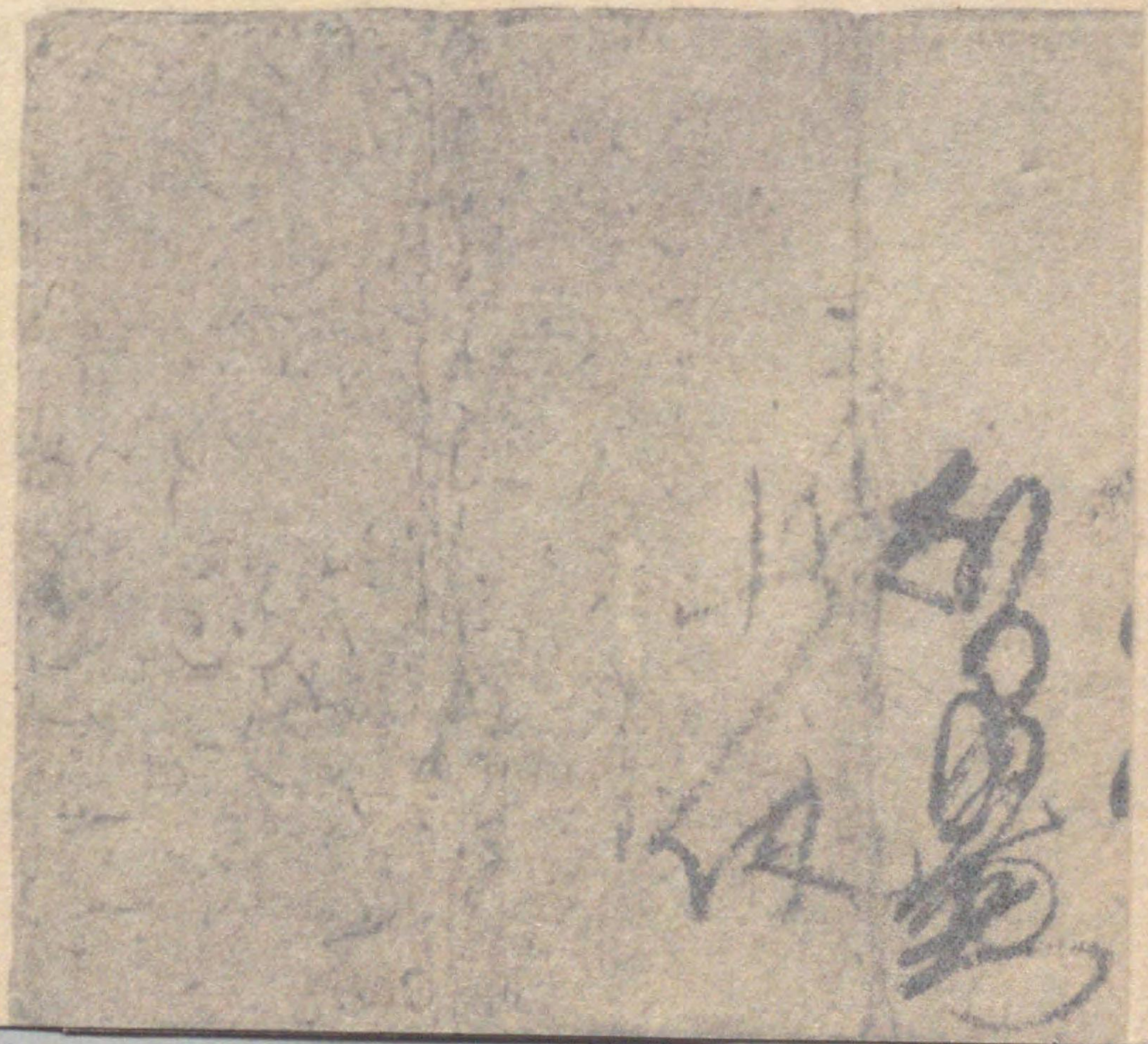
盛〔花押〕親

元和元年五月十五日

十一月十五日

〔花押〕○長曾我

豐永





元和元年五月十五日

四四二

久内藏  
非有  
藤五郎

右四通ハ省ク森關右衛門藏凡十二通

〔土佐國靈簡集〕七

先度者遠境之處、老足と云寒天旁々被登候段、令満足候、殊更彼煩儀も聽る可爲快氣候由大慶候、彌無退屈、醫療候者本望候、先爲禮令申候、恐々謹言、

長右

十一月廿八日

盛親(花押)

兵部卿殿 進候

右安喜郡野根池田莊三郎藏

已上

其方事手前迷惑仕由候處、今迄相届候儀、誠頼母敷候、其上去年以來、彼是心遣之段、感入候、于今我々身上を不相極付る、くくまいも不成殘多候、先々田

盛親浪居  
中ノ音信

舍邊可下之由、少も無別儀候條、何方へも相越、身命相續候様ニ尤候、自然我々身軀も相澄候者、其時必可相越候也、

長右

壬霜月廿一日〇慶長六年

盛親(花押)

池六右衛門ウツト

右高知池彌三郎藏凡二通

〔香宗我部氏記錄〕

〇土佐 香宗我部 證文

中山五郎右衛門氏益所藏

右衛門八殿へ對し、皆々神妙被相届段、誠頼母敷候、我々進退不相濟ニ付る、

彌右衛門八殿御手前之義、萬成推量候、其方儀も先々何へ成共あり被付、身上可被相續事尤ニ候、何時よらす、我々進退相澄候ハ、歸參あるへく候、少も別儀あるぬく候、今迄若年之主人を被相届事、さりとてハ本意不淺義候、  
ト

長右

二月十五日

盛親(花押)

中山田五郎右衛門殿

元和元年五月十五日

四四三



元和元年五月十五日

四四四

按此書簡慶長六七年ノ比乎萬治年中祖父五郎左衛門氏昌被差上先祖書云香宗我部國ヲ去堺ニ居住親五郎左衛門扈從三年ト有

〔慶長日件錄〕

三

慶長十五年二月二日晴文殊院宮内御來入杉原一束給

之次長曾我部入道幽夢始而來入杉原壹束給之祐葉三位媒介也

廿七日雨降長曾我部幽夢來談

〔土佐國靈簡集〕

三

元親 彌三郎 宮内少輔

女一條内政朝臣室

信親 千雄丸

女盛親室

母石谷兵部少輔女

女蓮池左京進親實室

某 香川五郎次郎（佐）

親忠 津野孫次郎

女高岡郡上加江城主佐竹藏人親直妻

盛親 千熊丸右衛門

太郎土佐守

天正三年乙亥生初繼吉良播磨守家領號吉良千熊丸後元親請秀吉公爲嫡嗣文祿元年壬辰及慶長二年丁酉從元親于朝鮮慶長五年庚子石田三

京都浪居  
中公家  
ノ往來

長曾我部  
氏ノ系

盛親ノ履  
歷

成舉兵盛親從其催促軍於美濃國南宮三成兵潰盛親狼狽歸國家康公頻催上京盛親應命速發土府時以人言殺親忠以故國除寓居京師柳厨子在丸上薙髮號祐夢十九年甲寅冬籠城于大坂元和元年乙卯五月六日於矢尾與藤堂高虎血戰武名冠天下七日城陷盛親微服潛行爲蜂須賀蓬菴所復十五日斬于四條河原五條寺町蓮光寺住侶請于京尹板倉伊賀守勝重葬當寺墓見存焉勝重亦附金資其葬從能俊正嫡廿二代至于此家永紀祀焉吾川郡長濱村雪蹊寺所藏牌主蓮國一榮大禪定門元和元卯年五月十五日

今按花押數作元和元年五月十一日梟首當更詳之

女土佐郡万方村吉松十右衛門妻

已上八人齋藤腹

某右近大夫

加藤清正嘗與元親相善故秦姓滅後羈寓清正許以盛親緣坐元和元年乙卯於伏見切腹

女小宰相○土佐國諸氏系圖秦氏ノ條ニハ吉松氏娘千號右近住肥後大坂時於京自殺ト見ニ

元和元年五月十五日

四四五



長曾我部  
氏ノ出自

已上二人妾小少將所生也、

〔諸家系圖纂〕

二十 長曾我部譜 秦氏

蓋聞長曾我部氏者其始祖從異國來着船於日本伊勢國桑名浦浦人以扶之、  
 屢居于茲是浦人者桑名彌次兵衛之遠祖也長曾我部氏發桑名以赴土佐國、  
 到本山鄉而依其鄉司本山氏(山本)以扶之是間桑名氏從焉同國ヲコウノ鄉民招  
 長曾我部氏以立之爲其鄉主先是一條殿御下向于當國因諸鄉皆以奉之屬  
 其旗下長曾我部氏同以從焉一條殿往當國細、ヲコ、其間行程三ケ日、長曾我部信濃守反一條  
 殿一條殿兵ヲコウニ遣以擊之長曾我部氏屢拒之遂以戰敗ニロウノ山  
 中逃亡既而歷三ケ年ヲコウノ黎民招之以如元安堵於本領ヲコウノ鄉推  
 量之二三万石之地也長曾我部氏再起兵以與一條殿欲決雌雄而サコロコ  
 エノ麓ノ原ニ出張以大戰然而不利從兵悉戰疲敗亡其家人福岡氏諫之且  
 集敗兵以又戰此間同國氣良城主橫山氏率兵以サコロノ原ニ出テ屯于傍  
 是敢匪通志於兩陣唯爲見合戰也一條殿兵見之敵聊窟氣強不競進長曾我  
 部察之以乘勝攻戰一條殿遂以敗軍從是信濃守押領郡鄉以爲土佐半國主  
 其子宮內少輔元親擊國中之不順者押以爲國守既而起國兵以凌難所發向

盛親ノ繼  
立

關原ノ役  
西軍ニ與  
ス

盛親大坂  
ニ入城ス

七日ノ戰  
ノ後逃レ  
テ八幡ニ  
潛匿ス

盛親刑セ  
ラルノ女  
盛親ノ女  
及ビ其親  
族

讚岐國其路次從兵皆或奠米粉之以畜于囊爲糧土讚之境連嶺嶽道峙磐石  
 因不能運糧米也於讚州戰于彼挑於是遂以奪國既以威於四國之間豐臣秀  
 吉征伐關東小田原時元親率兵以從焉其子宮內少輔盛親相續父之領國後  
 陽成院慶長五年秋九月石田治部少輔三成企謀反起坂西兵以出張於美濃  
 國關原是時盛親諾三成之招而率四國兵以起伊勢路先是家康公一戰於關  
 原悉擊平凶賊擒其張本光成以梟首於河原因盛親等逃亡既領國以決公之  
 故漂泊於洛下柳原邊慶長十九年冬應豐臣秀賴之招楯籠大坂城翌年夏四  
 月二十八日秀賴令城中之諸將配兵於處々以備防戰之儀盛親承命發向於  
 玉作口或號京口、又大和口、止宿於京町邊○中略、五月六日、八尾、同七日盛親率兵又出  
 張於京口以備防戰之儀既以天王寺合戰大破而秀賴兵皆以逃亡盛親欲引  
 入於本城而飯赴之處既以城中郭外大亂而不叶其儀因其夜逃亡於八幡邊  
 伊尾木吉兼到其路次相從焉然而及夜陰迷先途遂後以與盛親相失因不知  
 其後風聞盛親到八幡隱於蘆原中經一二ケ日既以蜂須賀阿波守生虜盛親  
 及其家人中野內宗衛門彌五左衛門尉父也、等以召進之於京師同十五日梟首行年四、  
 長刻也今考之、盛親有女一人留之於大坂以爲人質落城後家禮上野內膳子  
 四十八歲歟

元和元年五月十五日

四四七



元和元年五月十五日

四四八

盛親ノ母  
ハ春日局  
ノ伯母

平太夫嫁之平太夫大坂已後經三ヶ年依立花飛驒守相具彼女以住柳川平太夫至今元祿五年存命立花左近將監扶助之其女者死盛親母者齋藤內藏允女也春日局及齋藤伊豆守同與三左衛門輝津守父等之伯母也盛親姉婿有謂佐竹某者大坂以後死有其二子長曰五十嵐藏人次謂柴田內藏允至今存命共以為陸奧守忠宗家禮於大坂戰場佐竹妻抱二歳子於懷中以依伊達陸奧守藤原正宗陣正宗扶之相具於奧使其子嫁柴田某女以為其家督內藏允是也盛親妹婿有謂吉松主膳者籠於大坂落去後死其子彌左衛門依毛利長門守大江秀就今者浪人長曾我部元親族有謂香曾我部右衛門大夫者無實子因養元親弟親康以為繼嗣親康子香曾我部左近依堀田加賀守紀正盛至今為上野介家禮盛親從弟也盛親家臣中野內宗右衛門上野內膳後藤和泉守等也蜂須賀阿波守生擒盛親與同中野內宗右衛門以訴申大相國家曰盛親者兩度之御敵也可有御憤盍梟首之乎家人中野內者為其主人存貞忠而已也敢非奉反君然者請赦斬罪以賜之大相國家許之蜂須賀大喜召具之於阿波國以為家人略下

家中内  
右衛門  
總サレ  
赦サレ  
須賀氏  
仕フ  
長曾我部  
氏ノ系

長曾我部系圖家傳云秦河勝之後胤也子孫世住土佐國家紋鳩酸草○中略

覺世

覺世

信乃守勇名振世領隣鄉數多東至和食西限一宮南至種崎越御疊浦渡而代擊之取永濃城本山領分也病而且死時遺言元親曰不伐亡本山而死者為遺恨汝可滅焉和解我為軍神永祿三年六月十五日卒

女子

本山式部少輔室

元親

宮内少輔侍從土佐守慶長四年卒六十一歲或說云後任少將

親貞

後依居蓮池城號蓮沼吉良左京進

親泰

泰一作康又作安香曾我部左近大夫元名内記其族為香曾我部右衛門大夫養子

某

彌九郎嘗往上方而販國之時係船於阿州桑佐湊南部海部城主等以謀

元和元年五月十五日

四四九

元親



元和元年五月十五日

略襲殺彌九郎

四五〇

女子

母齋藤内藏助利三妹、土佐一條康政室、

信親

彌三郎、新右衛門、平信長公授信字、二十二歳戰死、母同、

某

九郎二郎、紀香川家、爲香川氏贅婿、母同、

某

孫次郎、繼津野家、

盛親

右衛門太郎、宮内少輔、母同、法名幽夢、慶長十九年守難波城、明年五月七日、城陷而後、遁匿八幡之蘆原、十一日、爲囚、梟首於三條河原、

女子

上野平太夫妻也、平太夫(女)者號内膳、元來長曾我部家臣也、平太夫後仕立花氏、住筑後國、

盛親

盛親ノ弟  
民部康豐  
東國ニ奔ル

〔落穂雜談一言集〕<sup>十三</sup>

土佐の領主長曾我部宮内少輔盛親ノ弟民部と云者あり、兄と一所、大坂方よて籠城、五月六日、井伊藤堂ノ軍と戰、盛親ハ退散して城ヨ歸る、民部ハ數軍を切拔、山科の邊なる民家ニ走入、民人を切殺し、具足をぬき捨穢服ヨなり、簑笠を着、刀を藁ヨ包、東國宇都宮ヨゆリ有故、是ヘ志して落行、駿州ヨも又、又るベ有リ、され共路錢とても、亦、本海道ハ野も山も東軍かれハ通り難く、山谷の間道を、行道を、食物も奪取て過行、弟、信、多賀明神の社ヨ至る時、二日食事絶、是迄の命自害せんと思ひたるが、大軍の柵を出、今、是迄來る、未運命此有る所也と思ひ返して、夜すから明神ヨ祈、今日ヨ至リ二日食事を絶つ、明日よて三日也、若運命むらくベ、明日の中、幸を得、さしめ給へ、又運命是迄、あらハ、今夜中、命を此社頭、失しめ給へと、心中にせい、まをぬき、祈、され共、其夜何事なく、夜明、り、扱、運をむらく、るき、よ、と思ひ居、る、里、八、十四、五人、肩衣計着して、此社頭に、供物を備へ、歸り、如何様用有、此、の、共、の、跡、付、て、行、て、見、る、と、おもひ、立、る、が、此、躰、よ、て、ハ、あ、や、し、む、る、し、と思ひて、簑笠を捨て、上、よ、着、了、る、木綿、拾、を

元和元年五月十五日

四五二



ぬき、是よ刀を包、手拭のなううふりを取、懷中に首帳一冊在りしを取添  
持て、里人の跡より行見ると、或は貳人三人道々よてりりれ、四五人打連て  
或家よ入りぬ、さしそき見れば、人六七人居て振廻の躰也、是幸ひと思ひ  
入て、某ハ西國の者うらあひしやなるが、大坂の亂ハ國へ歸られに、關東へ  
志行とも道々よて咎られ、漸ハ是迄來れり、何よても占ひ度事あらハ、即時  
ハ奇妙を見すへし、安部の清明(晴)ガ子孫ハ安部康豊トハ我也、天下第一の者  
かれ共、亂國故ハ居所を追出され、如此の仕合也、先此座ハ並び居る中ハ、  
此家の主をたちまち見出し可申と云、一座の者與有事ハ思ひ、さらバ御覽  
て候得と申、此家のあるしハ、後々一郷の主と可成相有り、頭の上ハ白き煙  
立々見ゆると云、座中皆々亭主のあはれを見る時ハ、康豊見知りて、三番め  
ハ、嶋の羽織を着る人、此家のあるし也と云、皆々奇異の思ひをあして、  
手の筋病人の事を面々ニ問ふ、能程ハ挨拶せられ、先時分よろしかるへし  
とて膳を出せ、三日めよて心よく食事を服し、なり、扱様々珍敷咄杯して興  
を催ハ、故、其夜ハ其家ハ止りぬ、明れハ近隣より聞傳へ、吉凶様々占よ來  
る、かくて三日と、はる内、三日めの朝、里人來て申ハ、昨夜箱一つ失り、此

内ハ金子四拾兩有之、其上大切の水帳と申物紛失す、是何より大切の物  
也、出る様ハ御うらあひ奉頼と云、康豊聞て、是ハ此頃手の筋病人の吉凶と  
違て、殊の外大事の事也、成程取出して遣し候半、禮物被致候哉と云、禮ハ  
ハ四十兩出候ハ、半分廿兩進上可仕と云、左候ハ、案内者一人被出へし、  
山神水神を申おろし、供物も調可申、是より案内人を召つきて行法ハ罷出  
る、後刻其元宅ハ可罷越候間、其時分ハ家の子親類不殘召集置可被申、扱供  
物ハ備へ候間、春たての煙の出候餅を春置可被申と申ス、里人悦、畏りさマ  
速急き家ハ歸り、隣家親類家の子不殘招き集て待居り、康豊ハ案内の人  
を召連山ハ行、松葉杉葉杯取えさせ、川へおりて水の淺ミに行、起伏をよふ  
よふなるガ、汝等行法の障り也、遠くよ居へしとて案内者を退け、深ミよ行  
て又起伏よふよあるガ、程あく上り、夫より彼家ハ行、ことく敷檀(敷檀)をか  
さり、松葉杉の葉杯を敷ちらし、彼首帳を取出し檀よのせ、同餅をも備へ、新  
敷布切レを取寄セ、是をも敷、何やらや、久敷檀ハ向て祈念し、又首帳を繰  
返し納め置て、家主を始下人不殘車座ハ直し申なるハ、金子水帳を取りさ  
る盗人只今あらじ、此内ハ居り、然れ共、我行法の印、命をハ助け給ハれ、



家ぬゝを失さる物さへ出さる命ハ取るよ及ふまし、此所承り度と云、あるし、何が扱失物あよ出候ハ、命ハ助ケ可申と云、さゝらハ彼盗人眞直よ白状いさし、取さる物共出さるを、但かくのまゝ大法を修しさる事あれハ、寄妙を一つ見せ申さん、只今檀上よ備へさる餅を、此座中へおろすべし、此餅とつうらうこきて盗取さる人の方へ行へし、ずハ見よ、逆布切レある餅を布ともよ座中よおろし、連座の眞中へおろせハ、此餅静ようこき出、一座の者共身の毛をよごち色めきさつ、其時座中より一人康豊ガ前よ來り、扱々恐しき事共よて御座候、血よまよひ私盗取候、此餅御鎮メ候へともふハ、康豊、左様可有之と初より思ひさりとて、此餅を取て檀へ上、さらハ盗さる品、早々家主へ返さるしとて取寄せ、少しも紛失なく返したり、扱此供物ハ悉く川へ被流へしとて、家ぬしへ渡に、家主あまりの不思議故、約束の如く甘兩御禮なりと出に、康豊ハ十兩取テ十兩をハ返に、是ハいうよといへ老、約束ハ甘兩あれ共、十兩よて彼者の命を買取さり、やうの事ハ今よ初ぬ事よて、又行先よても金銀不足ありとて、十兩取られハ、土民共彌きふくし、神の如くよ思ひたる、初ハ水の中よて起伏よふふなる時、龜二つとら

へ半殺しよして懐中し、此龜を布を敷時下へ入レ、餅淡置たる故也、扱各の情よて、永滞留仕さり、急き東國へ行へしと云、皆々是非此所よ暫く止り給へといへとも聞入す、さらハとて此程の禮とて、面々よ銀錢を持來る、康豊中々是よ及ぬ事成、逆も志あらハ、誰々は貳人よて股引一足給り候へ、又誰々の四人よて拾一つ給り候へと申、何も是ハ安き事とて、銀錢の禮を止る、望の如く拵遣しられハ、旅装束一日二日の中よ立派よ出來さり、さらハ少し送り給り候へとて、彼包さる刀を取出してさ、里人いよく、まんうふして、本道迄送らき、駿劔の長光寺と云寺よ落着さり、爰よて母方の苗字よ改、足立七左衛門と名乗る、駿劔田中の城主酒井備後守忠利、有時放鷹よ長光寺邊へ出るよ、狂人有之、刃傷よ及ひ、長光寺の客殿へ切込ム、七左衛門折節居合せあるガ、机を取てあけッ者、彼ものを無難よ生捕さり、其邊の人立さよきて、七左衛門ク手柄を譽る、備前守歸城後、七左衛門ク由緒を聞て、貳百石よて呼出し、河越へ國替の節五百石給り、夫より昇進して千五百石を領に、忠利嫡讚岐守若狹拜領の時、二代目七左衛門、追々加増よて五千石領ス、三代目ニて分地いさし、四千石を領し、彼家の宿老城代を勤ム、二代目七



元和元年五月十五日

四五六

左衛門ウ時よ、信笏多賀明神へ五拾石の田園を寄附ス、今よ怠る事なし、是古七左衛門此神へ祈りて、運をむらきし故也、

〔土佐國諸氏系圖〕

佐竹 佐竹系圖 清和源氏

義之 掃部頭、久禮城主、

義道 信濃守、

親直 太郎兵衛、上ノ加江住、

天正七二月、与州宇和郡深田ニテ、久武ト一所ニ討死、天應常春禪定門、

義末 九郎、

木屑八ニ曰、大坂陣ノ時、分籠城ト云、

佐竹朝臣芝舜齋 醫師、

親辰 兵部少輔、

土佐國大忍里山崎城ニテ逝去、法號袋庵已閑居士、的年未詳、久禮浦八幡社所藏歌仙猿丸太夫之書ニ曰、天正十七丑ノ八月、吉辰同筆者日向國溪山判哥之筆者、佐竹親辰行年廿七歳ニテ書之、木屑ニハ廿二歳ト有、兵部少輔ハ慶長五年ノ頃、攝州堺へ立退給フト云、

佐竹春義ノ室ハ元親ノ女

佐竹義辰大坂ニ籠城

春義 内藏助、

天正十八年丑三月十一日卒、寬息元春大居士、室長宗我部元親ノ娘、掃

清寬 久大姉、

義辰 佐竹藏人、浪人、大坂住、

木屑八曰、藏人、但大坂亂ノ時、籠城ト云、

〔土佐國諸氏系圖〕

佐竹 佐竹系圖

義之

義直 信濃守、久禮之城主、

親辰 兵部少輔、

イニ云、久禮浦八幡社所藏歌仙猿丸太夫之裏書ニ曰、天正十七丑八月、吉辰、同筆者日向國溪山判歌之筆者、佐竹親辰行年廿七ニテ書之、木屑ニ二十二歳ト有、兵部少輔者、慶長五年之頃、攝州堺エ立退玉フト云、云、法名袋菴已閑居士、

義秀 太郎兵衛、上加江城主、

義末 若藤越中守、用石住、

元和元年五月十五日

四五七



元和元年五月十五日

四五八

一條康政卿ニ仕、イニ曰、永正十四丑四月十三日、一條殿仕討死、木屑ニ曰、大坂陣之時籠城ス、亦曰、其末葉若藤木工左衛門御家ニ奉仕、御納戸役勤、元祿二夏遠流、同十年御免、頃日江戸近邊ニ被居候由、  
義高 若藤三太夫、  
イニ云、佐竹朝臣芝舜齋、醫師、

同親直盛  
親ニ屬ス

親直 内藏  
人、

父遺蹟無相違相續、關ヶ原陣御供歸國、盛親ニ屬慶長元和大坂陣五月七日討死、法名心叟道空居士、  
家臣田代某此未與津田代孫三郎小藤吾、

某 内藏  
助、

母宮内少輔泰元親公女、末孫松平陸奥守殿家老柴田内藏助へ嫁ス、

〔伊達世家譜〕

一家之一

柴田

宗朝幼而承家、官減其祿之半、以千石繼

後亡、幾賜田千石、併前爲二千石、大坂之役遣其家臣、代率兵、元和二年、自膽澤郡水澤、移于登米郡米谷、寬永五年八月、請官詣紀州熊野祠、至江戸遭疾、公使今大道路三幕府醫官治之、尤賜慰勸、遂不起、其家臣哀宗朝之無嗣、請以公命繼之

佐竹藏人  
親榮ノ子  
忠次郎伊  
達氏ニ仕

後、先是大坂城陷之時、佐竹藏人親榮子忠次郎、幼而與其母囚而來仙臺、居其母於闔内、別與之局、賜名中將、爲相伴、忠次郎亦見昵、尤蒙恩寵、寬永五年、月公因命忠次郎繼宗朝之後、稱之柴田外記、小字於輪、中稱忠次、朝意、初名朝親、

〔香宗我部氏記錄〕

一土佐

香宗我部氏之系圖

親泰 從四位上、香宗我部安藝守、前名内記、左近太夫、

長宗我部信濃守、秦國親三男、

貞親 香宗我部左近、衛門八郎親和、幼名長壽丸、

天正十九辛卯生香宗城、慶長三年戊戌、爲父兄菩提、登高野山、居高室院、後又居泉州堺、十一年丙午、寄客肥州唐津城主寺澤志摩守堅高君、賜知行五百石、元和元年、豐臣家亡後、親和以爲盛親族故、敬憚將軍家、辭去唐津、變姓名曰中原源左衛門、間行江府、居知足院、是時家光公御乳母稻葉佐渡守妻春日局、給事將軍家、於親和爲姻族、因使春日局密聞事於將軍、將軍有内旨曰、香宗我部世々源氏、與盛親有別、不須憚公儀、於是親和再革姓名曰香宗我部左近貞親、復在仕官心、武州川越（城野方）主堀田賀守正盛君、厚意召之、乃寄客堀田侯、賜知行千石、移居川越、後又從侯移信州松本、增祿二百石、又移下總

元和元年五月十五日

四五九

香宗我部  
貞親

貞親盛親  
ノ族タル  
ヲ憚リテ  
寺澤氏ヲ  
去ル  
春日局ノ  
執成

後貞親堀  
田正盛ニ  
仕フ



元和元年五月十五日

國佐倉、万治三年庚子七月九日卒、七十歲、法雲院殿雪山不自居士、

〔伊達世家譜〕

平士之二

三 香宗我部

○上略、親泰ノ親、泰子左近貞親、

○中略、貞親、寺澤廣高ニ育セラレ、後堀田正盛ニ仕、無子、養堀田家臣高井源

左衛門、子小三次、以爲嗣、稱隼人重親、父沒後、來于仙臺、因柴田外記朝意、親

叔母、嫁長宗我部老臣長谷川藏人某、藏人戰死于大坂之役、而有遺腹焉、免身

之前、其妻爲先公所擄、後賜柴田家、生外記朝意、是事與五十嵐家譜所載不同、

家令從其、寬文中、月十九日、肯山公綱、伊達、貶給祿、廩百口、始仕、○下

〔附錄〕

〔土佐國靈簡集〕

四

孝賴

吉田備中守、薙髮號周孝、土佐郡井口城主、

貞重 次郎左衛門、薙髮宗性、

重親 彌右衛門、

元和元年五月六日、於攝津矢尾、與藤堂兵士戰死、

重隆 三郎左衛門、

於矢尾與父同死、

某 孫太夫、後次郎左衛門、

某 初仕堀田家、後仕細川越中守、

長曾我部老臣長谷川藏人、外記朝意

吉田重親父子八尾ニ戰死ス

明神信勝大坂ニ籠城ス

〔南路志〕

九 關國 九之一 安藝郡上

白濱村 明神氏系圖

源八郎

生土州、盛親朝臣喪國、寓居京都、源八郎往給仕二年、病飯國而卒、

信勝

忠右衛門入道、號道喜、生土州、十一歲、父母流寓甲浦、慶長十九年甲子、十二歲、如大坂籠城、屬盛親手、元和元年乙卯五月六日、谷尾血戰、討取藤堂泉州保呂壬山田三郎右衛門、大坂滅亡、流離諸國、座不暖席者數年、後遂下土州、居甲浦、寬永九年壬申、太守藤忠義朝臣、下賜白濱一圓、軍役外免除、諸役御判紙藏于家、白濱初斥鹵無人家、領知以來、屋舍百宇、民庶四百人、皆爲明神氏家僕矣、寬文九年癸酉、建五社明神社、鎮座白濱、

信次 忠右衛門、白濱領主、

〔南路志〕

十三 下 關國 六之四 長岡郡

寺內村

古城 豐永氏代々領之、

遺語曰、豐永氏世々領長岡郡、豐永山、小笠原備中守源豐永之裔也、備中守位牌在大田寺、又曰、豐永藤兵衛、秦主喪時、病卒于豐永、柩植村、生子二、藤五

元和元年五月十五日



豐永藤五郎  
從盛親ニ  
尾ニヒテ  
戰フハ

盛親ノ臣  
上山十兵衛

元和元年五月十五日

四六二

郎、藤次兵衛、藤五郎仕盛親、矢尾之敗、藤五郎及十池少太郎、長宗我部主水爲後殿、後仕肥後國、未詳其後、藤次兵衛初仕肥後國、後仕堀田加賀守、生子式部、

〔韓川筆話〕

四 上山

當國佐○土西郡之出、上山ノミ十兵衛と云、長曾我部之侍あり、秦氏滅亡之後、御當家龍山侯忠義○山内之御時、輕卒ニ入つゝ居たり、或時十兵衛、江戸之邸の門番をして居るとし、藤堂侯御入あり、十兵衛も下座し禮して居るを、藤堂侯屹度御覽有、扱内に入給ひ、常口述被仰置御歸ある事あるよ、其日ハ龍山侯へ御對面有度との事よて、ゆるく御物語等有、扱藤堂侯の給ふよ、侯ハよき侍御う、へ候とあり、龍山侯御對よ、いう、して左様被仰やとの給ひ、れハ、只今御門を入候時見請候よ、上山十兵衛と申者番いとし居まり、かまハ長曾我部盛親の手よて、大坂夏陣之節、拙者と盛親戰せしよ、十兵衛先手よて、拙者へも混と鎗を入と持てあはし、一さんけぬ候ひし、甚危き事よあひ候むとのへ給へハ、侯も大に驚き思ほし、則十兵衛を御召よて、輕卒之義あまハ、御庭へはえらせ御尋有しよ、誠よ藤堂侯の被仰

しよ少も違ハ、何そのは、よ申上、うついそく、大坂之不運ハ、盛親藤堂侯よ破られし故也、盛親破られしハ、私藤堂侯よ鎗入と時、侯此御馬ハ興立也、私馬ハ國馬よして、馳引（聲カ）拔群よ違ひけちらされしゆ、討得よて、終よ盛親破られ、大坂敗軍よ及へる第一也と申上し、龍山侯悦喜し給ひ、則知行二百石を被下、馬廻の侍あし給ふ、十兵衛歸國して後も、合戰の働きハ、とろく馬よあまとて、若士の馬此よし時など、戰場よて馳むくをさをお見せし、この外迅速ありし事なると也、今ハ上山の家ハなし、とく除きとるよ也、

(頭注)

藤堂侯の御家よも、上山の事かさり傳へ、此時の俸給七八扶持廿四石といふよし也、當邦此歩士伊東何うし、藤堂の家士聞るよ也、七口廿四石之吾藩の給式あり、れを、さもあるへき事也、後よ二百石となれるなる歟、龍山侯御時の分限付り、二百石上山十兵衛と記し、何なるとおほふ、

〔南路志〕

土佐郡 園國七之三 高知 唐人町

○上略、唐人町ノ、其中に吉田市左衛門ノ組之生捕之朴好仁と云者有、其家由來ヲ記シタリ、

元和元年五月十五日

四六三



元和元年五月十五日

四六四

之記録云、

覺

一私曾祖父朴好仁(トカ)申候者朝鮮人ニゐ、於彼地慶州之内一城と申候、大閤様文祿之初朝鮮御征戰、熊川防戰之時、慶州之者共相聚防申候、朴好仁一方之儀、大將勸戰功候へとも、味方崩申候ニ付、妻子眷属落シ申候處ニ、長曾我部元親様御勢追掛、悴娘其外下官之男女擒成申候ニ付、朴好仁義無爲方陣中へ驅込候處、吉田何某殿ニ被虜、御歸朝之節、子共一所被加御憐愍、御國に被召連候、悴朴好赫義、十二歳、長次郎と改、元親様御兒小性ニ被召遣候、娘義元親様御奥様被召仕、盛親様御國御退出之節、御供仕、京都ニ相詰、大坂御籠城之以後、和州奈良に罷越、於彼地相果申候、略中右之通先祖申傳如斯ニ御座候以上、

寶永元年申年三月九日

秋月彌五右衛門

細川忠利京都ニ抵リ、家康ニ謁ス、

〔細川家記〕

忠興八

五月十日、忠興君大坂を御立、十一日、吉田に御着、此日

御國へ被下候御返書、

朝鮮人朴好赫盛親ニ仕ス

細川忠興大坂ヲ出立ス

○上略、秀頼自殺ノ事等ニ係ル、八日ノ條ニ收ム、

一我等事、十日大坂を出、十一日ニ吉田へ令着候事、

一爰元珍敷事無之候、御仕置之沙汰も未無之候事、

一諸國之衆ニ御暇之事も、いまさ不知候事、○中略、盛親捕ハル、事等ニ係ル、八日及ビ前條ニ收ム、

一我等仕合彌能候、おそく被上候衆、手もちよあ、敷見へ申候事、○下

日ノ戰況等ニ係ル、七日ノ條ニ收ム、五月十一日附、氏宗入老外五名宛、忠興書狀、

同十五日ニ通別紙壹通、十八日、廿四日、廿七日、追々御國へ被下候六通、○他

態九兵衛差下候

一茶之時分未おそく無之候間、各壺此船ニ面々ふ奉行を付、早々可上候、

詰させ候て、則此船ニ可下候、此よし壺持共ニ相觸、いそき可上候事、

一壽齋ニ申候、吉田の壺留イナリり引目九兵衛ニ相渡可上候、不及申上家ニ物

びあさり候ても、きすの不付やうよあつく包可申候、又ふ不せいあう

北ノ丸のせいあうも可上候事、

一内記昨日十四日到吉田着、今日十五、兩御所様御目見へ仕候仕合一段

能候事、

元和元年五月十五日

四六五

忠利吉田ニ著ス



元和元年五月十五日

四六六

一兩御所様未御逗留ニ候、御下向いつ共不知候、御仕置も此度可有之様  
 ニも相見へ候、又左様も有之間敷とも申候、何とも知不申候事、  
 一大名衆身上之儀、推量あてニ色々雜説申候へ共、今日まで別ニ相見あ  
 る事も無之候事、  
 一大坂よて秀頼様御切腹之刻、致御供候衆書立、別紙ニ遣候事、  
 一今度一卷ニ、大野修理手よき事、沙汰の限、あえね之上之恥辱、無是非  
 儀共ニ候事、  
 一我々事内記上候間、御暇申上、下度候へ共、爰元之様子今少見届候てと  
 存、逗留候事、  
 一此中之草臥ニ候哉、四五日已前より積散々差出候つる、從大御所様万  
 病圓たへ候へと御説ニある、御自身御藥被取出、三百粒被爲拜領候、則腹  
 用せしめ、得快氣候、可心安候、尙跡より可申候、恐々謹言、

五月十五日

忠御判

此書中宗加、少兵衛所へも可申遣候已上、

氏宗入老

小民部殿

朽六兵衛殿	中周防殿
小 又右殿	壽 齋
長勘ヶ由殿	藪内匠殿
村八郎左殿	加々山 <sup>イ山之字ありし</sup> 隼人殿
益 藏人殿	長 右馬殿
長 式部殿	

右御書之内

宗入に申入候、我々煩をきと能候て、明日ハ御前へ可罷出候、可御心安候、已上、

私ニ云、少兵衛ハ一ノ戸御城代也、宗加ハ中津御留守居被仰付置候也、

〔細川家記〕

忠利十一

五月十一日

とあるハ、<sup>ニハ日之夜</sup>誤也、

忠利君、備前國片上迄御押

被成候處、大坂落去之儀、忠興君よりの御知らを七日の御書到來候、<sup>忠興君</sup>謹ニ出、

翌八日之御書二通、

尙々、此状參着次第早々下國可仕候、以上、

元和元年五月十五日

四六七



元和元年五月十五日

四六八

急度申遣候、大坂不殘相濟、御人數不入候間、いつくままで上候とも、ひき返し可下國候、内記ハ一身爲御目見可被上候、恐々謹言、  
イ申ノ下刻  
五月八日

越御判

内記殿		
内匠殿	隼人殿	藏人殿
内膳殿	中務殿	左馬允殿
右馬介殿	式部少殿	番頭中
物頭中		

尙々、此地之注進狀、小をやニ飛脚を比せ可被越候、陣取未定候間、折  
りけを見て來候へと可被申付候以上、

花熊近邊迄被着候ハ、早々可被申越候、其返事之間ハ、其地ニ可被相待  
候、恐々謹言、

五月八日

越御判

内記殿  
進候

考ニ、此二通之外ニ、八日、秀頼公御母子御生害之事等、被仰進候御壹通  
可有事、大坂不殘相濟候と云にて、外ニ者無之哉、又子細ありや、  
依之總勢ハ御返し被成、御手廻計にて、急き御上被成候、十四日、忠興君之  
御書、

小笠原殿父子打死候、大學殿大てくらふて候、鑓きハ數ヶ所おそれ  
候へとも、少も無別儀候、ふしみの内竹田通之寺ニ御入候間、御目見  
後被參候、可被見廻候、以上、

十二日之書狀、今日十四、於吉田令披見候、其方事まつそくニ伏見へ被參、  
公方様御目見仕、大御所様へ御目見ハ、上州まで我々様子申遣可申候、可  
被得其意候、恐々謹言、

五月十四日

越御判

内記殿  
御返事

右之通候處、十四日吉田ニ御着被成候間、十五日、兩御所様御目見被仰上候、  
考ニ、一書、内匠、内膳、隼人、式部、左馬允等も御供仕候と有ハ、誤り也、又浪  
華軍記ニ、六月十五日、將軍御參内路次警固之内ニ、五條橋迄長岡内記

元和元年五月十五日

四六九



元和元年五月十五日

四七〇

御旗本之番頭十人足輕百と云々、あやまり勿論也、

〔松井家譜〕

春七 春光君御譜

長岡佐渡興長、略○中五月十一日、備前國片山岡山

に着仕候處、大坂の御飛脚到着、從三齋樣、同月八日之御書を以、大坂及落

城、最早御人數罷越候儀、無用ニ被思召候間、妙解院樣利○忠何方迄御參陣

被成候共、惣御人數者被差返、御手廻迄被召連、御機嫌爲御伺被成御上候樣

妙解院樣を奉始、興長等御一紙ニ被仰下候付、相觸候書面、

自是可罷下旨、御書參着候間、其通ニ、此地より罷下候、然者船ニ被下

候衆も可有之候、左様ニ候ハ、一組より馬乘衆貳人宛陸を可被差越候

其一組之衆人馬共、道中引廻つて候て被下候へと可被仰渡候、くを被

越候衆、くじ取ニさせらる候、可然存候、めんく手前之者共も、奉行を

つけ差下し申候、恐々謹言、

五月十一日

長岡式部少輔

興長判

長岡右馬助殿判

戸田助左衛門殿判

村上八郎左御内衆判

小篠次太夫殿判

御弓頭衆判

小笠原宮内殿判

益田藏人殿判各御中

興長儀者、此所大坂に使者差上、三齋樣奉伺御機嫌、直ニ御人數召連、豐前  
に罷歸、其後杵築に歸城仕候、

家臣吉田  
久内

但、興長家來吉田久内儀、此比閑齋と申候、三齋樣御懇之者ニ、既慶長六  
年杵築城に御光駕之節被召出、御藏米三拾石被爲拜領置候、本行之趣者

置申、本行之節、興長召連、小倉出陣之砌、妙解院樣人數押を被遊御見物候

處、一組切ニ押行、御前通ニ、何後下馬仕罷通候内、久内儀者、行列を離レ

扣居候、一組之人數通拔候比、馬を靜ニ乗出し、鞍坪ニ屈伏仕、軍陣ニ下

馬之禮無し、吉田久内唯今罷通候、御免可被下与高聲ニ呼り馳通候處、名

乘らても久内者隠と、あとして被遊御笑被召返、苗之御陣羽織被爲拜領  
候由御座候、右之者子孫斷絶仕候、

元和元年五月十五日

四七一



元和元年五月十五日

四七二

是ヨリ先キ、攝津南中島北中島ノ庄屋與兵衛、及ビ太郎左衛門、東軍ニ應  
ジ、其地ヲ退去ス、是日、幕府、命ジテ歸還セシム、

〔澤田左平太由緒覺書〕

大坂御陣之刻先祖太郎左衛門御味方申上候節、頂戴仕候御奉書之寫、

以上

急度申入候、仍、南中嶋北中嶋之庄や與兵衛、太郎左衛門、去年御取合之  
時分、彼地をたちのき、御味方地ニ罷在候、早々罷歸候、百姓をも有付  
申度由申候間、右通可被仰付候、委曲兩人之者口上ニ可申入候間、不能詳  
之候、恐々謹言、

五月十五日

土井大炊助

有御判

酒井雅樂頭

有御判

安藤對馬守殿人々御中

〔參考〕

〔澤田左平太由緒覺書〕

攝州北中島大道村

由緒覺書

澤田左平太

澤田左衛門太郎  
軍ニ味方  
セントス

村民大坂  
ニ籠城ス

門太郎左衛  
門東軍ヲ  
嚮導ス

一私先祖澤田太郎左衛門与申者、大坂御陣之刻御忠節申上候、其様子者、太  
郎左衛門義、其時分北中嶋高壹萬三千石余之百姓頭仕、萬事御觸事等申  
付候、然ル處、太郎左衛門義、一筋ニ御味方可仕覺悟存極、密々ニ百姓共ニ  
其段申含候所、一圓同心不仕、剩一黨之神文血判いゝし、其上北中嶋之内  
所々ニおゐて、御手寄御馬之足掛り惡敷様ニ拵置、百姓不殘大坂ノ籠城  
仕ニ相極候ニ付、其節ニ到、太郎左衛門壹人抽在所をふり捨、乍恐台徳院  
様御出馬之砌、江芴草津宿迄急馳參、大坂近邊別、中島之様子、委細繪圖  
記差上申候處、酒井雅樂頭様御披露之上、難有、御前ニ被爲召出、御忠節  
之者と御褒美之上意、則鎧を爲持候様ニと奉蒙御赦免、中嶋并大坂近邊  
之川瀬淵沼等、尤御手寄御馬之足掛り惡敷様ニ拵置候所共、御案内申上  
候、依之北中嶋在々不殘御焼拂被遊候得共、太郎左衛門家者、燒申間鋪と  
蒙御下知、中嶋中ニ只壹軒御殘置被爲下、其古家ニ于今私居住仕候、右構  
之内ニ、乍恐權現様御成被爲成下候御殿跡、御座候、則右之通太郎左衛

元和元年五月十五日

四七三



元和元年五月十五日

四七四

百姓ノ選  
シム

門御忠節之品々、慥成御證文御座候、次北中嶋惣百姓一黨之神文、又太郎左衛門義を、大野修理殿に訟申書付も所持仕候御事、

一御歸陣以後、籠城仕候百姓共、ちり／＼に罷成、田畑荒申に付、酒井雅樂頭様、土井大炊助様に申上候得者、早々立歸、在々取立、田畑不荒様耕作をも申付候事、重々之可爲御忠節之旨被爲仰付、則安藤對馬守様に之御奉書頂戴仕、方々百姓共招集、田畑不荒様仕居申候、尤御奉書所持仕候御事、

一太郎左衛門遺言にまゐせ、万治三子年、太郎左衛門世忤私左平太御評定所に罷出、御證文共差上申候之處、阿部豊後守様御意被遊候者、大猷院様御代に罷出候者、御取立可被爲成下者を、不調法成義併御殘置被下候家持ふれ申段者、御不便に思召候、御城に御相談可被遊とて、御證文共御寫させ被下候、其外御老中様方難有御意共、所詮者太郎左衛門持傳候田畑嶋他家へ渡申分、田地者沽却仕候直段を以、本物返し被仰付、別嶋之義者、五十年および他人之手に渡り申候を、御取立として被仰付候間、家を相續仕候様にと御意に、則水野石見守様、小出越中守様、豊嶋權之丞様に、度々御證文頂戴御寫迄被下置、其上私に怨を不仕候様にと、百

性共に手形被爲仰付被下候御事、

一其後川筋小物成之嶋々一同に、荷捨に被爲仰付候に付、先祖左平太又々御江戸に罷下り、御訴訟申上候處、被爲聞召上、流作御赦免、其上地代金も不被召上、先年之通、小物成御年貢上納仕候様にと、兩度に被爲仰渡、其砌又々御證文頂戴仕、只今に耕作仕、重々難有仕合に奉存候御事、

右之通御座候に付、乍恐言上仕候、以上、

澤田左平太

太郎左衛門御忠節申上候證據之御書寫、

一書令啓上候、仍中嶋太郎左衛門此中散々相煩申に付、御見廻も不申上由申候、然者彼者御忠節申上もの儀に、御座候間、少理を御付被成候様、奉任存候様子之儀者、太郎左衛門口上、可申上候、尙面上に可得貴意候、恐惶謹言、

七月十日

有御判

本多佐渡守様人々御中

松周防守

元和元年五月十五日

四七五



元和元年五月十五日

四七六

猶々萬事可然様ニ頼存候以上、

未申通候へ共一書申入候然者中嶋太郎左衛門尉儀雅樂頭所へも拙者所へも切々出入仕別而懸目候者之儀候條萬事之儀奉頼候恐々謹言、

酒井阿波守

忠行

九月十七日

稻葉淡路様 八々御中

猶々御狀之通相心得存候以上、

貴札忝存候仍中島村太郎左衛門尉義被仰下候得其意存候間可御心安候何様期面上之時候恐々謹言、

稻葉淡路守

有御判

十月朔日

酒井阿波守様 御報

太郎左衛門北中島惣百姓頭仕候證據大坂御城内へ被遣候御連判御狀之

寫

秀頼様近日御鷹可被遣之旨被仰出ニ付而爰許在々御鷹場内不寄誰々大鷹小鷹被遣候事并弓鐵炮之儀者不及申諸鳥取候事堅被成御停止候間被得其意御法度之旨被申觸尤ニ候若誰々よても無透引衆候ハ、名字能改書付市正殿又ハ御鳥見奉行中へ急度注進可被申候自然於被隱置者其村々庄屋百姓中共可爲曲事候恐々謹言、

慶長十一

越後三右衛門

七月一日

中村源兵衛

林久兵衛

富田勝右衛門

中村勘左衛門

長屋源之丞

大土村

太郎左衛門殿

御陣之刻太郎左衛門御忠節申上ニ付大坂に籠城仕候百姓共々大野修理

元和元年五月十五日

四七七



中島ノ左百  
姓太郎左  
衛門ノ東  
軍ニ通ズ  
ルヲ大坂  
訴フ

元和元年五月十五日

殿に訴申目安之寫

今度大坂に籠城不仕けつく敵方へ參忠節仕秀頼様へ曲事仕候條

一大道村太郎左衛門ハ、松平周防殿へ參候、中嶋之繪圖を仕、方々へ上  
申、其上中嶋へ之案内者を仕、よせ衆ニ河之瀬をおしへ申引こし仕候  
其忠節仕候故ニ、中嶋中ニ太郎左衛門家一軒迄殘申事、其かくも無御  
座候事、

一國嶋之う右衛門ハ、日比野半右衛門ニ馬を出し、其上有馬玄蕃殿へ參  
申候御事、

一福島村之藤次郎右衛門、善右衛門、助右衛門ハ、大坂の銀子鐵炮を取申  
候る走申候御事、

一佃田村之孫右衛門ハ、日比野半右衛門、河路五兵衛兩人之荷物を預り  
申候、又市正殿御のき候時、船共馳走仕候、又市正殿衆をころし申候  
時、ほく田村之者共ニ、いて申候ハ、曲事と申付候御事、  
一本庄村之市兵衛ハ、大坂の銀子鐵炮を取申候て、もし申候御事、

右七人之庄屋とも、對秀頼様に、重々段々曲事を仕候間、中々在所にあを  
し申間敷候我等ニ庄や被仰付、あとしき可被下候、若七人之ものともを  
在所へ御あをし被成候者、我等ハ在所へあをり申間敷候、此由殿様へ被  
仰上候、可被下候、爲其如此申上候、以上、

慶長廿年二月十七日

- 大道村ノ 惣右衛門
- 同 源右衛門
- 同 忠左衛門
- えゆく村 市右衛門
- 同 與左衛門
- 同 藤右衛門
- 國嶋ノ 太郎右衛門
- 同 宗右衛門
- 橋寺村ノ 與兵衛
- 天王寺庄ノ 三郎左衛門
- 同 藤右衛門

元和元年五月十五日







書被指越候故、御老中へも其旨申上候へ、此左平太父太郎左衛門大坂御陣之時分御味方ニ心指有之者ニ候故、其時分御老中御念比ニ多御陣以後、太郎左衛門本在所ニ居住仕候立のき候土民共招集、所不荒様ニ耕作をも可申付旨、數通御證文被下置候所ニ、左平太兄共所持之田畑過半、沽却仕由ニ候、忠節之者之筋目、唯今御老中不便ニ思召候間、賣候時分直段本物返しニ田畑佐平太買戻し申候ハ、相渡し候へと、買主共ニ申付可然旨、拙者共各へ可申達由、御老中被仰候、於其許彌被遂御穿鑿、父太郎左衛門所持之田畑賣渡候段無紛候ハ、佐平太方へ相渡候様ニ御申付可有候、此佐平太甥壹人有之、太郎左衛門孫子故、太郎左衛門所持之田畑之儀ニ候間、買返し申儀ニ候ハ、其者も買戻し申度旨、於其許訴申由、豐嶋權之丞申越候へ共、度々此御地へ御訴訟申上候ハ、此左平太計候間、太郎左衛門所持仕候田畑ハ、不殘佐平太壹人へ相渡り申様尤存候、將又鼓嶋之儀も被致穿鑿、佐平太父之太郎左衛門所持仕分ハ、佐平太方へ返り候様ニ御申付可然候、恐惶謹言、

十月十二日

妻木彦右衛門

岡田豐前守

水野石見守様

小出越中守様

十六日、戌壬秀忠、將ニ公家法度ヲ更定セントシ、公家衆ヲシテ、各、其意見ヲ開陳セシム、

〔土御門泰重卿記〕

一 五月十六日、晴天、予當番、此日從大樹公家衆行義法

度、公事政之稽古可仕候由、被仰出候、則禁中各相聚、兩傳奏一々、意旨被申渡候、各領掌也、當官公卿一々所存書付被申入候也、筆者柳原頭辨業光也、酉下刻、雷電霹靂大雨、二時計也、降雨如瀑布、

十七日、晴天、終日蟄居也、十六日攝家二條殿、九條殿、鷹司殿、大御所此三人御參

内、清涼殿、夜丑刻迄、其以後退出、可被成候、

〔言緒卿記〕

五月十六日、壬戌、天晴、前大樹ヨリ、萬御法度共被仰出間、禁中へ

諸臣下參了、禁中内々外様番、一月ニ六日儘、本ノ番ニ罷成了、

〔義演准后日記〕

五月十七日、晴、昨日二條殿、京都様尋申、返答、昨日參内、

夜半御歸、叙位女叙位來年御再興、後年除目トノ由也、執筆誰乎、



元和元年五月十七日

四八四

○是ヨリ先キ家康公家衆法度制定ノコト、慶長十八年六月十六日ニ、  
コノ後法度更定ノコト、本年七月十七日ニ、同頒布ノコト、同三十日ニ、  
各其條アリ、參看スベシ、

門跡衆、伏見ニ至リ、秀忠ニ謁ス、

〔義演准后日記〕

九十

五月十六日、晴、將軍御方へ、於伏見城御禮、進物杉原十

東、隨門同道、酒井雅樂頭馳走、

十七日、亥、癸幕府、京都放火ノ賊ヲ刑ス、

〔東大寺雜事記〕

二

五月十七日、京町人上下四拾人計、東寺之前ハツ付ニ

カ、ル、火付也、

〔孝亮宿禰日次記〕

四

五月十九日乙丑、雨降、火付十一人打首云々、

大坂ノ黨山川帶刀、北川次郎兵衛、逃レテ本能寺、知恩院ニ入りテ自訴ス、

幕府、本多正純ニ命ジテ、二人ヲ本能寺ニ禁錮セシム、

〔北川遺書記〕

山川帶刀、北川次郎兵衛事ハ、平方（脱アルカ）ニ爲討死一命、茂不惜働

申付、數多討取、八幡瀧本坊（脱アルカ）ニ隠レ候て罷在候處（脱アルカ）、兩人八幡ニ罷在段風聞

ふ付、御討手（脱アルカ）、秋元但馬守殿被仰付、御せんさく候付、不及是非、兩人ハ八

八幡瀧本坊ニ隠ル  
秋元泰朝  
命ノ捕縛ヲ

二人瀧本坊ヲ去ル

板倉勝重  
寺僧ニ二  
人ノ行方  
ヲ糾ス  
山川等自  
訴ス

本能寺ニ  
禁錮ス  
瀧本坊寺  
僧赦サル

幡山を立退申候、其時兩人、瀧本坊法印（脱アルカ）ニ申候、御せんさく此上被仰開罷  
成間敷候間、其時ニ兩人罷出、切腹可仕と申處（脱アルカ）、法印被仰（脱アルカ）、一宿ハなさせ  
申候、何方へ參候共不存候と可申候、其上御手柄次第（脱アルカ）ニ罷出ル（脱アルカ）、堅被  
仰渡候、法印、式部兩人、伊賀守殿被召籠候、彼兩人の行す（脱アルカ）、被申候へ、左（脱アルカ）  
ハ兩僧可被死候、由被仰渡候、扱兩人（脱アルカ）、其やう（脱アルカ）、承、山川帶刀ハ京都本能  
寺へ參、北川次郎兵衛ハ智恩院へ參、板倉伊賀守殿へ御斷申上ル、伊賀守殿  
則言上被成候處（脱アルカ）、彼兩人本能寺ニ一所（脱アルカ）ニ召置候へと被仰出候とて、其趣  
を被仰聞付て、本能寺へ罷越候、瀧本坊兩僧（脱アルカ）、兩人罷出候ニ付、御赦免被  
成候、

伊賀守殿被仰上（脱アルカ）、彼兩人ハ番を付可申哉と御窺候處（脱アルカ）、大御所様被成御  
意候者、彼兩人（脱アルカ）、爲名字存候て罷出候處（脱アルカ）、何し（脱アルカ）、番（脱アルカ）可入哉と被仰出候、  
伊賀守殿より被仰出候ハ、番を付可申やと申上候事ハ、存旨依有之申候と  
有ま（脱アルカ）、に被仰聞候、其後毎日のやうに、伊賀守殿（脱アルカ）、御使を被下候、番次第有  
之付、御使寺内へ（脱アルカ）、お（脱アルカ）、いり申ふと有之、寺町の川ヲ隔て、程遠く御請答  
申候、

元和元年五月十七日

四八五



家康二人  
ニ茶ヲ與  
フ

元和元年五月十七日

四八六

大御所様被成御意候之、彼兩人、大坂に能茶をくらしい候付、迷惑も可存候間、此茶を被下旨、御手自上野殿へ御渡し被成、切腹願ふ可被仰付候、其分相心得候へと御使被下、御茶頂戴仕候、

其後又右の様は御意被成候とて、一位様は御茶被下候との義も拜領仕候、兩度御茶之儀、冥加共可申仕合無御座候、

次郎兵衛  
ノ率直

本能寺罷在候る兩度上使有、御意も者、上總守様御頭を次郎兵衛より取申と風聞之、如何様の義と御尋被成候、次郎兵衛申之、上總守様存命被成候やと申候へ之、其通は候と御答候、其時次郎兵衛申之、取申あらは御存命之被成まゝ候、取らざるとは仕次郎兵衛にては無御座候、取不申候事を、おぼ

山川等大  
坂の内情  
ヲ語ラズ

し可申候や、左様の義私を不存候、取沙汰仕仁は御尋被成候得と申上候、一度老國大名衆少身よらば大坂へ心合せ候衆、其外色々此義を御尋候、兩人申之、外様の者の義は候へ之、何事も存不申候、御尋候事、不殘不存と申候、其時御使被仰者、誰士は左様をならぬ事候間、何成とも被存候通、一ヶ條もくも被申上可然と御申候、兩人申上、上使よても不存義は存ぬまてよと申ス、其時被申候者、合點不參候、御使は參候得者、兩人の爲能様は御取

合申爲は候旨被申候時、帶刀申者、御取合可頼入義無之候、人もたのまぬ事を御取持さぐるうか、人よより頼人の御取合被申候へと、兩人苦々敷申候へ之、此通御耳は立可申と、散々腹を立らま候、兩人きまへぬ仁うあと申罷在候へキ、

家康強ヒ  
テ問ハシ  
メズ

其やうに大御所様へ被申上、兩人の者を第一ぬきものと申上候處は、御聞不被成様子よく御座候へキ、再三ハ存さるやうにと見へ候條、重なる御尋被成候様にと有所は、御意被成候は、存候首尾たるへきと思召被成御座候處は、存せぬと申すから之、士ふいとる道は有、士道はあらぬやつと、散々御あり被成候、其やうに一々御前様は被仰聞候へキ、

板倉勝重  
本多正純  
山川等ノ  
助命ヲ望ム

伊賀守殿思召之、兩人命の義御助ヶ被成候をうし候へり、と存候間、上野殿御取合、頼候と御申候處は、上野殿被仰之、伊賀守り頼候を、聞不申候、かやうの者誰にさうかうへ御刃候へりしや、思候半哉、只今明日待候へて能々と取沙汰おき様にと被仰候、是又伊賀守殿被仰聞候、伊賀守殿御懇意不淺事、

家康山川  
等ヲ稱讚ス

大御所様御意も、彼兩人のやつは、奇特成分別仕候、大坂に定く侍の壹

元和元年五月十七日

四八七



家康山川  
等ヲ赦ス

帶刀ハ平  
戸ニ次郎  
兵衛ハ大  
村ニ預ケ  
ラル

次郎兵衛  
ヲ松平定  
勝ニ預ケ

後大村純  
頼ニ預ケ

万も可有之候、かうさいやつそらと御意の段、是又御前衆被仰聞候、  
有時御所様御意よき、大坂よきもコイツラガアルト聞召候切やふり名没  
殘候ハんと仕候、左様のやつハ被成候やうが、御意の由、何のうのと  
毎日御所様被仰候、御失被成候へりしを思召候得き、無左ふりしき事  
と被仰、上野殿御笑被成候と承候、  
其後今月切腹被仰付候と御沙汰あり、其年の八月二日、駿河へ還御  
ノ時、兩人のその御赦免被成候間、何方も心安罷在候様ニ被仰出候と、伊  
賀守殿より被仰渡付、忝存、其後京都ふ心安罷在候へき、  
辰ノ年四月、大御所様御他界被成候、其年八月、京都牽人拂よ付、帶刀老平  
戸、次郎兵衛ハ大村へ被差遣候畢、

〔寛政重修諸家譜〕

五十 松平定勝隠岐守

元和元年此役よハ、二條城没

もる、此とき降人北川次郎兵衛宣勝、茂めしあり、事ら

〔松山叢談〕

一 宗源院殿定勝公 元和元年六月、大坂方降參の北川次郎

兵衛宣勝御預け、後大村民部少輔純頼殿へ御預替あり、垂憲録拾遺

〔寛政重修諸家譜〕

七百四 大村純頼新八郎、民部 元和二年六月二十一日、豊

預替ニツ  
キ幕府ノ  
令

臣家の臣北河次郎兵衛宣勝及心男市左衛門長倫をめし預ら

〔大村家覺書〕

四 純頼喜前、嫡男 北河次郎兵衛御預之事 元和二年 丙辰、大

坂落人北河次郎兵衛を御預、御奉書左之通、

以上

急度申入候、北河次郎兵衛貴殿へ御預り被成候間、名カ板倉伊賀守方御請  
取候、其元ニ可被爲置候、牽人之儀候條、家來も二三人之外者御座有間  
敷候間、其之心得可被成候、恐惶謹言、

六月廿一日

安藤對馬守

重信判

土井大炊助

利勝判

酒井備後守

忠利判

本多上野介

正純判

酒井雅樂頭



元和元年五月十七日

忠世判

四九〇

大村民部殿人々御中

○北川次郎兵衛ノ秀頼ノ命ニヨリ、榎島玄蕃ヲ捕ヘシコト、慶長十九年十一月十一日ニ其條アリ、次郎兵衛及ビ山川帶刀ノ大坂ニ籠城セシコト、同年十月六日、秀頼浪士ヲ招ク條ニ、東軍ト戰ヒシコト、元和元年五月六日、道明寺附近合戰ノ條及ビ同月七日、天王寺附近合戰ノ條ニ見エタリ、竝ニ參看スベシ、

〔参考〕

〔土屋知貞私記〕

大坂一手頭分諸物頭所々討死自害被生捕城ヲ出分有増  
松浦壹岐守ニ御預ケ  
山川帶刀  
大村民部ニ御預ケ  
北川次郎兵衛

〔大坂御陣山口休菴咄〕

奥書

松浦家預  
中ノ山川  
帶刀ハ秀  
頼ノ妾ノ

右山口休菴咄を、村越如泥翁の藏本を以寫申候、如泥翁ハ松浦家之士よ、て、肥前平戸の産也、軍談よく、古質を知る人ナリ、或時の物語よ、山川帶刀を、秀頼公の妾の兄也、大坂落城の後、松浦家へ御預ケニ成、百人扶持に

兄

くらと、休翁と名を改、百人扶持の内を出入の職人町人など一人分はとつ、合力いさゝ、物數寄にて、扱候器物等知人ゆめ候へハ、其儘何々へ候よ、子をは孫平次と申、松浦家ニ勤候由、如泥翁若年の時分休翁をも見られ候、孫平次ハ友さちニ致され候由なり、又北川次郎兵衛も、大坂落城の後、大村因幡守へ御預、次郎兵衛二男、後よ平戸の家中へ養子ニ參り候由咄被申候、  
享保十一年丙午四月  
人見行察寫之

十八日、<sup>甲子</sup>秀忠竝ニ公家衆門跡大名等、二條城ニ抵リ、家康ニ謁ス、是日、二條城ニ因明ノ論義アリ、

〔言緒卿記〕五月十七日癸亥前大樹へ參了、

十八日甲子、天晴前大樹へ參、

〔義演准后日記〕

九十

五月十八日、晴辰刻出浴、直神泉園罷向テ、着裝束、城へ

罷向、將軍伏見ヨリ渡御、數刻御内儀ニテ御振舞了、已後大御所出御、先竹内宮、大乘院、勸修寺門跡御禮、先度ノ御禮仁被洩衆也、已後妙門、梨門、予參、上壇ニ着、于時長老出テ、窺上意云、將軍ノ御方御カケニテ可有御聽聞カト申、是へ御出可有由仰、仍、將軍御出、各御禮申畢、論義衆始之、問者興福寺喜多院、講

元和元年五月十八日

四九一

山科言緒  
家康ニ謁  
ス

家康秀忠  
ヲ鑿ス  
門跡衆參  
禮

家康秀忠  
因明ノ論  
義ヲ聽ク



元和元年五月十八日

四九二

伊達政宗  
等參聽

師東大寺不動院、數刻問題當時兩人共ニ學生也、因明ノ論義也、堂上衆數多  
祇候、大名ニハ伊達侍正宗等也、退出後、宿坊へ行休息、歸寺了、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十

記録拔書六卷ニ

政宗二條  
城ニ候ス

五月十八日、午刻政宗義二條に登城仕、押付致下宿候、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十 四月廿八日、五月十九日迄日記有之、左

ニ寫之、

外題ニ

慶長二十年卯月廿八日、日記、五月十九日迄且京よ、大坂陣中五  
月九日御開陣、又京にて也、

五月十八日、羽柴越中殿、細川内記殿、與安法印、酒井左衛門尉殿、倉橋内記殿、  
右之衆に御狀被遣也、鞍馬ノ圓頓院御見廻、毘沙門之尊像、并御札山のい  
も一折御進上也、羽柴越中殿に御狀參也、有樂に御狀被遣也、與安法  
印御見廻也、九時二條御城に被成御出、頓る御歸宿也、西洞院少納言殿  
に御狀并諸白兩樽參也、水無瀬一齋御見廻也、宇治牛加子む、竹子五

本進上也、七ツ時北野に馬御覽ニ御出候、日暮方御戻也、金森出雲殿  
に御狀參也、鈴木圓兵衛御禮申上、板物一端上申也、尾川作右衛門御目  
見仕也、侍從様に御狀被遣也、宗薫に御狀被遣也、津田平左衛門殿に  
御狀參也、天氣よし、但明方より雨少降也、  
十九日、酒井左衛門尉殿、仙石兵部太輔殿御兩人に御狀被遣也、松平下總  
殿加賀爪甚十郎殿、豐嶋主膳殿、北見主水殿、周順、右之通御見廻候處、御振廻  
也、中山ヶけゆ殿、松宮二郎兵衛兩人に御使として、石監物被遣候也、政  
所様に御帷子二十參也、御使ニ御帷子一重之内、單物一ツ進也、竹中丹後  
殿御見廻也、御影堂量阿彌御見廻扇二本進上也、卷かう御見廻也、小  
出信濃殿、小谷いせ殿、水無瀬一兵衛殿、右之者に御狀參也、若殿様よ、御  
飛脚上ル也、小原檢校七ツ時御出也、

〔附録〕

〔春日社司祐範記〕 慶長二十乙卯年日記 五月廿一日、將軍兩御所様へ

宮本御禮申上了、社中使治部少輔、禰宜兩人、進物ハ御被御樽也、

十九日、丑、秀忠ニ條城ニ抵り、家康ニ見エ、家康ノ八月マデ滞在シテ、諸般

春日社人  
家康秀忠  
へ參禮

元和元年五月十九日

四九三



秀忠家康  
二滞留ヲ  
懇請ス

ノ事ヲ處置センコトヲ請フ、家康之ヲ諾ス、

〔駿府記〕五月十九日、將軍家從伏見渡御二條御所、大御所近日可有還御駿府旨、將軍家被仰曰、八月迄有御滞留、万事御仕置等御談話被成度旨強而被仰上、依之大御所八月迄可有御在京之趣被仰云々、

淺野長晟、故眞田幸村夫人大谷氏ヲ、紀伊伊都郡ニ捕フ、明日、之ヲ幕府ニ送致ス、

大谷氏秀  
頼ノ與ヘ  
シ金子脇  
指ヲ所持  
ス

〔駿府記〕五月廿日、眞田左衛門佐妻女、紀州イトノ郡忍居、淺野但馬守捕之差上、黃金五十七枚、自秀頼賜眞田來國俊脇指所持、則御前差上之、則賜但馬守云々、

〔淺野家舊記〕

大阪御陣并御普請付紀州一揆

態以使者致啓上候、仍落人之儀、當國無油斷穿鑿仕候、然者眞田左衛門佐女房、昨日とらへ來候間、則ひうせ進上仕候、金子脇指と女房手前ニ御座候つる間、注文仕もとせ致進上候、此外落人共とらへ申候間、書付上ケ申候、彌爰元改候間、御前可然様ニ被仰上可被下候、猶使者可得御意候、恐惶、

五月廿日

長晟大谷  
氏ヲ本多  
正信ニ送  
致ス

本佐渡守様

〔淺野文書〕

○四 安藝

以上

貴札令拜見候、仍、大野修理内北村善大夫御越被成候、則其段懇ニ致披露請取置申候、然者眞田左衛門佐妻子并侍三人、御領分ニ御とらへ候、御上を被成候、是も請取申候、具ニ申上候處ニ、其元無御由斷被入御情候故、早速御尋出被成旨御意被成、今度重々被入御念候儀、御祝着被思召由、不大形御機嫌共ニ御座候間、御心安可思召候、然者其元落人又一揆企致候者、彌御穿鑿被仰付由存其旨候、誠以方々御苦勞之段、令察存候、尙以其段も懇ニ申上候間、御心安可思召候、何も此方相應之御用御座候、可蒙仰候、疎意存間敷候、委曲期後音之節候間、不能具候、恐惶謹言、

本多上野介

五月廿四日

正純(花押)

淺野但馬守様 貴報

家康長晟  
ノ大谷氏  
ヲ捕ヘシ  
ヲ褒ス

長晟大野  
治長ノ家  
臣北村善  
大夫ヲ捕



以上

落人之儀ニ付、具示預候趣、兩御所様へ入御披見候處ニ、物每被爲入御念候故、如此之儀出來仕候と御申候て、不大形御機嫌共ニ御座候誠ニ不一方御事共ニ御座候條、拙者式迄大慶奉存候、不及申候へ共、彌被爲入御念、上意之御爲、貴公之御爲、彼是以御法度無相違様ニ、乍恐肝要之御事ニ候、委曲面拜之節、積御事共可奉得尊意候間、早々及御報ニ候、恐惶謹言、

本多佐渡守

五月廿五日

正信(花押)

淺野但馬守様 御報

〔参考〕

〔本光國師日記〕

七十一

五月十五日、文殊院飛脚自高野來ル、十四日ノ狀來ル、

眞田左衛門介預ケ物之由申來、

十八日、文殊院返書遣ス、案左ニ有、

十四日之書狀、同十五日令披見候、眞田左衛門佐預ケ物目錄之趣懸御目候、其預リ主蓮花上院儀、不混自餘可令穿鑿旨御説ニ候、大坂へ入城以來、

眞田幸村  
預物ノ詮  
議

預ケ物取遣、猶以不審成儀候、惣別之預ケ物何も留置、重々御檢使被申請、彼預ケ主と預リ主と穿鑿之上よて、落着可有之候、何之預ケ物も一切被出候事無用ニて候、山中へも此由堅可被申渡候、油斷有間敷候、恐々謹言、

五月十八日

金地院

文殊院 貴報

二十一日、丁卯、家康眞言ノ論義ヲ聽ク、

〔義演准后日記〕

九十九

五月廿一日、晴、出京、眞言論義於二條城在之、爲聽聞參、

論題西方非西方新儀、于時予ニ御尋行者本尊ニムカハ子ハ、本尊行者ニ向フト云儀也、

〔孝亮宿禰日記〕

四

五月廿一日、丁卯、晴、予忠利參二條殿之處、三寶院殿

有御成、只今自將軍、大御所亭、還御云々、今日於二條亭眞言衆論義有之由、有御雜談、

是ヨリ先キ、毛利輝元ノ臣佐野道可大坂ニ籠城ス、城陥リテ後、遁レテ京

都ノ附近ニ潛ム、是日、山城大藪村ニ自殺ス、

〔萩藩閥閥録〕

二十八  
内藤孫左衛門

○上略、内藤隆春繼、隆春嗣子無之、兵戶左衛

元和元年五月二十一日

四九七

三寶院義  
演家康ニ  
候ス

内藤元盛



元和元年五月二十一日

四九八

元盛毛内利  
輝元ノ内  
大坂ニ入  
城ヲ受ケ  
名ヲ佐野  
道可ト改

子元珍粟  
屋元豊  
タ自殺ス

毛利氏道  
可ノ孫元  
宣ニ遺領  
シ相續セ

門尉元秀二男依甥成修理大夫元盛之致俾養子於諸所盡軍忠候慶長十九年大坂表御一亂之時御内證ニ段々旨趣有之從輝元公被成下御誓詞秀頼公之爲御味方自分以人數改姓名號佐野道可大坂籠城仕候翌廿年落城之時大坂之城を立去京都之邊鄙ニ罷居候處對御爲生害可仕之旨ニ付城易桂里大藪村鷲鷹寺乙訓郡久世村大藪鷲鷹寺ニ移同年五月廿一日切腹仕候道可嫡子元珍儀者御國ニ罷居候處道可依爲子共孫兵衛尉元珍并弟粟屋圖書佐元豊一同ニ京都に被召登其以後御國罷下元珍ハ防州富海波郡之領地瀧谷寺元豊ハ長州美禰郡岩永之領地ニ移同年十月十九日兄弟切腹被仰付候依之元珍嫡子宮松丸右衛門宣遺領相續被仰付候時之御一行左之通御座候

今度道可不慮之覺悟付其方事爲公儀被召上儀併近年親子不和之段雖爲不相紛儀依太躰不能其申分差上候條跡目之事息宮松相續不可有別儀者也仍一行如件

慶長貳拾年七月五日

輝元公  
御判

内藤孫兵衛尉とのへ

元珍駿府  
ニ召喚セ  
ラル

輝元元珍  
ノ無事ヲ  
幹旋セシ

右修理孫兵衛親子平生不和ニ付修理不慮儀仕候と御文章ニ被遊候者御心持有之公儀に被仰出之由承及申候孫兵衛儀公儀ハ御尋之節駿府ニ權現様被成御座候故私家來都野惣右衛門与申者彼御地罷越孫兵衛御咎メ無之様ニ与心遣仕候ニ付其節之大御目付柳生又右衛門殿宗ノ共戸備前守元續并私家來惣右衛門に自筆之御狀を被下于今所持仕候付寫仕差出申候

以上

柳生宗矩  
元珍ノ爲  
スメニ周旋

元珍切腹  
ヲ命ゼラ  
ル

一筆令啓上候此此の惣右衛門殿此方へ御下之儀内藤孫兵衛殿御事連々修理殿と御間之事各別ニ有之修理殿大坂に籠城儀も一圓不被存知其上久不會之旨重々之様子とも被仰越候右より秀元おとも其分被仰ニ付於江戸上州も御下候間左様之旨も可申与存候へ共孫兵衛殿自分ニ移ハ申分難成候間宗瑞様長門殿おと於被仰者如何様之御使成共拙者可申と存則此の惣右衛門殿へ申渡其地へも以書狀申入候然處ニ也や切腹被仰付之旨ニ候無是非次第殘多存事候定有子息おとも可

元和元年五月二十一日

四九九



元和元年五月二十一日

五〇〇

有御座候間、左様之儀者、何とぞ御分別候て、御意見專一ニ候、爰元ニては、  
の惣右衛門尉事外被入情、其段も大方申達、御兩殿之御書參候者、今一途  
上意も可得様子も御座候處ニ、千万殘多御痛敷御事ニ候、委細之段惣右  
衛門可被申候、此子息之御事ふと、無是非之事ニ候、一入痛敷計ニ候、様子  
御上ニ可被仰候間不具候、猶期後音候、恐惶謹言、

柳生又右

霜月廿一日

判

宍戸備前様 人々御中

柳生又右

都野惣右様 人々御中

猶々、宍備州へ以書狀申候、御届頼入候、  
御國之到來就有之、御下之儀尤ニ存候、扱もく、孫兵衛殿之事、可申様無  
之候、貴殿御肝煎ニ付て、一往も可達上聞事も可有之、与存候處、早々右之  
仕合候條無是非儀候、此中御才覺御肝煎共無ニ成申候、御殘多計候、何事

元珍京都  
ニ赴ク

秀就手書  
ヲ元珍ニ  
與フ

輝元ノ道  
可ニ與ヘ  
シ誓書

後先々之御事と可思召候、御子息之御事、誠ニ無比類儀申も、愚ニ御座候、  
被切思召、孫兵衛殿御子息御座候者、無退屈御奉公尤ニ候、此中御肝煎と  
も御たのもしき儀、書中ニ難申盡候、恐々謹言、

霜月廿一日

判

孫兵衛元珍京都罷登候節、從秀就公被成御書候寫、

狀披見候、其方不慮之儀付罷上候事、咲止ニ候、申越候通具聞届候跡目之  
儀、於萩御理申之由可然候、於我等無別儀候、於様子者、福越申置候、尙重  
可申候、と、

七月廿九日

秀就公  
御判

内孫兵

御誓詞之儀者、私父又七迄所持仕候處ニ、至末々若紛失仕候時者、奉對御爲、  
外見不可然儀、与存、火中仕候、尤自筆を以、御前書計相調、私に讓置候付寫、

今度、宍備州を以、申頼儀、則分別ニ、可被罷上之通神妙、生々世々難

元和元年五月二十一日

五〇一



元和元年五月二十一日

五〇二

忘令滿悅候、就夫兼約之段、少々相違有間敷候品々儀も別紙ニ備州方  
に申入候事、

一内藤孫兵衛兄弟共迄、本家之儀者不及言見捨間敷候、隨分取立候多、我  
等心指ニハ當家代々報恩情召遣可申候、氣遣有間敷事、

一於攝州如何様之儀候共、互ニ申通間敷候、城中之儀、首尾可然様何分ニ  
も心遣彌以頼入候事、

右於偽ニ者、

道可父子  
ノ履歴

内藤修理大夫元盛

後號佐野道可

實夫、戸左衛門尉元秀二男也、隆春嗣子無之、依爲甥、養子ニ仕、本領致相  
續荒瀧ニ在城、其以後隆春妾腹ニ男子出生仕、内藤善兵衛元家ト申候、彼  
者各別ニ被召仕、只今之内藤四郎兵衛家ニ御座候、元和元年五月廿  
一日、就御爲切腹也、

内藤孫兵衛尉元珍

元珍

志道元宣

志道右衛門尉元宣

始號又三郎

父元盛就御爲切腹也、依之元珍義、元和元年十月十九日切腹也、三拾四歳、  
萩御打入砌、元珍迄荒瀧ニ罷在候節、領地壹万石余被下置之由申傳候、  
父元珍歿後、知行斷絶仕、依之母方以稱號改志道、慶安元年四月廿一日  
死、四拾貳歳、

内藤隆昌

内藤又七隆昌

始號志道又七

父元宣生涯之間、雖漂泊仕、依有先祖忠義、再賜領知、復内藤隆昌從七歳、綱  
廣公御側ニ被召仕候、享保四年六月廿三日死、七十八歳、

〔毛利氏四代實録 考證〕

肝要誓詞三

起請文

一今度修理事、大坂御城罷出候通、其聞候夢聊不存候事、  
一去年之惣劇付多、大坂に御奉公之望ニ仕候由、是又一圓不存候事、

道可ノ大坂入城ニ  
ソキ共、戸  
民部ノ起  
請文

元和元年五月二十一日

五〇三



元和元年五月二十一日

五〇四

一 修理事、右企於實正者、以來兄弟之間を切、書中之取替、不通可仕候事、  
右私事御奉公向之儀、乍勿論、彌以無二之覺悟可仕候、於此上自然之儀  
候ハ、被成御尋可被下候、此由御披露奉憑候、  
右於僞申上者、

梵天帝釋四大天王、惣る日本國中大小之神祇、別る伊豆宮根兩所權現、  
三嶋大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神爵可蒙罷者也、仍  
起請文如件、

慶長廿年

四月廿六日

兵部 血判

山田吉兵衛殿

深瀬覺書

大坂後之御陣

一元和元年大坂後之御陣之時ハ、御人數遲參候て、大坂落去之後、各被着候、  
備前守事ハ、五月九日ニ兵庫に着いし罷居候、長門守様伏見ニ被成御  
座、備前守早々伏見に可罷上候處ニ、今度内藤修理大坂籠申之由候、其上

秀就伏見  
ニ候ス

本多正純  
道可ノ命  
索ヲ命ズ

共戸備前  
道可ノ命  
在ヲ知ル

道可ニ切  
腹ヲ命ジ  
首級ヲ正  
純ニ示ス

大坂を切抜たると相聞候、早々被相尋、可被差出之由、本田上野殿被申  
之間、修理事、備前守相尋候て差出し候へ、無左候へ、御當家より差籠候  
哉と被蒙御不審事候、隨分手遣仕、修理事尋差出やうよと被仰渡候、備前  
守御請仕、所々方々手遣仕候、大形落所を聞立候て、御當家御奉行衆迄、備  
前守念を入申候、其意趣ハ、修理大坂に罷籠候故、御當家被蒙御不審と候  
へ者、兄弟不便共不存候、若相尋候ハ、搦々可被差出候哉、又印よて可被  
差出候哉、何之道も御家の爲ニ候間、無御後悔やうふと存申事ニ候と  
被申候、御奉行衆御談合之上ニ、繩手ニウけらま候事も、生口ニ御用捨  
も有之、又印よて被指出候へ者、御奉行衆御不審如何可有之候哉、逆之儀  
ニ候ハ、人不知ニ討、印を出し候て可然と被仰候、就其色々之術よて、洛  
外之小寺に召具、住持を種々頼、後日無沙汰様ニ申府作、扱切腹申付、印を  
爲持、上野殿に如此と申上、伏見よてハ、佐渡殿に申上、印被成御見せ候、左  
候て後、右之宿坊隣郷之地下人訴訟ニ罷出、板倉殿迄申上候得共、色々  
候て、無事ニ治り申候、扱又修理事手前よて、不相澄、内藤孫兵衛、粟屋圖書  
上方に被召上を候節、備前守ニ被仰渡候て、色々被申、被差下候を、於

元和元年五月二十一日

五〇五



道可ノニ  
腹ヲ命切  
ラマタゼ

元和元年五月二十一日

五〇六

彼地切腹被仰付候其時も備前守所より申渡切腹被仕候(各カ)

慶長廿年嫡子出雲守家替之御一行有之、

尖備前守隠居之儀付ゝ内々我等へ被申候も無余儀候之條御同心候て可然存候就夫深瀬次郎兵衛差上候由候委細者祖三左可申候恐々謹言、

右馬

六月六日

宗瑞御印形

秀就進之候

(宋書)  
元和元年  
福原庄次郎譜

相模守元房代

昨日御出之由候へとも他行申不懸御目残念存候隨ゝ宗瑞老へ御報申候間可然様御心得憑申候是式候へ共あはせ貳ツ進入申候路次よて御めし候へ可爲本望候恐々謹言、

八月十日

勝重判

道可ノ女  
赦サル

福原越後殿御宿所

板倉伊賀守

猶以先日本上州我等も一所居申候今度大坂へ走籠候もの子にて可致成敗由貴殿へ可申渡由被仰出候むせめ一人ハ貴殿へ被下候由被仰出候間其御心得可被成候彌先日被申渡候通御失念無之様こと申來候拙者儀者あつと覺不申候へ共本上州へ申來候間如是候、

右板倉伊賀守殿へ福原越後守へ御來簡之趣ハ越後守二男福原相模守妻

身柄實ハ内藤修理元珍女(盛男)此者儀御手筋ニ付嬰子之節ハ清光院様輝元利

御養女ニ被成置盛長(下田)之後宗瑞様御二方様思召ニ有越後守へ被成御意候

ハ右御養女越後守二男相模へ嫁宿被仰付度との御事ニ有婚姻一卷御取

調被成從御城直様相模ハ婚禮御調被成被遣候相模妻之實父内藤修理身

柄元和元年大坂御陣落城之節籠城仕候ニ付落去已後修理儀切腹仕同嫡(備外)子孫兵衛二男栗屋圖書何後切腹被仰付候依之相模守妻儀も天下向可被

召捕趣ニ付上方途中迄爲囚人被差上候處ニ右之通從天下御免許之御沙

汰之上板倉殿へ右御免狀來着之故夫々罷下り相模一生嫁宿仕候事、

元和元年五月二十一日

五〇七



元和元年五月二十一日

栗屋龜龜豐充家

栗屋六左衛門元照 伊勢岩、吉兵衛、

一慶長貳拾年七月五日、從輝元公、栗屋圖書上方表被差上候、砌跡目之事、

息伊勢岩相續、無御別儀立可被遣之旨、御一行被下置候處、伊勢岩幼少

之間、父圖書知行千三百五拾石當分御預り被成候間、盛人之上被差返

可被下との御事、其内爲堪忍料無役ニ三拾人扶持被下置候、

一右之趣ニ付、六左衛門盛人之上、秀就公御代始る御斷申上候處、翌年正

月五日被遊御逝去ニ付、御家頼中諸御斷之人數百拾人餘有之候、依

之御斷之書付、兒玉淡路元恒、萩當職之砌、江戸に被差上候、江戸當役相

杜兵庫就幸ニ付、右之人數之内、赤川十郎左衛門、栗屋六左衛門、兩人

之書付、御扇書を以御斷無余儀候間、御序を以被仰伺可被下与被仰下

ニ付、其節門田太郎右衛門元珍組ニ罷居候砌、太郎右衛門宅に

被召出、右之段被仰渡、御扇書拜見仕候、

烏田知庵家

烏田九郎兵衛大坂籠城ス

一祖父九郎兵衛者、肥後守實子ニも二男故、惣並一同之浪人ニ相成候、其

後慶長十九年大坂秀頼様御籠城之節、内藤修理一同ニ籠り申候、下略、

前文欠

相見へ申候、此段子細御座候、公儀に被仰出之由承傳候事、

右私先祖栗屋次郎右衛門尉孝春与申者、夫戸左衛門尉元秀三男ニ多御座

候、次郎右衛門尉嗣子無御座付、兄内藤修理大夫元盛、次男圖書佐元豐、依

甥成、俸養子ニ仕、家續申付候、然處内藤修理旨趣御座候、於京都慶長貳拾

年五月廿一日切腹仕候、修理大夫嫡子孫兵衛元珍、弟栗屋圖書佐元豐兄弟

一同ニ京都被召登、其後御國に被差下、孫兵衛儀者防州富海領地、圖書佐儀

者長州岩永美領地ニ多、同年十月十九日兄弟切腹被仰付候、圖書佐嫡子

六左衛門幼年之節者、伊勢岩与申候、此者に跡職無、御別儀可被立遣之旨、被

對圖書佐、御判物被成下候、且又内藤修理大坂籠城仕候節、輝元公内藤孫

兵衛、栗屋圖書助儀御取立被成可被下之旨、被成下御誓詞候趣之儀者、内藤

孫左衛門可申上候、

栗屋次郎右衛門尉孝春

始五郎左衛門

元和元年五月二十一日

五〇九

五〇八



元和元年五月二十一日

五一〇

粟屋圖書佐元豐  
始傳次  
粟屋六左衛門元照  
始伊勢岩  
粟屋四郎右衛門義將  
粟屋吉兵衛政豐

百二十七

内藤左衛門大夫隆春娘

綾木大方

前略

元盛此娘と致嫁娶候、元盛事、大坂御陣落去之後有故、父子共ニ及生害、家名斷絶仕候、綾木大方ハ無御構付、山内佐渡守元如と嫁娶被仰付、子共出生仕候、元如家斷絶ニ付、綾木大方ハ爲御育前方三百石被下置、其後御改之節、百石之下地拜領仕候、左候、内藤修理方ニて出生之娘と、山内佐渡方ニて出生之娘と、兩人御手筋之者ニ付、清光院様御養女ニ被成、一人ハ福原相模妻、一人ハ岩室勢祐妻ニ被下候、然共勢祐妻ハ譯有之、綾木御斷申上之、違

道可ノ妻

變仕云々、下略、

内藤善兵衛家系ニ

女 内藤元盛妻

輝元公依爲御外戚、於美禰郡綾木村貳百石之地被下之、依之綾木大方と申候、道可死後、山内佐渡守元如ニ嫁、女出生仕候付、綾木大方御歎申上、持掛之知行之内右之女ハ被下之、祖式七郎兵衛就吉持掛り知行ニ引加、嫁娶被仰付候、

綾木内藤ニて之子ハ 宮松丸 福原相模妻

同 山内ニて之子ハ 岩室勢祐妻ニて、則祖式七郎兵衛妻也、

福原庄二郎譜

元和元年十月切腹被仰付之、

福原相模守元房

一書申遣候、うち方朦氣ニ氣分ふと、如何候哉と無心元候間、黒澤丹宮差下候、様子可申越候、爰元相替儀無之候間、心安候、委者丹宮可申候、ト、

元和元年五月二十一日

五一



元和元年五月二十一日

十二月廿九日

秀就公  
御判

福相模

五二二

右御書之趣者、相模守妻之實父内藤修理并嫡子孫兵衛弟粟屋圖書身柄、大坂御陣落城以後、右之者共生害被仰付候ニ付、朦氣爲御訪黒澤丹宮被差下候御事也、

〔別吉川家譜〕

六十

去年大坂ニテ、秀就公ノ供ノ中ヨリ、ヒツカニ廣家公へ、萩家人一兩人立去リ、其躰何トモ思慮ニ及ハス推量シケルニ、其實正未ダ極マラスト告ル者アリシガ、又萩家中ノ内ヨリ、内々廣家公へ、前方大坂ニテ邪推ノ趣實正ニテ、此事世上へ漏ケレハ、國家ノ大事ニ及フヘシ、早々萩へ下リ玉ヒ、心遣シテ取ヲサメ玉ヘトアリシカ、廣家公病氣ニテ延引ニ及ヒケルカ、押シテ片時モ早ク下リ玉ヘト、重テ催促シケルユヘ、ツトメテ下リ玉ヒケレハ、去冬宗瑞公、秀就公、秀元公相談ニテ、先年石田治部少輔謀反ノ時モ、治部少輔方へ一味ノ大名數々コレアレハ、今度ノ事ハ、秀頼公身上ノ儀ナレハ、秀吉公厚恩ノ大名アマタアルヘシ、然レハ大坂ノ城五年七年ノ内ニハ落去スヘカラス、家康公老躰ナレハ、齡相屆マシ、其時ハ大坂ノ利

冬役ノ時  
毛利氏ノ  
家臣出奔  
ス

吉川廣家  
ニ歸國ヲ  
促ス

毛利氏家  
臣大坂  
城ニ入  
ラシム

運ニナルヘシ、用心ノ爲、大坂城中へ隱密ニ馳走然ルヘシト、内藤道可ヲ籠ラレ、其上兵糧米一萬石ノ代ニ、黄金五百枚ヲ遣サレテ、大坂ノ利運ノ時ハ、先知八ヶ國ノ上ニ、備前美作ヲ添テ、十ヶ國拜領ノ約束ニテ、世上ヲ見合セ、毛利ノ同姓一人ヲ籠ラルヘシト謀ラレケレハ、籠城ヲ望ムモノモ多カリシニ、冬ノ陣ニ、秀吉公取立ノ大名一人モ大坂へ味方スル者ナク、和談ニ相成リ、堀石垣迄破却ニ仰セ付ラレシカハ、大坂ノ城滅亡幾程モ有マシキ躰ナレハ、前方ノ積リ相違ヒ、後悔ノ様子ナレハ、素リ隱密ノ事ナレハ、秀元公ノ外ニ兩人、近習ノ中ニ兩三人知ル者アリテ、此外ニハ家老中ヲ始メ、一圓之ヲ知ル者ナシ、夫ユヘ談合ナキ家老中ハ、殊外立腹ニテ、此事曾テ上ノ心中ヨリ起ラサル事ヲ才覺タテノ吟味ナリ、ヤカテ大坂へ籠置ケル者ノ妻子親類ヨリ色立、此事世間へ漏レ家ヲ失フ時ハ、秀元公ヲ始メ、其外四五人相果シ、本望ヲ達スルノ覺悟ト告ケレハ、廣家公種々心配シ玉ヒ、取鎮メラレ、ナヲ家老中ノ立腹ヲモナタメ玉フ、

舊記物

福原越後ヨリ密書ヲ廣家公へ進上ス、

元和元年五月二十一日

五二三



福原越後  
密書ヲ廣  
家ニ贈リ  
テ歸ス

元和元年五月二十一日

シフモニツミテニカサ大  
トコモニカイギ一ロツケア  
へ上セ儀ノコロツサ御テニツジ  
ノエイ御ハ候シフモレモ  
ザゴニキト此シイダ一御  
クカイサ御ルザライロツ  
ノエイ御ミンギ御ノテダ  
レサタク仰イナ内ヌカ行  
ケアシフモモリヨレコ  
クトゴノクカシ萬ンブ候  
トモデヒユフ去ロツザ御ニ  
シフウヤリイス私ヘマサ  
シフモニツミロコトノン  
ゾ御ンエ一ニロコトロツ上  
ロツレラ仰ト儀キナジン

五一四

ヲ儀ノジイダゴドホカ  
子ツタ御ルタニナ後ノツ  
テニ是ロツクナサゴモ  
フモエミ相ハリブテ御  
ウコキミザキ其ロツシ  
サブナハ目コヨ御リヨマサ  
レサナキヲ居御ヘノド  
タカノモ御モヲ段ロツカ  
關ロツサ御テリ仕リ  
公キキトノラハガ  
ヤテニイカヅキ御マサ  
ンア御クゴ兩ウヤウ  
ロツシフモ調イアニド  
サムタマビタ此ニロコト  
レワナシウヲエイ御ト

元和元年五月二十一日

五一五



元和元年五月二十一日

キヘルアザ御ニウヤ候  
ロツズバヨヲニヒゼ段  
此ウツウツマサ公キ  
ニナレサナリダク御地  
ミメサヲリト御ゾト  
候シフモミストコニツ  
ンカイカツ心御ニウヤ  
クサロツサ御ニテマ要  
ケウロコトノ正ツジ日  
候シフモテタリワマタ  
ニキシ御モトコニナ條  
ケアシフモウコンダ御  
リツマテタシンソクマ  
御クヤハモシンヘ日一候  
候リツマテタ待リダク

五一六

ヲクヤキヒヤハメタノ此  
御ロツゲアシフモテタ  
クシマルサバツアンダユ  
クシカ候

二ノ廿七

御申之

判

アシフモイ内ゴ日ンセ  
イラヅワ御ニロコト候ケ  
御リヌク御チ此キツニ  
ヨキヘルサハソア引ンエ  
ンソニシウセテサテサシ  
イギ一ロソリツマテタシ  
ダロコトノ正ツジヨイヨ  
テタリワマタケウンダン

元和元年五月二十一日

五一七



元和元年五月二十一日

ウリ御カザ大ロツシフモ  
ンセ御ハ上ロ(ソカ)ノリナニ  
ンゼビニエウノクコカ八チ  
十レラエツイアヲカサマミ  
クヤ御ノ領イハ御クコカ  
兵モリヨタカ此テニクツ  
ンゴ黄イタクゴンマーウロ  
レサナウツチ御イマ百ゴ  
ウ其レラメコシサユジ人  
テ候セワアミ御上セモニエ  
ナメコ御ユシノジ名リモ  
ヨノミンギ御ノトキベルサ  
御ノユフ去ニロコト候シ  
ノタカミ御ヘカサ大ニンジ  
クナザゴモンニ一ユシ名イダ

五一八

ヘ候イナトト相ニンダワ御  
キハテマキカ名(石カ)リホモト  
尙條ロツレラケツ仰クヤ  
ロ(ソカ)ノメツリト御ツナルハ  
イウボツメ御ノカサ大ハハ  
トキシマルアザ御モドホク  
ンブ其モトツモンブ風ノ  
マテタシンソト儀キベルタ  
ハマタアノスラカロツリツ  
ロクハギサ白リナクロシ  
カサ大モト候シフモリナク  
御ギスフモトンウリ御ノ  
ノビタ此候クジマルアサ  
コレカマサトモテヒ儀  
ニユシンキ御人ウヤリ一レ

元和元年五月二十一日

五一九



元和元年五月二十一日

カハヘカナ(ホカ)ノソ人ンサ兩  
ロツクナサゴウコンダ御テツ  
ノ衆キナレコウコンダ御  
立クフノカホノトコハンブ  
心御ノンゼ御儀ノコテニ  
ロツズサフモリコヲリヨ  
テダクカイサノ例ヲ儀  
ロツクナレギマミンギ御ノ  
レカヲメコヘロシ御テガヤ  
モドシイサノモド者ロツ  
ンケ世テ候チタロイリヨ  
ワナシウヲエイ御レモヘ  
トモデヒリタイニキト候レ  
ンニ五四カホ其メシハヲマサ  
ツタ相ウモ本テ候シタハ相

五二〇

ンダシフモノゴクカキベス  
ノエイ御ロツサ御テニジ  
ニキト此フンア御ジイダ御  
キ病御條ロツリマワキ相  
モトロツサゴニギンナ御  
リダク御クヤハモシ片  
ニナロツリツマテタチマ  
候リナニレクヲ手モトゴ  
ウヤキナイワクフコ御テ  
候リツマテタシンツトニ  
アシフモトツキタママ  
クシカ候ケ

三ノ三

御申之

判

〔参考〕

元和元年五月二十一日

五二一



幸田匡種  
大坂ニ籠  
城ス

笠井重政  
大坂ニ籠  
城ス

元和元年五月二十三日

五二二

〔代毛利氏四考證〕

備後山南村幸田治左衛門書出又故事雜彙ニ有之

一元和元年卯六月大坂御陣之節中納言輝元卿様御下知之節者將親弟新助匡種を大坂に籠城爲仕無比類働仕候る七月十五日討死仕候事

笠井孫右衛門貞幹家

笠井勘七郎重政

一笠井孫兵衛元重二男ニ趣有之、宰人ニ罷居候内、元和元年大坂一亂之節籠城仕、其後一向行方不相知候由、

二十三日、己秀忠、二條城ニ抵リ、家康ニ謁シ、密事ヲ談ズ、是日、二條城ニ天台宗ノ論義アリ、

〔駿府記〕五月廿三日、從伏見將軍家二條御所着御、御密談移刻、午刻幕下還御、

〔梵舜日記〕

九十五月廿三日己巳、天晴、江戸將軍二條之御城へ御成之由也、

〔慈性日記〕

五月廿三日、二條御城ニある天台宗ノ論義、兩御所様御聽聞、四味ヲ不經、直法花ノ成佛有歟、論義正覺院、南光坊、惠心院、藥樹院、竹林房、法輪寺、

日増院、惠光坊、東光房、三井法泉院、相樹房、三昧院門主、

是ヨリ先キ、幕府、故秀頼ノ子女ヲ捕フ、是日、一子國松ヲ六條河原ニ斬リ、一女ヲ尼トナシテ、鎌倉東慶寺ニ入ラシム、

〔駿府記〕

五月十二日、今日秀頼御息女七歳、從京極若狹守尋出捕之註進、秀頼男子在之由、内々依聞召、急可尋出之由所々被觸云々、

廿一日、秀頼御息八歳、伏見農人橋之邊令忍居給處、則搜出虜之來、容貞美麗云々、

廿三日、午刻幕下還御、○是日秀忠ニ條ニ抵レリ、未刻秀頼御息八歳、於六條河原被殺給、乳母男田中六左衛門同時誅之、乳母被赦命云々、

〔本光國師日記〕

七十五月廿二日、本上野殿々狀來、秀頼子殺害日之事、爲上

意申來、則明廿三日迄ちのとのミ可然由申上、申酉間ト時刻申上ル、尊札忝存候、仍秀頼御子伏見ニ尋出候付、可被爲失日之事、相考可申上旨被仰下候、奉得其意候、

五月廿三日とつちのとのミ

則明日軍收日ニ多候御仕置以下ニ被用日よ候、申酉之間ニ可被害候、

元和元年五月二十三日

五二三

京極忠高  
秀頼ノ女  
ヲ捕フ

秀頼ノ子  
國松ヲ伏  
見農人橋  
邊ニ捕フ

國松殺サ  
ル

金地院崇  
傳國松殺  
害ノ日ヲ  
占ス



元和元年五月二十三日

五二四

此由可然様ニ御披露所仰候、猶明日面上ニ可得御意候、恐惶謹言、

五月廿三日

本多上野介殿 尊報

〔土御門泰重卿記〕

截害、哀傷也、

一 五月廿四日、晴天、秀頼、若公、從若狹上洛、則六條ニテ

〔孝亮宿禰日次記〕

四 五月廿三日己巳、朝間雨降、秀頼公之若君、今日引渡、

〔梵舜日記〕

九十 五月廿三日己巳、天晴、大坂秀頼公之若君、尋出、於六條河原

御生害之由也、諸人見物迄哀申由也、

〔細川家記〕

十四 五月十五日二通、別紙壹通、十八日、廿四日、廿七日追々

御國へ被下候六通、他ノ五通ハ略ス、

以上

自是小早申付、明日可差下と申所へ、書狀ニ由候間、則令申候、

一 傳右衛門其地へ參着、やうせかとり候由、扱ハ具ニ可申と存候事、

一 自此方も、七日之晩、大坂をた、せ、御合戦之様子申遣候、未參着あく候事不審存候事、

人々國松  
ノ死ヲ哀  
ム

家康秀忠  
終日會談  
ス

一 此狀熊谷四郎兵衛所へ相届、則早舟をこしらへ、四郎兵衛可上候事、

一 兩御所様御仕置之儀、可被仰出とて、傳長老へ御日數之儀被仰出、昨日

廿三 吉日撰上被申候、則昨日於二條之御殿、兩御所様終日被成御相談候、未何共不被仰出、何事共知不申候、人ニより殊外氣遣之躰、又世上よりゆひさしを仕衆多候、よゝく敷躰ニ候、され共實正共不見候、又そら事共不見候、珍敷儀候ハ急度可申下候事、

一 我等事、彌仕合能候、與安法印、榮任まで申候、大御所様御あつつき玉堂このむしや二つ之内拜領仕度由申上事ニ候、いつきニあるも、金子ハ千枚上可申と申入候、御次第可申上と、兩人請乞ニある候、ウヤウノ事申上よて、我ら身上氣遣のあきを可有推量候、おのゝ満足と令察候事、

一 此狀を壽齋して、萬々々へ上、又左衛門ニよゝ候、あきあせ候へと可申事、

一 百性之人、あち急可返事、

一 國中船留之儀も、いつものごとく可被申付候、番を可引候事、

元和元年五月二十三日

五二五



目玉當テ  
ラレザル  
次第

國松侍童  
共ニ殺サ  
ル

大坂ノ女  
子捕ハル

元和元年五月二十三日

五二六

一 秀頼様若君八ツニならせらま候を、伏見町ニあるさあし出、一昨日廿  
二 板伊州へ上申候昨日御志やうのいふ候、目もあてられらまざる次  
第二候事、

一 大野道見も大佛町ニあるらめ、是も昨日若君御志をなさらま候事、

○大野治胤ノ斬ラレ、コト、六月二十七日、  
ニ其條アリ、コノ書狀記ス所ハ、誤聞アラシ、

一 若君様御志を、十二三之小姓、自大坂付て參候、色々尋候得共、何者共  
名乗不申候、可助と本上野被申候へ者、是非共若君様のおらせらま候  
様ニなるへきと申、御志をなさらま候、何者之子共知不申候、寄特  
成儀と取沙汰にて候事、

一 此外大坂之面々女子、方々より出申候事、

一 郡主馬老、秀頼様之御志をへ可參とて、千疊敷までをいり候へ共、たて  
出し候ニ付、無是非千疊敷ニある腹をきり被申候事、

一 此外之頭々未とらへ出不申候、定る五日十日之内ニハ、何もからめ出  
可申と申事、

一 此外珍敷儀無之候、但大坂之御本丸ニハ、塀をうけ廻し候へと被仰出

候由候、不慥候、以上、

五月廿四日

御判

氏宗入老

小民部殿

朽六兵殿

中周防殿

小又右殿

長勘ケ由殿

右六人ニ御當被成候、

〔薩藩舊記〕

後集三十二 御文庫拾七番箱十八卷中  
家久公御譜中ニアリ

一 秀頼様御子息八歳ニ御成候を、京中車ニのせ申候て引、六條川原  
にて御成敗候、扱々むりし語こそケ様成物語共承候處ニ物之哀書中  
ニハ難申候、若年之御事にて候つるニ、御果さハ寄、特成仕合、上下共ニ感  
シ申候、○上下略、六月十一日附巨細書、全  
文ハ本月八日ノ條ニ收メタリ、

〔山本日記〕

略 上 國松様伏見ニテ知レ御生害、御女御命無障、後ニ鎌倉松ケ

元和元年五月二十三日

五二七

京中ヲ引  
廻ハス

國松ノ奇  
特ナル果  
ギハ



岡御所尼寺御住寺也、

〔相州鎌倉松ヶ岡東慶寺由緒書寫〕第二十世 天秀泰大和尚

台徳院様御孫姫君正二位右大臣豊臣秀頼公息女也、大坂一亂之後、天樹院様御養女ニ被爲成、元和元年、權現様依上意、當山ニ入葦染、十九世瓊山和尚御附弟ニ被爲成、其節從權現様、縁切寺法改多御免、此後本寺御再建、客殿佛殿方丈蔭涼軒門等者、駿河大納言様御殿を被爲引、御祠堂金御寄附有之、御朱印寺領永高百拾貳貫三百八拾文御寄附、尤境内不入諸役國役御免御朱印被下置、正保二年二月七日示寂、

秀頼ノ女  
瓊山和尚  
ノ弟ト  
ナス

〔参考〕

〔慶長見聞書〕 五月廿一日、秀頼之他腹ニ若君姫君兄弟有之、召捕申參

仙石宗也  
ノ子マタ  
殺サル

候間、若君をハ六條川原ニ成敗名ハ國松殿と申、千石宗也子息も、同時成敗、是も六歳計、

〔大坂御陣覺書〕 下 秀頼公の若君秀勝國松丸 伏見よて生捕差上る、是を三

條河原よて御生害、

〔大坂御陣山口休菴咄〕 國松様御生害の事とや若狹をふし

國松ノ生  
母國松ノ  
京極氏國  
松若狹  
ノとさや  
彌左衛門  
ノ姉妹ハ  
ニ養ハシ  
ム

國松ヲ大  
坂ニ返ス

秀頼公の御子國松殿ハ、伊勢御奉公ニ出られ候女中の腹ニ御座候を、秀頼公の御母公ハ、京極若狹殿御兄弟成故、此若君をハ預り被成候處、京極殿ノとさや若狹のとや彌左衛門と申者の兄弟、後家ニて居り申候もの、此御子去人の御末ニて、後ニハ世ハ御出可有之候、能々そたて候へとて、養子ヤシよ下され、此御子七歳迄とき、彌左衛門所ニてそとて申候所ニ、寅年大坂籠城ニ付、此御子秀頼公の御實子ニて候故、關東御せんさく可有之候間、とかく何方へも失ひ申候様ニと、京極殿御をからひニて、小舟コネよ此せ、張付チウにいとし、おしあゝし申筈相極申候を、右の後家、是非とも御供可仕由ニて、一つ舟ニのせ、張付チウにいとし、おしあゝし申えつニ相極メ申候、其後十日計有之候て、京極殿御袋御扱の御使を御頼可相成候由ニて、俄ハ大坂へ入御越候故、幸此度彼若君を大坂へ御返し可有との相談ニて、早舟を仕立、浦々尋、漸彼舟を尋出し、若君をハ長持ニ入、京極殿御道具と書付して、大坂へ入申候、其時御供ニ彼後家と、京極殿内田中六左衛門と申もの、若君ニ付申候、其後御和談ニ成、若君ハ其まゝ、大坂ニ御ぞ候、田中六左衛門も御守ニ被成、大坂ニ居申候、其後京極殿大津之藏屋敷奉行宗語と申もの、此悴十二三ニ成申もの、



元和元年五月二十三日

五三〇

かぬろにて若君ニ付申候、夏陣の時、五月八日迄、秀頼公御袋と一所ニ御さ  
候て、何とそして落し候へとの事よて、秀頼公御親子と御暇の御盃被成、田  
中六左衛門并御守の後家、右のかふる、以上三人御供いたし、若君京橋すし  
堤まで御出候へ、もえや秀頼公の御座候えんせう藏ニ火の手上り申候、  
それる若君を牧方迄落し申候處ニ、牧方おさへよ妻木雅樂頭被居候故、爰  
にて六左衛門も被拂<sup>捕</sup>彼後家ハ雅樂殿家來衆取ものよいとし、若君ハ加賀  
衆へ取申候、右のうぶろ、青山伯耆殿へ取申候、其後若君を伏見迄つれ參候  
處、腹中御煩候故、伏見の加賀衆宿材木やニ預ケ置き申候、青山殿にて、彼か  
ふる、右の若君の様子こぬくと白状いとし候故、御所様を尋可申由、方々  
へ被仰渡、板倉伊賀守殿ハ京伏見御尋被成候處ニ、彼かふる申候者、伏見ニ  
被有候若狹と々と申もの、若君へ參候へハ、何も御おぢと申候間、此ものニ  
御尋可被成候由申候て、則若狹と々親子御せんさくよ、町中へ被預居  
申候所、同五月廿二日、右の材木屋ハ若君を伏見町奉行へ出申候、則若  
狹と々親子ニ御見せ被成候へハ、若君其儘若狹ときニ御取つき候故、うた  
かへ無之、それる板倉伊賀殿へ若君を渡し、若狹とき親子も、伊賀守殿へ召

はを參り、同廿三日之朝、右の田中六左衛門若狹へ落候て、かくを居申候へ  
とも、若君を公儀ハ御尋被成候、其上ふしみニ御座候由承り、伏見へ參り候  
處、若君も若狹ときも、京都板倉伊賀守殿へ被召參候由承り、すくニ伊賀守  
殿の御屋敷へ參り、右意趣申上、御供可仕由申候ニ付、伊賀守殿、六左衛門ニ  
對面被成、御振廻被下、今度罷出候事、きとくニ思召候由ニ候、御酒二こん被  
下、緩々休息致候へと御申被成、伊賀守殿御勝手へ御入被成候へハ、其儘六  
左衛門ニ繩をかけ申候、六左衛門申候ハ、此度罷出候事ハ、御供可仕覺悟ニ  
御座候上ハ、ケ様ニ被成候よも不及候と申候へハ、伊賀守殿御立歸被成、只  
今御城へ召連罷出、殊ニ國松殿御守にて被居候へハ、其儘にて罷出候事如  
何ニ候、志はけのさめ繩をか、<sup>(ニカ)</sup>被申候へと被仰候へハ、委細うこま  
候とて、繩か、<sup>(ニカ)</sup>申候、其後伊賀守殿、六左衛門を被召連、御登城被成候、若狹  
とき親子ハ、伊賀守殿御屋しきニ罷在候、其後國松殿并田中六左衛門とも  
ニ、七條川原にて御成敗被成候由、伊賀守殿御歸被成、若狹親子へ御咄し被  
成候由承申候事、

〔村越道半覺書〕

秀頼之息男國松殿拾歳計、大坂籠城ニ付、奈良へ被隱居所

元和元年五月二十三日

五三一



ニ五月菖蒲切之折節幼童共ニ出合秀頼ウ子汝等ニ不負与被笞聞を囚之、  
兩御所様に獻之板倉伊賀守ニ被預置候時遂御對顔名相尋候處ニ我等ハ  
名無之若君様と言与宣あをやニ被仰出殺害此段色々雖比判同等之可令  
伐無之ニ付如是之時とあをや人外之事ニ候之間何時も此等之者ハ伐之  
可然之由後ニ萬人令感心也女子壹人有之候ハ頃日迄鎌倉東慶寺ニ比丘  
尼ニ有之由也

〔武功雜記〕

二十 秀頼公ノ息國松殿ノ御頸ヲ穢多ニウタセラレ候事、

家康ノ三  
其過失ト

本多安房守御家ニテ御乳人ノ子ヲ打テ退キ加賀へ有付居候ヲ御構モナ  
ク結句御目見ヘナド被仰付御懇意ノ事、

穢多ヲシ  
テ國松ヲ  
斬ラシム

豐國廟ヲ御修理ナク崩レマニナサレオカル事此三ヲ權現様ノ御ア  
ヤマリト世人申習シ候ヘトモ皆フカキ御料簡アリト見ヘタリ國松殿ノ  
事ハ正シキ天下取ノ秀頼公ノ子ヲ名字ヲ持タルホドノモノナラハイカ  
ニ輕キモノナリトモ首ヲハヌル事ハナルマジ就夫結句人外タル穢多ニ  
仰付ラレタルモノ也安房守儀ハ答ヲ御免ナサルノミナラズ御懇意ヲ  
蒙ル事イカホド難有可存ヤシカレハツレホドニ御恩ヲアリガタク存ス

國松ノ法  
號

松平定勝  
國松ヲ捕

國松ノ生  
母

ル安房守ヲ大國ノ家中ニメシオカルハ御重寶ノ至リ御乳人ノ子一人  
ヤ二人ニカヘラルモノニテハナキトノ御奥意ナルヘシ豐國社ヲ棄オ  
カルハ其時分ノ歷々過半大閤ノ御取立ナレハ豐國結構ニアルヲ見テ  
ハ昔ヲワスレサル心アルヘシ秀頼公ヲ御敵ニ被成候上ハ豐國ヲモ棄ヲ  
カレタルナルヘシ水野石見  
守殿話

〔諸寺過去帳〕

城中  
所友仙本

國松 豐臣秀頼公男

元和元年五月廿二日於京師遭害七歲、

漏世院雲山智清

〔松山叢談〕

一 宗源院殿定勝公

同時○前段ニハ元和元年五月定勝ニ  
條城警衛ヲ命ゼラレシコトヲ敘

リシタ内大臣秀頼公之息國松殿可召捕旨被仰付於伏見京橋の側御召捕直  
小御居之處同夜可誅旨被仰出上使久世三四郎殿なり某家  
記

〔鹽尻〕

四十

豐臣秀頼幼子國松之母ハ成田五兵衛助近女也始常光院禪

尼京極若板倉氏搜獲之乳母曰是非亡君之兒眞野豐後守家人坂部彦助カ

子而吾產之云々然れ共爲國松明白故誅京師于時七歲號漏世院雲山智西